

援を本願寺に請ふ。當時本願寺の威力は攝津河内和泉に蔓り、其勢當るべからず。晴元その援を得て義英の陣を衝き、義英敗死し、本願寺一揆は餘勢を以て海雲を堺に攻め、海雲亦自殺す。晴元、畠山・三好を亡ぼしてより、又本願寺を敵とす。天文元年八月四日、長政、淺香の道場を焼く、五日一揆は堺浦の晴元の陣を攻めて敗北す。二年正月、一揆また堺を攻む。晴元淡路に走り、本願寺光教堺に止る。一揆は更に伊丹城を攻む。城主伊丹左近將監、援を京都に請ひ、長政、日蓮の徒を率ゐて赴援し、一揆潰走す。晴元淡路より出で池田城に入り、兵を遣して堺を攻む。光教退いて石山御堂に籠城す。石山は今の大阪城本丸の地にして、明應五年九月蓮如の創建する所なり。當時東成郡生玉莊と稱す。五月五日、長政日蓮徒と之を攻む。かゝる所に高國の弟細川晴國、丹波より起りて京に迫る。晴元、即ち本願寺と和し、其兵を遣して晴國を防ぐ。本願寺一揆は一時鎮靜したりしが又起り、天文四年六月、本願寺にて合戦あり、一揆討死五六百人に及ぶ。一向宗滅亡するかの説あり。是晴元の攻めたるものなるべし。五年長政三好伊賀守等一揆の城を攻落す。三宅出羽守國村は本願寺の味方となりて晴國を石山に迎へて晴元に對抗したりしに、内証生じ、八月二十九日夜半、晴國兄弟を堺浦に落すべしとて誘ひ出し、天王寺にて自殺せしめ、國村は晴元の陣に走る。此に於て時の人高國の統絶ゆるかと稱せり。而して一揆勢も長政の爲に大に破られたり。

三好氏の侵略 晴國死すとも高國の黨は絶えず、畠山氏亦紀伊河内兩家ありて互に虚を窺ひ、且三好

及畠山の家臣も黨を立て、相争ひ、或は纏綿紛糾して鬭争絶えず。天文十二年七月、高國黨の浪人起り、和泉の玉井某、細川尹賢の子氏綱は高國の跡目なりとて擁立して堺南莊を犯す。時に堺には晴元の將松浦興信ありて之を退く。十月十二日氏綱、喜連杭全に出陣したるが、玉井は和泉の横山合戦に敗れしかば十九日氏綱も引き退く、高野山なるべし。氏綱一旦敗走したりと雖も其黨蹶起するものあり。畠山政長の後畠山政國、河内高屋城にあり、遊佐長教之を輔佐す。十五年夏の頃より長教氏綱を迎へて晴元に抗す。晴元之を聞き八月三好範長をして堺に兵を出さしめしかば、二十日氏綱及遊佐之を攻め、範長引退く。即ち氏綱等は晴元方山中又三郎の天王寺大塚に城を構へて籠りたるを攻む。三好宗三及淡路衆、天王寺の後援として九月朔日、中島に陣し、先陣渡邊河を渡りしが、攝津の三宅出羽守・池田丹後守等、悉く氏綱に應ぜるを以て宗三等退て尼崎に陣し、七日天王寺城は開陣す。氏綱等轉じて河内芥川城を攻略す。十六年二月、晴元、大軍を率ゐて攝津諸城を攻略す。二十日、原田城陥り、三月二十二日三宅城陥り、又六月二十五日芥川城開城す。七日、晴元上洛し三好義賢は尼崎に陣し、範長宗三其他の諸勢は河内十七所に陣す。二十一日、三好勢と河内勢と舍利寺に會戦す。三好勢に屬するもの義賢・安宅冬康・松浦興信・畠山總州・遊佐越中等なり。河内勢は政國・細川四郎・遊佐長教發向す。河内軍死傷殊に多し。世に總州及松浦の太刀打の功と稱す。二十四日、四國勢堺に上陸し、二十六日三好勢、住吉・遠里小野・澤の口に陣し、相會して河内に入り若

林に陣し、高屋城を攻む。城陥らず。七年四月和成り、若林の兵退く、範長越水城に入る。天文十五年、範長名を長慶と改む。長慶は晴元及同族宗三の爲に父の殺されしを知り、兩者の間相協はず。今年宗三と隙あり、遂に之と絶ち、十月、弟十河一存・三好加介をして十七所に陣せしめ、遊佐氏に通じて氏綱を奉じて晴元に抗す。宗三は子政勝をして榎並城に據らしむ。晴元は瓦林政頼をして榎並城を加勢せしむ。一存・加介、宗三に同意して榎並城に入りしが、一存は復歸せり。然して攝津丹波播磨阿波讃岐淡路の諸將にして長慶に與するもの多し。十八年二月河内勢十七所に陣す。三月、長慶、柴島城を陥る。宗三榎並に逃る。長慶進で河内勢と共に之を圍む。城容易に落らず。五月宗三、三宅城に入り、晴元又之に入城す。晴元、近江に六角氏の援を請へどもその兵動かす、更に紀伊和泉の與黨をして三好勢の背後を衝かしめんとす。依て政國・長教は紀泉の軍に當り長慶は晴元・宗三の軍に當る。六月十七日、宗三諸勢を率ゐて中島江口に出で以て、中島城を攻めんとす。一存・冬康等、三宅城江口の通路を絶ち、長慶江口の陣を攻む。江口支へず、宗三以下の諸將皆戦死す。討死八百人と稱せらる。榎並城にては宗三死すと聞き、政勝等城を捨て、走り、晴元も三宅城より逃れて上洛し、將軍義晴を奉じて近江に走れり。

高屋城にては遊佐長教死して安見美作守權を專にし、高政と協はず、高政、紀伊に走る。美作守、根來衆を引て味方とす。依て長慶之を討す。永祿二年五月、十河一存、根來を討つて克たす。六月長

慶、高屋城を攻めんとし十七箇所に陣す。美作出で、相闘ふ。二十一日、三好方缺郡に陣し、翌日美作方遊佐三郎左衛門と三好方池田衆と戦ひ、三郎左衛門戦死す。二十九日、長慶、進で喜連杭全に陣す。美作等飯盛城に退く。長慶即ち八月一日、高政を紀伊より迎へて高屋城に入れ、四日天王寺に退陣す。後高政、美作と和す。長慶、高政の爲すなきを知り、河内を收めんとし、之を攻む。美作、飯盛城を退き、高政も亦高屋城を退く、共に堺津に入る。長慶移て飯盛城に居る。四年七月高政・安見・根來一味して三好氏に抗す。五年三月、久米田城を陥れ主將三好實休死す。進で高屋城を陥れて高政また城に入る。飯盛城陥らず。五月二十日、援軍到り、高政方の諸城陥り、河内・和泉大和・山城・攝津五ヶ國一日にして三好氏の掌中に歸す。

長慶死して嗣義繼幼なり。三人衆三好氏の政を採り、松永久秀と協はず。久秀、大和多門城に據り高政の與黨久秀に與す。その本郡の地に關係ある行動は、永祿九年二月十一日、高政・安見及根來衆等遠里小野に陣す、以て高屋城を攻めんとす。十七日、義繼高屋城より出で、河内上芝に戦ひ、高政等大敗す。五月十九日、久秀、多門城を出で、中島野田に陣し、二十二日喜連に陣し、二十三日堺に入る。義繼また高屋城を出で、大軍を以て堺を攻めしが、さしたる戦争なく、久秀高政等退却したる等なり。

織田信長攝津平定 永祿六年五月、久秀、將軍義輝を弑し、併せてその弟をも殺さんどす。弟義昭、

脱して織田信長に倚る。三好三人衆(三好黨)は義繼を蔑して事を恣にする、義繼、即ち久秀と合し、三人衆と對抗す。十一年九月、信長、義昭を奉じて西上す。義繼・久秀は信長に降り、三好黨は攝津に據りて抗す。信長、攝津諸城を陥れ、三好黨は淡路阿波に走る。信長、芥川城に入りて攝津及近國を處置して諸將に給與す。

三好黨は十二年正月、一たび京を襲ひて破れたりしが、元龜元年、又攝津に入り、野田福島に根據を置き、京を衝かんとす。八月、信長、急遽南征して、二十六日天王寺に陣し、諸勢は渡邊・津村・上難波・下難波・木津・今宮・高津に陣す。義繼・久秀等は天満森に在り、三好黨爲三入道・三好日向守父子等、信長に降り、播磨より三木別所氏天王寺に來り、畠山方紀伊衆、玉木・湯川等は亦信長を援けて遠里小野・住吉・天王寺に陣す。九月七日、信長進で陣を天満森に移し、義昭は中島城より、和田惟政・伊丹親興は西よりして三面野田福島を夾撃せんとす。偶本願寺一揆、三好黨に與す。本願寺の一大勢力たることは既に説けり。信長初めて攝津入の時禮錢五千貫を課し、又石山は形勝の地なるを以て之を收めんと欲す。本願寺顯如が一揆催促の書に云ふ、信長、權威に依て爰許にたいし度々難題、今にその煩やます云々と。即ち一揆を起して三好黨に通ず。十四日、石山より出で、滓上江に戦ふ。信長方佐々成政・前田利家等敗れ退く。此に於て信長は天王寺より玉造・傳法・鳴野・久寶寺其他尼崎方面各地に戍兵を置きて持久の計をなす。かゝる所に淺井朝倉の兵起り、京に迫り、信

長の背後を衝かんとす。信長また急進兵を引いて去る。

天正二年本願寺は信長の居城中島及勝曼院城を攻て陥る。勝曼城は天王寺にありて大阪城(石山)の向城として置く所なり。三好笑岩遊佐等の兵、大和河内に起り、池田勝正及雜賀衆徒等大阪に應ず。信長奈良より大阪に向ひ、四月十二日八尾に陣し、住吉天王寺を焼き、玉造に一揆と戦ひ、荒木村重・高山右近を留めて京に還る。三年四月、信長又兵を出し三好黨を夷し、本願寺を攻めんとす。八幡より若江に出で、高屋城に笑岩を攻め、十二日住吉に陣し、十三日天王寺に移る。畿内近頃の兵信長に應じて來援し、天王寺・住吉・遠里小野に充滿す、人數十萬餘騎と稱せらる。十四日、大阪城へ寄せ、近傍を掠略す。十六日、信長遠里小野に陣し、大阪の支城新堀(堺近傍)を陥る。本願寺の將十河因幡・香西越後等究竟の將多く戦死す。笑岩降り高屋城亦陥り、本願寺の與黨降る者多く、大阪城外援を失ふ。二十一日信長京都に還る。十月、和成りしが翌四年、顯如の潜に軍備を修むるを知り、四年四月信長、急遽大阪を攻めんとし、まづ惟任光秀・細川藤孝・原田直政・荒木村重を遣す。村重は尼崎より出で、野田に陣して海路を扼し、光秀・藤孝は城の東南森口森河内に陣し、直政は天王寺の壘を築く。寺兵は籠岸・木津二砦を修め、難波口より海上の通路とす。信長の兵は木津を略して敵の通路を絶たんとし、天王寺城に佐久間信勝及光秀を留め、五月三日、先陣笑岩、二陣直政、木津に迫る。大阪城にては籠岸より出で、人數一萬鐵砲數千にて之を包圍し、直政等奮闘し

て戦死す。本願寺の勢は餘勢を以て天王寺城を圍む。五日信長後援として手兵を以て若江に陣す。天王寺急なるを以て軍容未だ整はざりしも七日住吉より天王寺に向ふ。敵は五千を以て天王寺城の押とし、兵一萬を以て信長を阿部野に迎ふ。信長の兵は僅に三千なり、即ち之を三段に分ち、佐久間信盛・松永久秀等第一陣たり、瀧川一益・羽柴秀吉・蜂屋頼隆・惟任長秀等二陣たり、信長第三陣に備はり、足輕に混じて指揮して負傷す。僅に一方を切崩して天王寺に入る。即ち城兵と合して出でて敵を敗り、逃るを逐ふて大阪城戸口に迫り、斬首二千七百餘級なり。此に於て信長、大阪城の四方に十箇所の附城を構へ、天王寺には佐久間父子・進藤山城守・松永父子・水野監物・池田孫次郎・山岡孫太郎・青池千代壽を定番として置き、住吉濱手に砦を築き、間鍋七三兵衛・沼野傳内を留めて海上を警戒せしむ。六月五日信長軍を班す。本願寺始は三好黨に結びしが、義昭の信長と隙あり、毛利氏に投ずるに及んで義昭に依りて援を毛利氏に求め、東には武田上杉の連衡ありて以て信長に對峙したりしが、信長重圍の計に出で海陸の糧道を絶つに及んで城中糧盡んとす。即ち援を毛利氏に請ふこと急なり。依て毛利氏は伊豫の能島來島等と力を協せ、七月織田氏の兵船を破り、糧食を大阪城に入る。是より大阪、勢を得て款を入るゝものあり。五年八月十七日、天王寺を成れる松永父子、信長に叛き志貴城に據る、十月信長之を亡す。

六年有岡城伊丹の事なり土荒木村重、信長に叛き款を本願寺及毛利氏に通す。信長、使を遣はし村重を聞

論すれども聽かず。十一月、自ら將として討ち昆陽野に陣して有岡を攻むれども利あらず、附近に砦を築き、持久の計を爲す。砦凡十三箇所、その本郡に屬するものは毛馬村に在り、織田信包・同信雄・瀧川一益・武藤宗左衛門之を守る。七年四月、信長諸砦を巡視し更に修築して改て定番を置く。細川藤孝子忠興・興元、毛馬を守る。十一月有岡城陷る。

八年閏三月、勅命に依て本願寺と信長との和成る。四月顯如、妻及下僚と共に紀伊鷺森に去る。子教如、猶城に在り。顯如、七月を以て城を致さしむ。大阪城の籠城は五箇年に及び、高津・丸山・ひろ芝・正山等を始め五十一箇所の砦を置きて防備を修め、その構の内にて五萬石を所務したり。五十一箇所の砦址今皆詳ならず。現本郡内なるもの亦少からざるべし。天王寺の主將佐久間信盛父子は五箇年間の行動、信長の意に適はざりし故を以て、八月十二日、信長大阪に下り父子を追ふ。信盛父子は一旦高野山に逃れたりしが、遂に熊野に落つ。

十年五月、信長子信孝を阿波に封す、十一日信孝、住吉に陣し、四國渡海の舟を熾す。六月、信長弑に遇て、信孝京に歸り、四國征討の事止む。

大阪役 關原役後、徳川氏兵馬の大權を握し、諸侯歸向すと雖も、豊臣氏の大坂城にある間は安きこと能はず、即ち之を滅すの意あり。慶長十九年、方廣寺成るに至りて其機を得たり。豊臣秀頼の宰片桐且元、努めて調訂を致すと雖も、秀頼の母淀殿等聽かず、遂に且元を逐ふて兵備を修す。此に

於て將軍秀忠は江戸を發し、徳川家康は駿府を發し、並に大阪に向ふ。豊臣氏の舊勳福島黒田加藤の諸氏は江戸に留めて軍に従はしめず。其他全國の兵を以て大阪城を圍む。其兵十八萬餘と稱す。藤堂高虎先鋒として、十月龍田越より河内に入り、二十九日大仙陵に屯し、先頭隊渡邊了は進で住吉村に入て陣す。是より先大阪城にては堺政所を攻めて之を略し、新宮行朝等之に居る。是日大阪城に入らんとし黎明住吉の南に至れば、了の兵千餘海岸を去る二町許にあり。行朝馳て其營前を過ぐ。衆追撃せんぞす。了制して曰、是蓋し堺の伏兵を置きて我を誘ふなりと。行朝等無事城に入る。十一月五日、高虎住吉神社を背にし阿部野道に面して陣す。是日福島長門福島正則の子大阪に入らんとし海路住吉に至る。藤堂の前隊捕へて其兵二十人と共に住吉濱に梟す。

十一月四日、大阪城より薄田義相・山口弘定兵を率ゐて平野に至り、父老五人を召し、其東軍に舍營を約せしを責めて之を縛し、民舎に放火す。五日、東軍松平忠明・石川忠總等の兵飯盛より來ると聞き、戦はずして城に入る。是日、忠明・忠總平野に入り、五箇所の關門を設けて交番之を成る。又本多忠政阿部野に、井伊直孝住吉に陣す。七日高虎の一隊今在家に陣し、十日前田利常高安より平野に進み、十三日阿部野・木野村に陣す。十七日、高虎直孝天王寺に進み、家康は關屋越より住吉に至り、祠官津守の家に入る。十二月六日家康は茶磨山に陣す。秀忠は十一月十七日枚岡を發し平野に入り、十二月四日岡山に營す。榊原康勝・酒井忠世木野村に在り、柵欄を平野川の沿岸に樹

る、殆ど城寨の如くし、門を山北に置き、安藤重信手兵二百人弓銃槍卒を合せて千人を以て之を成る。山麓に營舎を構築し、麾下の士五十人交代此に在り、山上の館には松平虎之助・本多正信左右に分れて守衛し、馬廻使番・持筒・持鞆・槍扨從側衆交代し、南の山腹に田中吉興等同朋茶道庖厨の者に居り、別所宗治陣場夜廻奉行たり。茶磨山の營は地狭く、番士は一心寺を屯所とす。麾下の諸將は天王寺村七郷の民屋に舍營す。總軍は岡村・猪飼野・小橋の西に在り、舍利寺・林寺兩村に本多忠純・酒井出羽守兵五百餘を以て屯し、麾下の從兵を指揮す。

大阪城にては淀川に沿ふて堤塘を増築し、障壁樓櫓を備へ、東は玉造より猫間川まで壕を掘ること二町許、又其上に壘壁を構ふ。南は空壕十數町、生玉より玉造に至る、其側に高さ一丈の石壁を築き上に鹿柴を列ね、十間毎に櫓一所を設け、各銃砲十挺を備へ、又柵を壕中に樹て、空壕を越えて眞田山に眞田幸村陣し、篠山に銃卒を出して成らしむ。西は穢多崎・博勞淵・阿波座・土佐座・瓦町等に砦を置く。又北福島に砦を置き、野田・海老江・中島・傳法・九條等に戍兵を置く。鳴野・今福に對しては京橋堤に鹿頭柵を新設す。

十一月十九日東軍峰須賀至鎮穢多崎を抜き、二十九日阿波座を抜く。是日石川忠總、土佐座を略し、池田忠繼は野田を抜きて上福島に入り、九鬼守隆も又上福島を略す。晦日至鎮淺野長晟等船場に進み、十二月朔北中島の諸隊天滿に迫る。四日松平忠直・前田利常・井伊直孝の兵城に迫りて死傷

多し。

舊大和川の河身は幅三町に及び今福及鳴野はその兩岸なり、城よりは今福堤に柵四重、鳴野堤に柵三重を設け、大野治長の兵之を守る。十一月二十五日東軍上杉景勝は天神森山城綴より鳴野に陣し、兵を分ちて四隊とす、須田長義・安田能元・杉原親憲・直江兼續各隊長たり。堀尾忠晴其南に陣し、丹羽長重其後に陣す。佐竹義宣は十月十七日大阪に至り城東に在り、此日京橋口に向ひ今福に陣す。先頭隊は城兵の柵に對して一柵を置く。家康鳴野・今福に令し、明朝を以て城兵を撃退せしむ。二十六日味爽佐竹先頭隊は銃隊槍隊を以て攻撃し、敵の守將矢野正倫討死し、佐竹兵敵の第四柵片原及第三柵を奪取し之を守る。城にては今福敗れたりと聞き木村重成出で、戦ふ。佐竹勢、城兵の大勢なるを見て柵を捨て、退き第一柵を保つ。城より後藤基次出で、重成に合し、佐竹の兵復柵を捨て、退く。重成基次進で澁江政光を殲し、大に佐竹の兵を敗る。義宣、援を景勝に乞ふ。榊原康勝、佐竹の援隊として稻田村にあり、先頭隊鳴野川の左岸にあり、忠晴と共に川を渡りて來援す、重成・基次、即ち兵を收む。

鳴野にありては東軍の監使安藤正次・屋代秀正・伊東政世、敵柵の守兵少なきを見て上杉の兵に先じて進み、上杉兵繼で奮戦し、敵將井上頼次死す。即城より七隊長及渡邊糺・木村宗明・竹田永翁出で戦ふ。上杉の第一隊須田長義敗れ、第二隊安田能元敗る。第三隊杉原親憲、銃卒五百を率ゐて進

み、苦戦して漸く敵を退く。堀尾忠晴・丹羽長重、上杉兵の苦戦を聞て來援す。上杉の將直江兼續、一隊をして大和川の堤より側面を攻撃せしめ、堀尾の兵も大和川の洲嘴より射撃す。城兵柵を守る能はずして遂に大に敗る。

包圍攻撃の部署は十二月上旬成る。本多忠政・有馬氏豊・加藤明成・池田利隆は天満より、松平康重・岡部長盛は川崎より、片桐且元・石川貞政・宮城豊盛・蒔田廣定等は京街道より、佐竹義宣・上杉景勝・堀尾忠晴は今福鳴野より、前田利常・松平忠直・井伊直孝・藤堂高虎・伊達政宗等は城南より、淺野長晟・蜂須賀至鎮・池田忠雄・稻葉典通等は船場より仕寄を附く。九日夜より城に向て一齊に發砲す、城中應せず。十月十一日、夜城中より喊聲を發して諸營を銃射す。十六日家康砲に精しき者をして備前島の陣地より天守閣及千疊敷を砲撃せしむ。この陣地は城に最も近きが故なり。是より先き家康和を議す、豊臣氏聽かず。是日砲彈天守閣に命中し、淀殿の侍女死し、淀殿驚き懼れ、和を促す。此に於て和成り、家康即ち壕を填め外郭を毀ち、兵を解きて歸る。

媾和は素より永遠の媾和に非ず、一時を彌縫するに譎詭を以てし、以て豊臣氏を滅さんとするなり。然ば數月ならずして大阪城にては再び兵備を修むるに至れり。元和元年四月五日、秀頼城外を巡視す、行装秀吉の時の如し、追手門より出て阿部野を過ぎ住吉に至り、歸路茶磨山に登り、天王寺より平野に至り、岡山を経て城に還る。尋て淺野細川等の舊勳を招く、皆應せず。淺野氏は封を

和歌山に受く。大阪城にてはその兵を徳川氏の爲に出すを途に要撃せんと欲し、二十八日、大野治房を司令とし、塙直次・岡部則綱を先頭とし住吉遠里小野より進み、二十九日樫井に會戦して敗れ退く。

徳川方の諸侯は多く四月を以て京都伏見に會す、即ち軍を分ちて二とし、一は大和より迂回し、一は河内に向ひ、道明寺に相會して城南方面より攻撃せんとす。五月五日家康は京都を、秀忠は伏見を發す。大阪にては東軍を大和口に迎撃するに決し、部署を定めて後藤基次等を前隊とし、眞田幸村等を後隊とす。五月朔前隊平野に舍營す。六日黎明、基次平野を發し小松山に水野勝成・松平忠明と戰ひて死す。幸村及毛利勝永等天王寺を發して至れば基次既に戦死の後なり、即ち道明寺に伊達政宗と戰ふ。是夜幸村等平野を経て岡山天王寺に退く。此日長曾我部盛親及木村重成等黎明城を出で、盛親は久寶寺を経て八尾に進み、重成は大和橋より若江に向ふ。東軍河内の先鋒井伊直孝・藤堂高虎の隊と若江八尾に戦ひ、重成戦死す。藤堂隊の渡邊了は盛親の隊の引き退くを追ふて平野を占領し、黄昏平野に放火して本隊に退く。

翌七日東軍直に大阪に迫る。家康・秀忠平野に會し、秀忠は岡山口に向ひ、前田利常先鋒たり。家康は天王寺口に向ひ、本多忠朝先鋒たり。別に大和口の諸將をして紀州街道を進ましむ。松平忠直は夜を冒して諸隊を越えて天王寺の西南に出て、茶磨山に對す。西軍は眞田幸村茶磨山に陣し、毛

利勝永天王寺の南門外に陣す。岡山口へは大野治房小橋村の東北に陣し、左右に岡部山川等の諸隊を置く。七隊長等天王寺と外壕との間にあり。忠朝進で勝永を攻め、勝永奮戦して先鋒諸隊を敗り、忠朝及小笠原秀政戦死す。家康は桑津の西に出て、忠直の後に陣す。勝永、勝に乗じて之を衝き、諸隊防戦頗る力め、兩軍混亂す。此機に乗じて幸村の兵突入し來り、忠直の兵之に當りて防戦に力む。遂に茶磨山の陣に突入し、幸村戦死す。岡山口に備へたる井伊・藤堂の兵は天王寺口の諸隊の敗るゝを見て勝永の隊の側に出で、西軍遂に支ふる能はずして退く。

岡山口の東軍は天王寺口の銃聲を聞き、先頭隊即ち進撃す。西軍防戦に力め、時を移して勝敗決せず。其間に大野治房・同道犬等、銃隊を率ゐて直に秀忠の麾下を衝き、麾下大に騷擾す。黒田長政・加藤嘉明麾下に集り警衛し、天王寺に向ひし井伊隊も敗退して秀忠の麾下に合し、漸くにして敵兵を撃退するを得たり。既にして前田隊も敵兵を敗りしかば西軍遂に玉造口に敗退す。東軍勝に乗じて城に迫り、備前島及天満中島に備へたりし諸隊も均しく城に迫る。此日城中火を放て内應するものあり。八日、秀頼母子自盡し、治長以下殉死し、城遂に陥る。此日家康は京に還り、九日秀忠亦軍を班す。

大和川改修 攝津の地常に水害の患多し、仁徳天皇の堀江を鑿し、和氣清麿の河内川を改修せんとしたるこれが爲なり。徳川氏の代となりて又治水の議あり、或云、淀河に會する諸流は多くは上流

にあるに、獨大和川下流にありて横に河身を衝き、兩河水勢相争ひて順下せず、淤沙積りて大害を爲すにあれば、別に河道を開きて大和河を導きて水勢を殺べしと。或云瓜破野を鑿して住吉浦に注ぐべし、或云阿部川を鑿して難波浦に落すべしと。然ども土著の民は其田廬を割るゝを恐れて哀訴して已まず、又建白は巧便を事とし、工費も費せざれば格て行はれざること年あり。天和三年二月、畿内治水の功を起すに決し、若年寄稻葉正休をして攝津河内の河道を巡察せしめらる。大目付彦坂正紹、勘定頭大岡清重及河村瑞賢等之に従ふ。巡察審理の結果別に河を開くに及ばず、淀河口を修治すべしとし、瑞賢命を受けて貞享元年、先づ九條島を鑿して新河を開き、尋で又中津河より大坂分流の諸流に及ぶ。三年、大和河を浚利す。大和川は源を大和初瀬山東南に發し、生駒・立田等の衆河を合して龜瀬を経て石河を合し、弓削村に至りて二股となる。一を久寶寺川と云ふ、是大和川の正流なり。一を玉串川と云ふ、吉田村にて又二流となり、一は吉田川、一は菱江川となる。吉田川北に流れて深野新開の二大匯水となり、南に流れて森河内村に至りて菱江河と共に正流に合し、大阪京橋に至りて淀川に注ぐ。即今年三月工を起す。石河より下填淤して洲となり、或は曲岸流を礙らす所は鑿して或は疏し或は通し、森河内村にて兩流衝突して上流の壅滯を致す所には、竹樋を樹て、河流を分導す、樋とは竹篠を布挿接樹して作る。漢武帝の時、黄河瓠子の決口を塞ぐに樋前漢書にはを作れり。我國にては從來此法を用ひたるを聞かず。瑞賢、淀河を治するに當り始めて之

を用ふ。川警請に立竹と云ふも、樋の長さ百五十丈なり。此より下流は河道狹隘にして暴水には溢れ易し。故に南岸森河内より起りて鴨野を経て京橋定番下屋敷に至るまで岸壁を廣む、長一千三百丈。

其間に房屋田圃の河道に迫るものは皆此を撤す。北岸は蒲生村より片町の下淀河と相會する所に至る、亦河道を廣拓す。京橋より下は即兩河合流する所、又邸舍市廓を撤去して其岸を鑿開し、天滿天神難波の三橋、橋毎に長十二丈を加へたり。四年五月、治河の功完成して瑞賢、江戸に還る。其後大和川の害猶止まざりしかば、新に河身を開鑿するに決し、元祿十六年十一月、幕府は若年寄

稻葉重富、勘定奉行萩原重秀・中山時春・目付大久保忠香・小姓組伏見爲信をして事に當らしめ、姫路城主本多忠國に助役を命ず。忠國は翌寶永元年三月廿一日卒去したりしかば、更に四月一日松平直常・九鬼隆方・岡部長泰に、六月廿八日植村家敬・織田信休に助役を命ず。大久保忠香・伏見爲信は同年正月十五日大阪に下る。三月朔日工事を始む。石川の相會する所河内國 柏原村より西に導き、瓜破村より庭井・遠里小野を過ぎて住吉浦に注ぐ。延長凡四里廿八町。十一月に至りて功竣り、忠香・爲信江戸に還る。是を新大和川とす。即今の河身なり。舊河身は水涸れて僅に溝澗となりて存す。

最初大和川河身の變換を企畫したるは中河内郡東六郷村今米の農川中九兵衛(一名太兵衛)中甚兵衛(一名其助)兄弟なり。九兵衛は寛永十二年に生る、甚兵衛は同十六年に生れ、後分家して中兵を稱せり。河内芝村の人乙川三郎兵衛、大に九兵衛等の舉を援く。九兵衛等は同志の連署を得て幕府の允許を得んと欲したりしか、贊同するもの多からざりしを以て、偽判を作製して願書を提出せり。幕府はその乞を容れ、使を遣して實地を踏査せしむ。此時偽判暴露し、三郎兵衛は責を一身に負ひ、狭山池に投じて死せり。

又志紀丹北住吉三郡三十九箇村民は聯合して反對し、延寶四年三月、訴狀を奉りて之を阻止し、事頓挫す。然も九兵衛等は其志を捨てず、産を傾けて奔走し、必成を期せり。即天和三年の巡檢となる。此時志紀郡舟橋村より住吉郡田邊村安立町海手へ、又阿部野村口田谷へと勝示を建つ。四月二十三日、三郡關係二十六ヶ町村民は復反對の訴狀を奉り、舊に由て大和川筋大阪町中川々の淺濶を請へり。貞享四年四月、舊川筋河内郡若江郡讀良郡茨田郡高安郡より訴狀を奉りて水害を訴へ、川筋普請を請ひ、又川中兄弟は初志を驕さず、江戸に上りて再三訴願に及び、代官萬年長十郎も川中兄弟の訴を理ありとて援助せり。元祿十六年五月、三郡三十二ヶ村の村民、また川邊迷惑の訴狀を奉る。其末節に曰く。

右之通川邊被爲仰付候得者、三ヶ國に難儀之村々、影御座候處、還而惣百姓勝手能申様候に爲り申上候故、四十餘年以來數度御見分に付、御勝示筋村々百姓、御沙汰計にても諸事通用不自由にて、中々困窮仕候、若川邊被爲仰付候得者、新川床村々は一處懸命之御田地にばなれ、及喝命申候故、失圖方敷きかなし申候處に、二十一年以前亥年、稻葉石見守様・彦坂壺岐守様・大岡備前守様、川邊筋に見分御勝示杭木水盛迄相究候上、段々御詮儀被爲成、御爲に不被成、其上數郡之惣百姓迷惑至極に罷成候段御聞届被爲遊、御勝示不殘御扱捨、川邊は永々被爲仰付同敷旨被仰付、普百姓安堵仕、雖有奉存罷在候、然處此處又川下百姓の内より川邊奉願、堤御奉行様方先年之御勝示筋御見分被爲成候に付、村々惣百姓奉驚、失圖方敷き悲み迷惑至極に奉存、乍恐御訴申上候、被爲聞召上、如先規安堵仕候様に被爲仰付被下候者、普百姓雖有可奉存候、以上、

反對の訴願類なりと雖も、遂に同年河身變換の事あるに至れり。九兵衛は是より先き元祿十三年十月病で歿し、其兵衛は享保十五年二月九十二歳にして歿せり。新河身敷地となりしもの、爲に代地を給與せらる。其住吉郡に屬したるは、

庭	潰地代地反別	同分米	潰地代地反別	同分米
井(兩宮庄九郎代官所)	六・三六〇八	九一・五七三〇	一・二二一四	一七・六〇七〇
杉本同	一四・七三二五	一七二・〇六四〇	五・三六〇〇	五二・六四七〇
			大豆塚(曲淵市郡右衛門代官所)	
			奥(同)	

山之内(同)	潰地代地反別	同分米	潰地代地反別	同分米
遠里小野(曲淵市郡右衛門代官所)	三・二〇二六	四七・二三六〇	七・七五〇二	九一・七二二〇
遠里小野(今井七九郎知行)	一一・七八一三	一六六・八二一〇	三・〇二二六	三四・七〇八一
七道(住吉社領)	三・九七〇八	五五・六〇〇〇	三・三四二四	三四・〇六九八
七道(永井日向守知行)	三・八〇二八	二七・一四七〇	二・六一二二	一六・八八一〇
淺香山(石原新左衛門代官所)	三・六一二九	三六・二八四〇	一・一一〇八	四・四九〇〇
北庄(長谷川六兵衛代官所)	六・九八〇八	八四・九七一〇	六・六〇四	二・六四六〇
	一・八五〇六	二八・九八四〇		
			北花田(今井九郎知行)	
			船堂(石原新左衛門代官所)	
			濱口(同)	
			今在家(金丸又左衛門代官所)	
			中在家(同)	

又舊大和川筋を開發して新田とす。大概寶永二年より同五年の間にあり。その東成郡に屬したるものには、

- 新喜多新田 二七・三七一一
- 布屋新田 三・〇九二五
- 左專道新田 八〇〇四
- 新喜多新田 二七・三七一一
- 布屋新田 三・〇九二五
- 左專道新田 八〇〇四

又池沼床にて開發されしもの深江新田一町五反三畝十七歩、石高十二石二斗八升五合、杉本新田五町〇六畝二十九歩、石高二十石二斗七升九合、花田新田六町八反一畝五歩、石高六石八斗一升二合なりとす。(長南倉之助大和川改修と新田開發)

徳川時代の所轄 元和元年五月、大阪城陥り、豊臣氏亡ぶ。十一月、徳川氏、松平下總守忠明を此に封す。同五年九月、忠明を郡山に移し、大阪城代を置く。此後諸侯の本郡に居城陣屋等の封を受けしものなし。地は徳川氏の直轄、城代京都所司代の役知、諸侯旗本社寺の分知に屬せり。而してそ

の變遷頻繁にして今悉く各時代を通じて詳にするを得ざれども、その諸侯等には青山因幡守宗俊・板倉内勝正重矩・大田攝津守資次・土屋相模守政直・松平大和泉守乘完・本多中務太輔忠良・松平周防守康福・青山大膳亮幸利・九鬼和泉守隆律・松平原若狹守康信及幕府旗本等あり。幕末明治維新の際には幕府の直轄城代所司代役知の他に小田原藩・古河藩・高槻藩・旗本・住吉神社・四天王寺・高臺寺・安國寺等の所領なり。今各村當時の所屬を擧げ、併せて各村領主の沿革の詳なるものを附記すれば左の如し。

徳川幕府直轄

天王寺 村高七千二百九石五升二合の内
五千七百十八石一斗四升二合

舍利寺 寛永十年
以來直轄

田島

林寺 林寺新家 北田邊 南田邊 鷹合 砂子
寛文二年三月より延寶六年八月まで青山宗俊領。
(舊東成郡誌に舍利寺林寺を小田原領とす)

木野 東小橋 中道
元禄年間より直轄

猪飼野 庭井
萬治三年十一月より天和元年二月まで板倉重矩及重種領。(庭井は後旗本今井氏の領地となりしが如し)

小橋 元禄二年
より直轄

大今里 寛永八年
より直轄

鳴野 元和年間
より直轄

下辻 元文二年
より直轄

新喜田新田 布屋新田 敷津村
各新田開發より直轄。

今市 千林 般若寺 別所 馬場 貝脇 上辻 湯谷島
村高ノ内五十九石 富田新田 元和五年より。

中喜連 菊田
村高ノ内百一十石一升四合(五十一町五反二畝餘)元和元年より直轄。(旗本木村宗右衛門知行たりしならん)

松原新田
南田邊領なるを以て開發より青山宗俊領、延寶六年より貞享元年六月まで太田資次・同資直領、貞享元年七月より同四年十月まで土屋政直領、元禄五年まで松平因幡守領、以後直轄。

玉造 古屋敷地 東高津 北平野町 南平野村 島村

○大阪府誌東成郡誌には貝脇上辻別所及野田村を城代役知とし下掲城代役知の内本庄森友淵赤川及野江兩を直轄とす以上舊東成郡に屬せる分は代官内海多次郎支配地なり住吉郡に屬せる分の代官も同人なりしなるべし又河南の各村も直轄地たり代官詳ならず舊東成郡の左の各村は代官齊藤六藏支配地なり

内代 寛永二十
年より

關目 享保元年より(舊東成郡誌に
は關目なくして今市とす)

南島 元和元
年より

木屋新田 中野 萍上江 善源寺

大阪城代役知

本庄 寛文七年より直轄、文
化十三年より役知。

中濱 西今里 東今里 森 元和年間
より役知

永田 天王田 今福 寛文七年より直轄、
天保九年より役知。

蒲生 野江 元禄元年より直轄、
天保九年より役知。

森小路 元和五年より直轄、
天保九年より役知。

片江 中川 延寶元年より直轄、
弘化二年より役知。

腹見 大友 萬治三年十一月より天和元年二月まで板倉重矩
及重種領地、其後直轄か、弘化二年より役知。

友淵 毛馬 赤川 荒生 中 江野 元和七年より直轄、天明八年二月より寛政元年(或は五年)
まで松平乗完(大給氏西尾城主)領知、文政五年より役知。

京都所司代役知

深江 元禄年間
より役知

左専道 内西組、寛文五年より直轄、天保九年より役知。
(村高四百五十八石の内五十八石を西組と云ふ)

放出 元禄年間より直轄、
天保年間より役知。

○川江直種編東成郡誌には右の本庄森友淵赤川を内海多次郎支配地に野田南島貝脇上辻別所を城代役知とせり

大阪町奉行支配

西玉造村

大久保加賀守領 相模小
田原藩

阿部野

國分 寛永十年より寶永七年まで直轄、正徳元年よ
り寛政十二年まで不詳、享和元年より領知。

岡 元禄二年より直轄、
享和元年より領知。

猿山新田 寛文三年開發以後松原新田に同じ、元
禄五年より直轄、文政三年より領知。

桑津 村高五百二十七石四斗四升 我孫子 前堀 萬治三年十一月より天和元年二月まで
板倉重矩・重種領、文化十年より領知。

寺岡 寛文二年三月より延寶六年八月まで
青山宗俊領、文化十年より領知。

杉本 元和年間より直轄、
文化十年より領知。

杉本新田 延寶年間より九鬼隆律(三田城主)
領、文化十年より大久保領知。

遠里 小野 寛文二年三月より延寶六年八月まで青山宗俊領、其後直轄か、村高千五百三十四石二
斗九升六合の内千九百九十二石四斗九合二勺(六十九町八反三畝八歩)文化十年より領知。

住吉 村高千九百四石二斗三升四合ノ内千七百三十石、延寶四年より青山幸利領(尼
ヶ崎城主)同九年より九鬼隆律領、元禄十五年より直轄、文化十年より領知。

○川江直種編東成郡誌、大久保加賀守の給地を三圃に分割すれども、こは必ず同時のものなるべく、或は大久保忠貞が大
阪城代となりし文化七年六月の事ならんと思はるれども、詳ならざるが故に今姑く同郡誌に據る。

土井大炊頭領下總古河藩

平野町 今在家 新在家 今林 中野元禄七年より松平美濃守、寶永七年より直轄。正徳三年より本多忠良領、寶曆九年正月より松平康福領、十二年九月より土井領。

東喜連 西喜連寶永元年より水谷信濃守(旗本)、同七年より中根攝津守(旗本)、正徳三年より本多忠良、寶曆九年正月より松平康福、同十二年九月より土井領。

山ノ内寛文二年三月より延寶六年八月まで青山宗俊領、寶曆九年正月より松平康福領、同十二年九月より土井領。

堀萬治三年十一月より天和元年二月まで板倉重矩・重種領、其後直轄。寶曆九年正月より松平康福領、同十二年九月より土井領。

○松平康福は寶曆九年正月、本多忠敵(忠良の子)の領地を轉換移封せられたるものなれば、康福の知行地は康福知行以前即正徳三年以後は本多中務太輔の領知する所なるべしと雖も、姑く住吉郡誌に従ふ。

永井日向守領高槻藩

荊田村高八百六十九斗八升ノ内六百九十六石九斗六升六合、慶長年間片桐市正且元所領、元和五年より旗本本村宗右衛門知行、寛永十七年九月より松平康信(高槻城主)領、慶安二年七月より永井領。

稻富喜三郎(旗本)領

左專道村高四百五十八石ノ内四百石、寛文五年より。

今井左衛門(旗本)領

遠里小野村高ノ内三百石、元和元年より。 大豆塚 花田 庭井 庭井新田

住吉社領

遠里小野村高ノ内四百一十一石三斗四升六合八勺、寶永二年より。

澤ノ口 殿辻 千躰 上住吉大領、坂井、島居、青蓮寺、新町村。 濱口 南濱口 島 長峽町 安立町 七道領

住吉村村高ノ内百七十四石四斗三升四合、往古より。

四天王寺領

天王寺村村高ノ内一千四百九十九石九斗一升(元和より寛文に至る朱印は千百七十七石餘なり、其後加増したるか)

高臺寺領京都

湯谷島村高四百五十九石内四百石寛永の始高臺寺領、次で幕府直轄と寺領と交代轉領して明治維新前後は寺領たり。

妙國寺領堺市

桑津村高ノ内百二十石、秀吉時代より。

鷹司家領

今津

(以上は稿本大阪府誌(東成住吉郡誌)に據り、寛文印知集、寛政重修諸家譜等を參取す。記入せざる年代は領主詳ならざるなり又大和川南の地は悉く詳にし難ければ略之猶追考すべし)

明治以後の沿革 明治以後の管屬 明治元年正月朝廷、徳川氏の領地を收め、臨時三田尼崎兩藩を以て攝州取締とす。二月、兩藩役所觸書に曰く、

朝廷御一新に付、攝津國元代官小堀數馬・小堀善右・齋藤六藏・内海多次郎支配地、禁裏御領相成

候間、兩藩へ取締被仰付、於朝廷は萬民御撫恤之御趣意候間、一同難有安業、出精いたすべきもの也、但村々高辻並昨卯年收納殘殺爲取調近々令巡村候間、其旨相心得早々取締可申者也。兩藩管轄區域詳ならず。是より先き正月二十二日、大阪鎮臺を置き、醍醐忠順を長官とし伊達宗城と與に之を督す。二十七日、大阪裁判所と改む、忠順總督たり、宗城を副總督とす。是禁裡御領の管轄廳なり。初假廳舎を大阪本願寺別院東區本町四丁目に置き、二月二日橋詰町に移す。此月日本 谷町舊代官所址に司農局を置き、裁判所に直屬して租稅其他の行政を處理す。舊代官内海利貞多末を擧げて其事を管せしむ。二藩の取締を解きしは此際なるべし。而してその所屬の本郡に在るものは徳川氏直轄の地(代官齋藤六藏支配地を除く)大阪町奉行支配地、城代所司代役知なり。五月二日裁判所を大阪府と改む、猶忠順知事たり。同月二十三日罷、後藤元輝之に代る。司農局を置く元の如し。二十二日利貞が職を解き岩下方平之に代る。六月八日、司農局を南北二局に分ち、南司農局は大阪鈴木町舊代官所址に置き、河内一國を管し、判事稅所篤滿之が長たり。北司農局は谷町舊司農局に置き、攝津八郡住吉・東成・西成・島上・島下・豐島・能勢・川邊なり。但兩局とも各藩及高槻大洲二藩預所を除く。を管し、權判事陸奥宗光之が長たり、即本郡は北司農局に屬す。代官齋藤六藏支配地は元年二月二日、兵庫裁判所に屬せしが、五月二十三日兵庫縣と改稱せらるゝに當り、六月十日一云五月二十七日大阪府北司農局管下に移さる。二年正月二十日、大阪府の管地を割きて攝津・河内の二縣を置く。南司農局の地を以て河内縣とし、

北司農局の地を以て攝津縣とす。即本郡は攝津縣下に屬す。二十二日陸奥宗光攝津縣知事に任せらる。三月四日西成郡山口村崇禪寺に假廳舎を置きて之に移る。五月十日豊崎縣と改稱す。八月三日縣を廢して兵庫縣に併合せられ、豊崎縣役所は一時兵庫縣出張所となりしが、九月七日西宮出張所に併合せらる。二年九月二十日東成・西成・住吉三郡の地を大阪府の管下に移さる。此時旗本稻富・今井二氏の所領及高臺寺領・妙國寺領・住吉社領布津所載は遠里小野・住吉・深口・七道領・島の五村なり、其他の地は天王寺領の土地と同時なりしか、猶可尋。を府の管下に移す。當時事草創に屬し、改廢數々にして、九月二十日堺縣下の數村を大阪府に移し、晦日に至り復堺縣に復歸せしめたるが如く、所管の年月も詳にし難きものあり。大阪府治要覽には社寺領を收めたるを元年五月十日とせり。三年十二月、天王寺はその領地を上地す。四年十一月二十日、從來の大阪府を廢し、更に大阪府を置き、攝津國七郡を管せしむ。この以前にありては幕府時代領地の關係に基き、各府縣の所管相錯綜したりしが、此時國郡の境界によりて所屬を定められ、以て今日に至れり。大久保加賀守の領地は元年五月二十五日、問罪使、小田原に抵る。朝命を奉せざる爲なり。藩主大久保忠禮、城を致して屏居し罪をまつ。六月三日、忠禮の官位を褫奪し、封土を沒す。此時大阪府北司農局に屬せしめらる。以後の沿革直轄地等の如し。土井大炊頭の領地は明治二年六月十七日領土を奉還す、即同十九日古河藩を置く。治所下總古河 四年七月

十四日廢藩、古河縣を置く。同十一月十四日古河縣を廢して印幡縣を置き之に屬す。
 永井日向守の領地は明治二年六月十七日領土を奉還す、即高槻藩を置く。治所島上郡高槻。四年七月十四日藩を廢して高槻縣を置く。十一月二十日大阪府を置くに際し印幡縣・高槻縣の東成郡・住吉郡にあるものを之に屬せしむ。今津は明治元年二月二日兵庫縣裁判所に屬し五月三十日同裁判所の縣と改稱せらるゝに際し大阪府に移され、南司農局に屬す。二年正月二十日河内縣の置縣に及びまた之に屬す。河内縣は八月二日堺縣に併合せられ、堺縣は十四年二月七日大阪府に併合せらる。

大區小區及戶長 維新の後百般の制度は改廢せられたるが、郷村の施政にありては猶從來のまゝにして、莊屋年寄の支配に屬したりしが、明治五年四月、莊屋年寄を廢して區長戶長を置き、一切を處理すべき令あり。五月大阪府布達を以て區劃の改定あり、曰く

従前ノ地區錯雜有之候ニ付、都テ相廢止、今般別紙ノ通更ニ地區并庄屋年寄一支配ノ定限相定候、猶追而相違候次第モ可有之候條、當分ノ内區中ハ總代ヲ置キ、組村ハ庄屋年寄共申合、従前ノ通可相勤事、右ノ趣郡中無洩相違スル者也。(申第百七十五號)

その東成・住吉兩郡の區劃は左の如し。

東成郡

第一區

東高津村・北平野町・南平野町・阿部野村・國分村・舍利寺村・林寺村・林寺新家村・田島村・天王寺村

第二區

岡村・猪飼野村・小橋村・木野村・玉造村・鳴野村・天王田村・放出村・西今里村・森村・古屋敷地・中道村・本庄村・大友村・中川村・鹿見村・深江村・東今里村・片江村・大今里村・永田村・中濱村・左專道村・新喜多新田・布屋新田

第三區

中野村・野田村・木屋新田・津上江村・善源寺村・友淵村・毛馬村・赤川村・荒生村・中村・江野村・南島村・今市村・森小路村・千林村・貝鵬村・上ノ辻村・馬場村・般若寺村・別所村・下ノ辻村・蒲生村・野江村・關目村・内代村・今福村(八年四月下辻村を第二小區に編入す)

住吉郡

第一區

桑津村・北田邊村・南田邊村・松原新田・慶合村・湯谷島村・中野村・砂子村・喜連村・平野郷町・今林村・今在家村・新在家村・猿山新田

第二區

富田新田・寺岡村・堀村・前堀村・菊田村・我孫子村・庭井村・住吉村・杉本村・山ノ内村・遠里小野村・濱口村・南濱口村・七道領・澤ノ口村・青蓮寺村・安立町・殿辻村・坂ノ井村・新町村・鳥居村・千體村・大領村・島村・北島新田・村上新田・駒井新田・嬰木新田・加賀屋新田・柴谷新田・庄左衛門新田・櫻井新田・川上新田(櫻井新田・庄左衛門新田は西成郡第一區五番組に編入せられたるが十月に至り住吉郡第二區九番組に組替らる)

而て同月「地區并ニ庄屋年寄一支配ノ定限ニ依リ、更ニ區長・戶長・副戶長を置き候に付、公選入札可差」申第百八十四號との達と共に、左の如く論達せり。以て當時爲政者の因て改めむとする所を窺知するを得べし。

此度別紙之通り御沙汰に付、從來の庄屋・年寄都て相廢止、先達而相違候、地區并庄屋・年寄一支配の定限に因り、別紙規則書の通り更に區長を置候に付、規則の通來る六月十日限公選入札可差出申、右之通管内無洩相違する者也。

地區を編製し村役を設け置くは、専ら公私取締の爲にして、人民保全永世生業を安んぜしむるの急務たり、然るに管下七郡村々の内、從來宮井に元堂上・諸藩・旗・社寺の領地混合して、村役の制置相異にし、或は一村を制して東西中の三村とし、或は別に村名を立る等、區々錯雜の制あり、隨つて村々民治の制度亦趣を異にし、今や七郡舉て當府管轄に被仰付候上は、如斯區々の制度不可有之、因て詮議の上、先達て區分村組の改革致し、猶又此度從來の庄屋、年寄都て相廢止、更に區長戸長副戸長五人組を設くるの方法、左の通相定候事、

凡高千石内外を以て戸長副戸長一支配の定限せず、千石以下の小村は、一村或は二三村を組合せ、凡高千石内外に滿るを待て、一支配せず、但戸長、副戸長一支配組合村の數多きは、當分一村に副戸長一員を置くも妨げなし、戸長、副戸長一支配の組中内外を合し、凡高一萬石内外に滿るを以て一區とす、唱呼は何郡第何區と、區數を以て順次に是を唱ふべし、一區に區長一員を置き、區中傳達の事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駆引等總括せしめ、品により一區中の總代にも可相立ものとす、戸長、副戸長は一支配内村傳達の事件を初め、戸籍取調其他平生諸世話駆引等總括せしめ、品により一支配内一統の總代にも可相立ものとす、戸長、副戸長一支配内、家數五軒、家並最寄を以組合せ、是を伍人組とす、内一人伍人組頭を置く、但家數の多少に依り四軒又は七八軒を以て伍人組とするも妨なし、正長・戸長・副戸長處勤年限あるべし、然れども今豫め期を定めず、時として之を布令すべし、交代の節跡役の儀は公選入札の法を以更に相定むべし、但公選の上未役は不苦、區長人撰は其區中戸長・副戸長支配内一統の惣代に相立、入札封書を以一區限り取揃、府廳へ差出すべし、戸長副戸長の人選は其支配内一統より入札封書にいたし、區長に差出し區長是を取集め府廳に差出すべし、詮議の上跡役申付べし、但戸長の入札は副戸長取扱、副戸長の入札は戸長是を取扱、伍人組頭人選は其組合にて入札封書いたし、戸長、副戸長へ差出、區長點檢の上是を定むべし、(大阪府布達全書)

是村政改革の第一歩にして、布達に所謂組村とは、其時區を幾箇の番組に分ち、大抵九一村乃至二又は十三村を以て一番組とし、番組毎に戸長を置き、一區に區長を置く。又各副あり。概ね私宅を以て役所とす。十月左の如く布達あり。

先般從來ノ庄屋年寄ヲ廢シ、更ニ入札公選ヲ以テ人望ニ向ノ者へ區長副戸長申付候、就テハ右兩役ノ議ハ郡民一統ノ爲設クル者ナリ、一區内一組内ノ總代ニモ可相立役務ニ付、給料モ亦一統ヨリ可差出。(申第三百七十三號)

八年四月、市郡に大小區の制を布く。第七百四十即明治二年五月の制定にかゝる市の四大區及七郡の區域に隨ひ、十一大區とし、東成郡は第五大區、住吉郡は第七大區となり、小區は五年五月の區を因襲す。區長の役所は會議所と稱す、五大區第一小區は天王寺村に、第二小區は本庄村に、第三小區は内代村に、七大區第一小區は平野郷町に、第二小區は青蓮寺村に置けり。(大區の役所は五大區は天王寺村に、七大區は安立町に在りしなるべけれど今詳ならず。)十年九月十八日、番組制を廢止し、但市街接近の町村は當分從前の通並に區戸長等の制を改む。達第九十四號即小區に戸長を置き、各村に用掛を置く。十二年三月、郡區町村制法の實施に際し、大小區の制を廢せり。

郡區町村編制法は明治十一年七月の公布にかゝり、十二年二月、大阪府にては同法に依りて四區七郡を制定し、名稱は舊に因て五大區七大區は東成住吉と稱し、更に郡區役所の位置を定め、東成郡は天王寺村に、住吉郡は安立町に置き、三月一日開廳することとなせり。尋で郡區長掌管事務、並戸長職務概目を定められ、二月十二日天互に相侵犯する所なからしめ、第二十四號郡衙の開廳するまでは從前の通り大阪府廳宛差出すべしと達し、天第三同日二十一日從來の小區を廢し、代ゆるに町村分割を以てし、十七號一分割に戸長一名を置こととし、天第三翌日戸長選舉法十八號を定めたり。

十三年七月二日、この兩達天第三十七號を廢し、更に戸長配置並選舉法天第九を發布せり。其要旨は戸長は毎町村之を置き、該役場は其町村の便宜に隨ひ戸長の自宅を以てするも、特に役場を設置するも適宜たるべし。戸長を選舉するは公選を以てし、即日郡區長より其人名及其票數を本廳に具申し、戸長任命の辭令は本廳より之を發し、所轄郡區役所より傳達せしむべし、戸長在職は滿三年を以て任期とす等なり。而してまた町村の情願に由ては數町村を聯合し、戸長一人を置くも妨なしとせり。十四年八月二十九日、府達甲第百七十二號此の法を改めたるが大要相同し、即毎町村に戸長一名を置く、但三十戸未滿の町村は其町村の便宜に依り允可の上數町村聯合する事を得べし。戸長役場は前法に同じ。選舉法は投票多數を得たるものを當選人とし、同數なれば年長を採り、同年ならば抽籤を以て之を定め、郡區長に於て其人名族籍票數等を本廳に具申すべし。抽籤の方法は郡區長の面前にて議員之を行ふべし、投票開札の際又は辭令書授受の前に於て、當選者其選を辭する時は直に二番札の者を當選し、仍辭する時は再選すべし。戸長任命の辭令は本廳より發し、所轄郡區役所より傳達せしむ。但解免辭令も亦之に準ず。戸長在職は滿二年を以て任期とす等なり。十五年七月十三日府達甲第一一七號一部改正したるが、十六年三月七日府達甲第一一七號更にこの十四年十五年の兩達甲第百七十二號を廢し、純然たる民選とせり。其要は戸長は公選を以て選舉す、但事宜に依り官選する事あるべし。公選投票の期日は郡區役所に於て豫定し、遅くも日數五日以前に之を該町村に告示し、當日町村議員をして各投票を纏めしめ、其郡區役所に差出さしむべし。その當選を定むる法前に同じ、但第三番札までを採る。戸長の任期は滿四年とす等なり。

戸長の制度は以上の如くその改廢頻繁なりしが、翌十七年五月七日、太政官達第四十一號にて「戸長は府縣知事縣令之を選任す、但町村人民をして三人乃至五人を選舉せしめ、府縣知事縣令其中に就て選任することを得べし」と制定せられ、大阪府にてはこの太政官達に依りて六月二十四日、戸長役場管理區域別冊之通相定、來ル七月一日より施行す、但明治十四年八月甲第百七十二號及十五年七月甲第七十二號布達は同日限り廢止す、達甲第四十七號戸長は府縣知事之を選任す、尤も事宜に依り町村人民をして選舉せしむることあるべし、但來七月一日より施行し、明治十六年甲第十六號布達は同日限り廢止す、達甲第四十八號と布達せり。こゝに於て從來民選戸長は純然たる官選となれり。當時地方民權の思想旺盛を極めたりと雖も、町村の實際に於ては之を運用すること能はざりしが故なり。この兩達到依り東成・住吉郡にては翌二十五日長郡櫻井義起戸長任命方を内申し、翌七月一日付孰れも任命せられたり。此の管理區域は後明治二十二年町村制實施に際し町村分合の基準となりたるものにして、現今町村區域の濫觴は實に此時に生まれり。而して町村制實施と共に戸長は消滅に歸せり。

東成・住吉兩郡戸長管理區域並に初代戸長氏名左の如し。(以後の戸長は町村誌に付參看すべし)

東成郡

- (天王寺村 阿部野村) 戸長準十五等官 篠川 利 祐
- (南平野町 東高津村 北平野町) 戸長準十七等官 山本 久右衛門
- (國分村 林寺村 林寺新家村 田島村 舍利寺村) 戸長準十六等官 橋本 善右衛門
- (猪飼野村 木野村 小橋村 東小橋村 岡村) 戸長準十六等官 飯田 吉左衛門
- (玉造村 西玉造村 森村) 戸長準十六等官 塚田 義 正
- (中道村 古屋敷地中濱村 本庄村) 戸長準十六等官 三木 藤三郎
- (中川村 大友村 片江村 復見村) 戸長準十七等官 壺川 九左衛門
- (大今里村 東今里村 西今里村 深江村) 戸長準十六等官 岸田 利兵衛
- (左専道村 天王田村 永田村 嶋野村) 戸長準十七等官 後藤 作右衛門
- (放出村 下ノ辻村) 戸長準十六等官 西 深 久太郎
- (蒲生村 新喜多新田 布屋新田 今福村) 戸長準十七等官 寛 半兵衛
- (野田村 野口村 關目村 内代村) 戸長準十六等官 新堂 伊兵衛
- (中野村 善源寺村 澤上江村 友澤村 毛馬村) 戸長準十六等官 馬淵 甚之輔
- (赤川村 中村 荒生村 江野村) 戸長準十七等官 家村 久左衛門
- (南島村 森小路村 今市村 千林村) 戸長準十六等官 浅田 彌十郎
- (馬場村 貝脇村 別所村 上ノ辻 般若寺村) 戸長準十六等官 山村 清兵衛
- (平野流町 同西脇町 同市町 同背戸口町 同泥堂町 同野堂町 同馬場町) 戸長準十六等官 福井 榮三郎
- (今在家村 新在家村 今林村 桑津村) 戸長準十六等官 長見 爲三郎

住吉郡

- (北田邊村 南田邊村 猿山新田 松原新田) 戸長準十七等官 淺村 興治兵衛
- (堀村 前堀村 寺岡村) 戸長準十六等官 淵田 秀三郎
- (喜連村 湯谷島村 鷹合村 砂子村 中野村) 戸長準十七等官 井宮 廣太郎
- (菊田村 庭井村 我孫子村 山ノ内村 杉本村 杉本新田) 戸長準十六等官 田代 庄右衛門
- (澤ノ口村 遠里小野村 千體村 殿辻村 上住吉村) 戸長準十六等官 花井 卯右衛門
- (住吉村 長畝町) 戸長準十六等官 池田 甚兵衛
- (安立町 濱口村 南濱口村 島村 七道領) 戸長準十六等官 梅 岡 伴 龜
- (南加賀屋新田 村上新田 北加賀屋新田 櫻井新田 嬰木新田 北島新田 庄左衛門新田 柴谷新田) 戸長準十六等官 櫻井 政太郎

郡及町村聯合會

從來單に地理上の名稱たりし郡は、郡區町村編制法の實施によりて行政區劃となり、東成・住吉二郡役所を設置せられしことは既に説けり。當時の二郡の狀況左の如し。

郡	役所	廣	表	村數	反總	別積	地租	金	戸數	人口
東成	天王寺村	東 三十一町 西 三十一町 南 三十一町 北 三十一町	六二	三、三〇七・五三一 三、二五九・〇五〇 三、二九六・〇三〇 一、九六〇・〇三二	六二、八〇七・四四六	一一、五三二	三九、九六四			
住吉	安立町	東 二里十二町 西 二里十二町 南 二里十二町 北 二里十二町	三二	二、三九六・〇三〇 一、九六〇・〇三二	三六、九四六・九五七	六、〇八〇	二六、七〇七			

明治十四年一月六日、住吉・東成兩郡合轄の達あり、郡役所を天王寺村に置く、同日二郡合轄郡役所署名を左の如く定めらる。

東成郡役所

郡役所設置後僅に二年有餘なり。而して聯合郡役所は二十九年の郡廢合實施の際まで存續せり。廳舎は十二年三月、天王寺村秋坊に開き、聯合郡役所設置の時、猶同所に置き、後現在の地大坂市南區天王寺六萬體町字東谷五九六五番地に新築す。落成式は二十三年十一月二十一日なり。移轉の日詳ならざれども、其前後にあるべし。十五年三月、二郡町村共同支辨處理すべき町村聯合會規則を制定す。全文左の如し。

乾第六號

東成郡及住吉郡町村聯合會規則各町村戸長并議員ニ於テ別紙之通制定本府ニ於テ裁可相成候條此旨各郡内無洩告示候事
但別紙聯合會規則ハ各町村戸長役場ニ至リ閱覽スベシ

明治十五年三月九日

東成郡長 深 瀬 和 直
住吉郡長

東成郡町村聯合會規則

第一章

第一條 本會ハ郡内町村一般ニ關スル事件并郡内町村聯合ヲ以テ支辨スベキ經費ノ豫算及其徵收方法ヲ議定ス

第二條 本會ノ議案ハ郡長之レヲ發ス

第三條 本會ノ議決ハ郡長之ヲ施行シ若シ其議決ヲ不適當トスルトキハ其理由ヲ府知事ニ具狀シ指揮ヲ乞フベシ

第四條 會期中議員ノ内二人以上ノ發議ヲ以テ聯合町村一般ノ利害ニ關スル事件ニ付本府ニ建議セントスル者アレハ先ツ議會ノ許

可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ可決スルトキハ本會ノ所見トシ議長ノ名ヲ以テ府知事ニ建議スルヲ得

第五條 本會ハ議事ノ細則ヲ議定スベシ

第六條 議員ノ内招集ニ應ゼズ又ハ事故ヲ告ズシテ參會セザル者ヲ審査シ其退職者タルヲ決ス

第二章

第七條 本會ノ議員ハ聯合町村ヲ左ノ三部ニ分チ每部ヨリ八名ヲ選ブ

第一部

天王寺村・南平野町・北平野町・東高津村・阿部野村・國分村・林寺村・林寺新家村・舍利寺村・田島村

第二部

西玉造村・森村・中道村・古屋敷地・小橋村・玉造村・木野村・岡村・東小橋村・猪飼野村・中川村・腹見村・大友村・片江村・大今里村
深江村・東今里村・西今里村・本庄村・中濱村・永田村・左專道村・新喜多新田・布屋新田・天王田村・鳴野村・放出村

第三部

野田村・木屋新田・澤上江村・中野村・毛馬村・善源寺村・友淵村・赤川村・苑生村・中村・江野村・南島村・森小路村・千林村・今市村
馬場村・般若寺村・別所村・貝脇村・上ノ辻村・下ノ辻村・今福村・蒲生村・關目村・野江村・内代村

第八條 議長及副議長ハ議員中ヨリ公選シ之ヲ郡長ニ報告シ郡長ハ之ヲ府知事ニ報告スベシ

第九條 議長副議長議長議員ハ俸給ナシ但會期中日當ヲ給ス其額ハ會議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 書記ハ議長之ヲ選ビ庶務ヲ整理セシム其俸給ハ會費ノ内ヨリ之ヲ支辨ス

第十一條 本會ノ議員ハ每部町村會議員ノ中ヨリ公選スルモノトス

第十二條 郡長ハ五日以前ニ選舉會ヲ開クベキ旨ヲ每部町村會議員ニ公告シ郡廳ニ於テ該會ヲ開キ其投票多數ヲ得ルモノヲ以テ當

選人トシ同數ナレハ年長ヲ取り同年ノ者ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 郡長ハ其當選人ヲ郡廳ニ呼出シ當選狀ヲ渡シ當選人ハ讀書ヲ出スベシ

第一編 總說 第四 沿革

第十四條 郡長ハ當選人請書ヲ出タル後其姓名ヲ郡内ニ公告スヘシ
第十五條 本會議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全數ノ半ヲ改選ス但一回二年期ノ改選ニハ抽籤ヲ以テ退任ノ人ヲ定ム

第三章 議 則

第十六條 議員半數以上出席セザレハ當日ノ會議ヲ開カス
第十七條 會議ハ過半數ニ依テ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ可否スル所ニ依ル
第十八條 郡長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明スルヲ得但決議ノ數ニ入ルコトヲ得ス
第十九條 會議ハ傍聽ヲ許ス但時宜ニ依リ禁スルヲ得
第二十條 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ル事ヲ得ス
第二十一條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得

第四章 開 閉

第二十二條 本會ハ臨時ニ之ヲ開ク其開閉ハ郡長ヨリ之ヲ命シ會期ハ十五日以内トス但時宜ニ依リ之ヲ伸ルコトヲ得
第二十三條 郡長ハ本會開閉ノ都度府知事及郡内ニ報告ス其會期ヲ伸フルモ亦同シ

住吉郡町村聯合會規則

第一章 總 則

第一條ヨリ第六條迄東成郡町村聯合會ニ同シ

第二章 選 舉

第七條 本會ノ議員ハ聯合町村ヲ左ノ二部ニ分テ每部ヨリ十名ヲ選ブ

第一部

流町・野堂町・市町・香戸口町・西脇町・池堂町・馬場町・今家村・新在家村・中野村・砂子村・喜連村・湯谷島村・廣合村・茶津村・北田邊村・南田邊村・松原新田・猿山新田・富田新田

第二部

堀村・前堀村・庭井村・刈田村・寺岡村・我孫子村・山ノ内村・遠里小野村・澤ノ口村・住吉村・殿辻村・千體村・青蓮寺村・阪ノ井村・新町村・鳥居村・大領村・濱口村・南濱口村・島村・安立町・安立町新田・加賀屋新田・川上新田・北島新田・村上新田・柴谷新田・駒井新田・嬰木新田・櫻井新田・庄左衛門新田・杉本村

第八條ヨリ第二十三條迄東成郡町村聯合會規則ニ同シ

十七年三月八日、從來の町村聯合會は東成住吉個々に分れ、兩郡共同處理すべき事項多々ありて不便尠なからざれば、兩郡を一個の聯合會となすべき旨上申する所あり、同日、知事建野郷三の認可を経たり。是郡制實施以前に於ける各町村共通の經費徵收事件處理方法の爲なりとす。

明治二十九年三月、法律第三十八號を以て大阪府下郡廢置の件を公布せらる、曰く、

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル大阪府下郡配置法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大阪府攝津國東成郡住吉郡ヲ廢シ其區域ヲ以テ東成郡ヲ置テ附則此法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

此に於て住吉郡の名稱は消滅に歸し、聯合郡役所は東成郡役所となれり。是より先き、二十三年郡制公布せられ、二十四年より實施したる處ありしが、本郡にてはその施行上阻碍少なからざりしを以て、また實施に至らざりしが、新に東成郡の設置せられたるを以て、三十一年四月、大阪府告示第七十八號を以て同年六月一日より實施せらる。三十二年六月、郡制改正せられ、以て今日に至れ

歴代郡長表

郡長別	氏名	就任年月日	轉任退官年月日
東成郡長	深瀬和直	明治十二年二月二十一日	明治十四年一月六日廢官
住吉郡長	佐藤尙致	同十二年二月二十一日	不詳
同	森脇惟一	同十二年七月九日	明治十二年七月十二日
同	深瀬和直	明治十二年七月十二日	同十四年一月六日廢官
住吉郡長	深瀬和直	同十四年一月八日	同十六年一月十五日
東成郡長	櫻井義起	同十六年一月十五日	同十九年八月二十五日
同	葉山荒太郎	同十九年七月二十日	同二十三年六月十六日
同	白石純治	同十九年八月二十五日	同二十三年十月十一日
同	櫻井義起	同二十三年六月十六日	同二十五年六月二日
同	山口昌壽	同二十三年十一月一日	同二十六年五月三十一日
同	弘道輔	同二十五年六月二日	明治二十八年四月一日
同	本山茂樹	同二十六年五月三十一日	同三十三年二月二十一日
同	本山茂樹	明治二十八年四月一日	同三十九年一月十六日
東成郡長	向日保雄	同三十三年二月二十一日	同四十二年十月二十八日
同	相場駒治	同三十九年一月十六日	

東成郡長ヨリ兼務

同	有田策郎	同四十二年十月二十八日	大正二年五月二十七日
同	本多常行	大正二年五月二十七日	同五年十一月二十二日
同	木下貞太郎	大正五年十一月二十二日	現任

町村制の實施及町村廢合 明治二十一年四月十七日法律第一號を以て、地方自治制度の上に一新紀元を劃すべき市制町村制の公布せられたるを以て大阪府に於ては同年六月直ちに各郡長に訓庶第五十四號を以て、町村制實施に伴ふ町村分合取調方を内訓せり。依て本郡に於ては直に徹宵調査をなし、同年七月二日を以て分合取調の案成り、郡長白石純治より親第二十一號を以て知事建野郷三に内申せり。曰く「町村分合取調の義は本制度施行上最も用意精密ならざる可らず、故に若し其分合宜を失せば自治の團體を組織する能はず。抑も當部内の如きは從來郷若くは莊と唱へ、各共同事を理するの慣習勢きを以て、今や本制度を施行するに方たり、新町村を組織する大に難なりとなす處なり。然るに現今の戸長管理區域は、去る十七年改正以來數年を経、自ら一町村自治の團體をなすを以て専ら之に依り、別紙の如く新町村を組織す。尤も十七年聯合以來彼此の村情相反する即住吉郡喜連村の湯谷島・中野・砂子・鷹合の四ヶ村に對する如きは、到底從前の區域に依り難く、且つ其區域を分離獨立せしむるも、充分一村維持し得べきの資力あるを以て、各一村獨立せしめ、又同郡布屋新田を今福村外二ヶ村區域より分離し、放出村外一ヶ村の區域に編入するは單に地理上の利便を謀り

たるものに有之候。右陳述の通、新町村を組織するも、實際、施行の場合に於ては多少苦情を生ずべきは今より期する所にして、又勢の免れざる所と存候、云々」と。然るに右内申も七月内務大臣訓令第四百六十二號並に同訓令に伴ふ内務書記官縣甲第二十六號通牒に依り廢案となり、更に大阪府に於ては前記訓令第四百六十二號に基き訓庶第九十七號を以て、前内申様式に不拘、更に分合町村の區域、人口、戸數、資力、合併又は組合を要する事由、沿革、新町村名撰定事由圖面、府縣知事より郡區長及町村吏員に諮詢したるときは其答申を具し内申することに内訓したるを以て、再び慎重に調査する事となり、各町村戸長及町村會議員、若くは人民總代地主等を郡衙に召喚し、勗めて民意の向ふ所を實地に審察諮詢し、再び案成りて、九月二日親第二十四號を以て内申したり。而して其區域の明治十七年戸長管理區域に準據せしは尙依然前内申に同じく、更に土地反別戸口資力財產人情歴史に稽へ、其村名も故事舊事緣由等に依りて定めたり。今之を前内申に對比するに東成郡に於ては森村を西玉造村・玉造村に合せしを、中道・本庄・中濱・古屋敷四村に合して中本村となし、西今里村の東今里・大今里・深江村と合せしを中本村に、布屋新田の放出・下ノ辻村に合せしを今福村・蒲生村・新喜多新田に合して鯉江村となし、住吉郡に於ては堀・前堀・寺岡三村を合して獨立せしめたるを我孫子・蒔田・庭井・杉本・杉本新田・山ノ内諸村に合して依羅村となし、住吉村と長峽町とを合し、及安立町・濱口・南濱口・島・七道領諸村を合して獨立せしめたるを、住吉村を一村にて獨立

せしめ、安立町・七道領を合して安立町となし、長峽町・濱口村・南濱口村・島村・殿辻・澤ノ口・遠里小野・千體・上住吉の各村を合して墨江村となしたり。

然れども其村名中には尙沿革上稱呼上妥當ならざるものありて、屢次變改を遂げ、九月下旬を以て案全く確定するに至れり。而して又大阪府にては西成郡清堀・西高津兩村は其地域西成郡を離れ却つて東成郡に近接せるを以て、區劃上東成郡に屬するを便なりと認め、同二十一年九月二十一日訓庶第百一十一號を以て、管轄換を便と爲すや否やの諮問あり。即ち同月二十四日郡長白石純治より親第二十五號を以て清堀・西高津右兩村は地域上東成郡に屬すべきものにして、往時西成郡に編入せしは其錯誤に出でたるものなるべく、今兩村を東成郡に轉換するときは、西成・東成兩郡の境界判明し、官民共に便益を得べく、且該兩村は本郡天王寺村・北平野町・東高津村等に接し、彼此の民情に於ても大差あるを認めざるを以て、轉換方可然との旨内申する所ありたり。かくて大阪府に於ては各郡の案全く確定したるを以て翌二十二年二月二十日大阪府令第十七號を以て「町村制施行ニ付町村區域名稱別冊ノ通相定メ本年四月一日ヨリ施行ス、但舊村名ハ大字トシテ之ヲ存ス」と布達せり。此に於て住吉郡二町八ヶ村、東成郡は西成郡清堀・西高津兩村を合せて二町十七ヶ村となれり。その町村名左の如し。(括弧の中は大字となりたる舊村名なり)

東成郡

天王寺村(天王寺村阿部野村)東平野町(南平野町・北平野町・東高津村)鶴橋村(岡村・木野村・猪飼野村・東小橋村・小橋村)生野村(國分村・林寺村・林寺新家村・舍利寺村・田島村)小路村(片江村・中川村・腹見村・大友村)南新開莊村(東今里村・大今里村・深江村)中本村(本庄村・中道村・古屋敷地・中濱村・西今里村・森村)北新開莊村(野村・天王田村・左專道村・永田村)鯉江村(今福村・蒲生村・新喜多新田・布屋新田)榎本村(放出村・下ノ辻村)清水村(上ノ辻村・貝脇村・馬場村・別所村・般若寺村)古市村(南島村・森小路村・千林村・今市村)城北村(中村・荒生村・江野村・赤川村)榎並村(野江村・關目村・内代村)都島村(善源寺村・中野村・津上江村・毛馬村・友淵村)野田村(野田村)玉造町(西玉造村・玉造村)

西成郡より編入のもの西高津村(西高津但小字鬮刺は西成郡難波村に編入せらる)清堀村(清堀村)

住吉郡

平野郷町(平野々堂町・平野流町・平野市町・同背戸口町・同西脇町・平野泥堂町・平野馬場町)喜連村(喜連村)南百濟村(中野村・鷹合村・砂子村・湯谷島村)北百濟村(新在家村・今在家村・今林村・桑津村)田邊村(北田邊村・南田邊村・猿山新田・松原新田)住吉村(住吉村)依羅村(堀村・前堀村・寺岡村・我孫子村・蒔田村・庭井村・杉本村・杉本新田・山ノ内村)墨江村(殿辻村・深ノ口村・遠里小野村・千體村)上住吉村・長峽町・濱口村・南濱口村・島村)安立町(安立町・七道領村)敷津村(南加賀屋新田・北加賀屋新田・村上新田・北島新田・柴谷新田・櫻井新田・庄左衛門新田・嬰木新田)

町村制は右の如くにして實施せられしも、往時の舊慣は尙未だ改むるに由なく、區域分合村名等に於て、當該村民の苦情の存するありて、屢々改變方歎願陳情相次ぎたりしが、一つとして許可せられたるものなく、兎も角も町村長を選出し、各舊戸長より事務を引継ぎたり。斯くて町村制實施後亦町村の分合あり、從て郡域も變せり。

明治二十七年住吉郡依羅村は其區域廣濶に過ぎ、反つて施政上圓滑ならざりしを以て、關係町村會の諮問を經、同年十月二十五日、大阪府告示第二百十九號を以て左の如く分割せらる。

「町村制第四條第百二十條ニ依リ、府下住吉郡依羅村大字我孫子・山ノ内・杉本・杉本新田・庭井・蒔田ヲ分割シテ依羅村ヲ置き、大字寺岡・堀・前堀を分割シテ長居村ヲ置ク」。

尋で三十年四月、本郡大阪府に接續せる町村は同市に編入せらる。而して是の編入は事勿卒に決したるにあらずして、本郡接續町村編入の議は遠く明治二十二年の町村制實施以前に其端を發せり。即ち明治二十一年七月、時の知事建野郷三より、「大阪市街市制實施ニ付、同接續町村ヲ同市ニ編入セントス、其利害如何、但接續町村トハ左ノ町村ヲ指稱ス。東成郡南平野町・北平野町・西玉造村・天王寺村(天下茶屋ヲ除ク)東高津村・野田村」どの諮問ありたり。然れ共時將に町村制の實施期に際會せんとし、尙市郡事情を異にすること甚しく、反つて施政上繁雜を來す可し、時未だ尙早なりとすとの郡長内申に依り、一時消滅の姿なりしも、爾後大阪市の發展に伴ひ、市郡の人家連簷櫛比し往々其境界の判定に苦む所ありしかば、關係市町村會の諮問を經て左の如く編入及組替を行ひたり。

明治二十九年七月十日大阪府告示第百八十五號。

市制及町村制第四條ニ依リ、明治三十年四月一日ヨリ左ノ區域ヲ大阪市ニ編入ス。

天王寺村ノ大阪鐵道線路中本線ト城東線ト分岐スル所ヨリ西ハ線路敷地南端以北
本線ト城東線ト分岐スル所ヨリ北ハ城東線敷地東端以北

生野村大字國分ノ内大阪鐵道城東線敷地東端以西

西高津村

東平野村

清瀬村

玉造村

鶴橋村ノ内大阪鐵道線路城東線ト猫間川ト接スル所ヨリ南ハ城東線敷地東端以西

城東線ト猫間川ト接スル北ハ猫間川以西

中本村ノ内猫間川以西

鯉江村ノ内大阪鐵道線路敷地東端ノ以西

都島村ノ内大字善源寺字九ヶ黒水路ノ右岸以南野田村ノ内字東七反田ノ西ヲ通ズル井路ノ左岸以西

同日付大阪府告示第百八十六號

市制及町村制第四條ニヨリ、明治三十年四月一日ヨリ大阪市ニ編入スル町村ノ殘部ヲ左ノ通り處分ス。

東成郡都島村ノ殘部ハ城北村ニ編入ス

同 野田村ノ殘部ハ鯉江村ニ編入ス

同 天王寺村ノ殘部中大阪鐵道城東線敷地東端以東生野村境界以北ハ鶴橋村ニ編入シ其ノ餘ノ區域ヲ以テ一村ヲ置キ天王寺村ト稱ス

以上の各町村變更地域につきましては各町村誌に詳にせり、参照すべし。

北河内郡今津村は古來河内國茨田郡に屬し、攝津國の疆域に非ざりしが、地東成郡榎本村に接し施政上同村を合併するを便としたりしを以て、關係町村會の諮問を経、明治三十五年三月二十九日、大阪府告示第五十六號を以て左記の如く合併せられたり。

「町村制第四條に依り、明治三十五年四月一日より府下河内國北河内郡今津村を攝津國東成郡榎本村に合併す」

以上の外、郡管轄上に影響を及す可き著しき變革なく、唯明治三十二年十月大阪府告示第二百四號を以て、敷津村大字北加賀屋地先海面埋立地に小字名を岩田と付し、之を同大字に編入し、同三十五年五月府告示第百號を以て、墨江村大字濱口海面埋立地に小字名を岩田と付し、之を同大字に編入し、尙同三十九年五月告第百三十二號を以て、敷津村海面埋立地を同村大字柴谷に編入し、小字木津川口と命名し、次で四十三年十月府告示第四百六十七號を以て、鯉江町大字野田の全部を同大字蒲生に編入せるのみに過ぎず。而して從來大字名に舊稱に依り新田名を付したるは、歲月の經過に伴ひ稱呼上唱ふるあり唱へざるあり、區々たるを以て、四十三年十二月大阪府地甲第三百十三號を以て本郡内に於ては同名の大字ある依羅村大字杉本新田を除き、新田の稱を全く廢止せり。明治維新以後の本郡變遷の概略上述の如し。而して大阪市の發展及交通機關の整備に伴ひ、戸口の増加著しく、舊來町を稱せし平野郷町・安立町の外、鯉江・中本・鶴橋・田邊・榎並各村の踵次町制を敷

くあるに至れり。其年月各町村誌に詳なり。然るに大正二年歐洲戰亂勃發するや、諸工業の急激なる發達に伴ひ、本郡の發展著しく、工場住宅を連ね、再び市郡境界辨別し難く、近く十有餘年以前に比し桑滄の感を呈するに至れるを以て、第二次接續町村の市内編入近きにあらむとし、古史に見えたる千有餘年の古郡名も消滅將に近きにあらむとす。

第二編 天王寺村

第一 地理

位置及廣袤 郡の西南に位し、北は關西線によりて大阪市南區に接續し、西は國道第二十九號によりて西成郡今宮玉出の兩町に對し、南は住吉村、東は北百濟村及田邊町に隣接す。廣袤東西十八町、南北二十町、面積〇、二六一五方里あり。地形は略扇形をなす。

地勢 本村は大阪城より連互せる丘陵地の一部なれば、中央部は隆起し、東西の兩側に低地を作る即ち中部高地の中央を南北に通ずる阿部野街道は恰も分水をなして海拔十七米半に及び、分水線の東部は緩なる傾斜をなして最低七米半に於て生野、北百濟の平地に連り、西部は急斜面をなして木津川の三角洲なる低地に連り、稻谷・奥谷・苦ヶ碓・鯨谷の溪谷は深く中部の高地に突入して起伏一様ならず。

地味 中部の高地は洪積層にして、表土は粘土なるも下層は黄色の粘土と細砂とよりなる壩垣なり地味肥沃ならざれども植木の栽培に適す。村民俗に此壩垣をボコ土と言ふは其質粘土に似て粘氣少なく、軽くして柔軟なるがためなるべし。東部低地の上層は鼠色の粘土に腐植質壤土を交ふれども

磷酸塩類の含量少なきが如く、且其壤土は表面四五寸に止まりて下部は直ちに青色の砂と礫を混する石礫層なれば地味肥沃ならず。西部の低地は沖積層の砂質壤土なり。少量の窒素分多量の磷酸加里及石灰を含む。地味肥沃にして蔬菜の栽培に適す。

區劃 本村は天王寺阿部野の二大字に區劃さる。各大字に屬する小字名及地番は左の如し。

大字阿部野面積四十二町九段九畝四歩

- 播磨塚 自六〇番其他 王子前 自七八番其他 東 浦 自一九四番 松蟲塚 自一一八番
- 南坂田 自一三三番其他 北坂田 自一九八番 御坊屋敷 自一九六番 萬所 自二〇九番其他
- 東 自二五三番 西 自二六八番其他 西王子前 自三二五番 東 浦 自四四三番

大字天王寺面積四百二十三町六段二十六歩

- 北・中・南國分寺 自一二五番其他
- 墓ノ前 自一六九番其他 内ヶ墓 自一九四番其他 北・中・南・塚田 自二二三番
- 北・中・南・松田 自二七六番其他
- 生田 自四五六番 月夜 自四七〇番 西松田 自三五八番其他 與吉芝 自四八七番
- 玉手 自一三四番 下塚原 自一六一番
- 北・中・南・下ノ森 自三五八番其他

- 長池 自五〇一番 柳原 自五二六番 大海地 自五七〇番 東裏 自五七三番
- 宮ノ下 自五八三番ノ二 板橋 自六一二番 天下茶屋 自六二七番 南 自六八七番
- 札ノ辻 自六八八番 北ノ端 自七三三番 脇ヶ岡 自八二二番 四ツ松 自八五五番
- 塚原 自八七〇番 奥塚原 自八七八番其他 石蓋 自九一三番其他 金塚 自九五七番其他
- 稻谷口 自九五四番其他 西・東・金塚 自九六八番 經立 自一〇五九番 口中經立 自一一〇六番
- 苦ヶ碓 自一一七三番其他 奥經立 自一一七四番 丸山 自一二二九番 柘榴塚 自一二五七番其他
- 南苦ヶ碓 自一二五八番其他
- 北坂田 自一三二六番其他 下上鯨谷 自一三六三番 南天狗塚 自一四一七番 坂ノ口 自一四三六番
- 口谷 自一四五八番其他 奥谷 自一五〇一番 西萬所 自一五四三番其他 播磨塚 自一七三三番其他
- 南中道 自一七三六番其他 塩カラ 自一七五五番其他 西鳥飼 自一八〇〇番 鳥飼 自一八三〇番
- 南中新池 自一八三五番 長者ヶ崎 自一八八四番 牛追塚 自一九三五番其他 阿部寺 自一九七五番
- 辻堂前 自一九七九番 梨子垣 自二〇〇三番 北苗代田 自二〇二五番 道端 自二〇八六番

茶屋前	西	東	中	道	北	新	池	口	中
自二〇八七番 至二二〇九番	自二二一〇番 至二二五七番	自二二五八番 至二二七九番	自二二八〇番 至二二九一番	自二二九二番 至二三〇三番	自二三〇四番 至二三二五番	自二三二六番 至二三三七番	自二三三八番 至二三九九番	自二四〇〇番 至二四〇一番	自二四〇二番 至二四〇三番
南西苗代田	南	平	戸	苗	代	田	南	東	阿
自二二〇〇番 至二二二九番	自二二五〇番 至二二五八番	自二二五九番 至二二六〇番	自二二六一番 至二二六二番	自二二六三番 至二二六四番	自二二六五番 至二二六六番	自二二六七番 至二二六八番	自二二六九番 至二二七〇番	自二二七一番 至二二七二番	自二二七三番 至二二七四番
西	三	明	西	高	道	重	良	口	鳥
自二二七五番 至二二八六番	自二二八七番 至二二九八番	自二二九九番 至二三〇〇番	自二三〇一番 至二三一二番	自二三一三番 至二三二四番	自二三二五番 至二三三六番	自二三三七番 至二三三八番	自二三三九番 至二三四〇番	自二三四一番 至二三四二番	自二三四三番 至二三四四番
大	僧	谷	河	堀	口	大	僧	西	奥
自二九七九番 至二九九〇番	自二九九一番 至二九九二番	自二九九三番 至二九九四番	自二九九五番 至二九九六番	自二九九七番 至二九九八番	自二九九九番 至三〇〇〇番	自三〇〇一番 至三〇〇二番	自三〇〇三番 至三〇〇四番	自三〇〇五番 至三〇〇六番	自三〇〇七番 至三〇〇八番
渡	り	所	島	内	赤	塚	吹	龍	間
自三三三六番 至三三三七番	自三三三八番 至三三三九番	自三三九〇番 至三三九一番	自三三九二番 至三三九三番	自三三九四番 至三三九五番	自三三九六番 至三三九七番	自三三九八番 至三三九九番	自三四〇〇番 至三四〇一番	自三四〇二番 至三四〇三番	自三四〇四番 至三四〇五番
鶴	ヶ	崎	西	東	高	松	吹	東	西
自三四〇四番 至三四〇五番	自三四〇六番 至三四〇七番	自三四〇八番 至三四〇九番	自三四一〇番 至三四一一番	自三四一二番 至三四一三番	自三四一四番 至三四一五番	自三四一六番 至三四一七番	自三四一八番 至三四一九番	自三四二〇番 至三四二一番	自三四二二番 至三四二三番

大字阿部野は村の南端に位し、阿部野街道を中心として東西四町、南北六町、面積四十二町九段九畝四歩あり。古くは阿部野、安倍野と書く、〔萬葉集〕に見ゆる阿閉島は今の本郡に屬する大江岸の西手にありし地名なりとは、河内の覺峰阿閉梨の説に見え、阿部野の名も或はこの阿閉島より出でしものならんといへり。村岡良弼云、中古郷名餘戸野の轉ならん。

大字天王寺面積四百二十三町六段二十六歩あり。本村の大部分を占む。地名の起因は聖德太子の四天王寺建立に始まる。現今大字阿部野の西方一帯を天下茶屋と稱し、葬儀所附近を阿部野と呼ぶは共に私稱なり。私稱の却つて公稱よりも多く世に知らるる地名は此大字に少からず、東天下茶屋・北天下茶屋・常盤通の如きは此類なり。

小字天下茶屋、南天下茶屋、北天下茶屋の私稱小字に分たる。此小字名と豊太閣との關係は後記舊家の部を参照すべし。同く後掲天下茶屋の仇討は淨瑠璃芝居に仕組まれて一層世に知られしより、此小字天下茶屋より東は南海上町線、北は丸山附近、西は遠く西成郡濱田有樂町皿池神合通まで一帯に天下茶屋と私稱するに至れり。

天下茶屋は原と西成郡勝間村の出在家なりしが、年次不詳天王寺村に屬す。〔攝津名所圖會〕「天下茶屋邑天満宮の條に」原此里は勝間村の出在家なり、今天王寺の中にして東生郡に屬す云々」

小字稻谷苦ヶ碓・鯨谷何れも本村西部に於ける谷として深く中部に入り込めるを以てその名あり。小字塚原・金塚・天狗塚・播磨塚・牛追塚・柘榴塚・赤塚は何れも昔時塚ありしより其名あるなるべし。

小字瓦釜・阿部寺・三明大僧、何れも本村の東北部にあり。瓦釜につきては後掲瓦釜址の記事を見るべし。阿部寺以下の小字は別項阿部寺に因める名なるべし。

小字新池は大字阿部野の東部にあり。

小字丸山字苦ヶ碓の西手に一小丘あり。附近を丸山と呼ぶ。別項兼好法師の故跡として名高し。

小字王子前、大字阿部野阿部王子神社の前にあり。

小字墓の前、大字天王寺の北西端にあり。往昔國分寺の墓地の前にありしより其名あり。

小字國分寺、村の北西にあり、往昔國分寺のありし址なりと傳ふれども信すべからず。按ずるに聖

武帝天平九年天下六十六州に令して之れを建てしめられたる國分寺國分尼寺は東生郡國分寺村(今大分町)及び西成郡國分寺村の二處にありて、此天王寺村に在りしこと證據なし。蓋し此地は東生郡國分寺附屬の墓地なりしか。斯く云ふは飛田墓地に近く古來東に塚原、西に墓前・内墓等の小字あればなり。

戸口 本村戸口増加の趨勢を見るに大正六年末全村戸数は四千六百五十七、人口二萬五百十五あり。

り。之れを明治四十年の戸數六百五、人口三千五百四十五に比すれば、十年間に戸數に約七倍、人口に於て約六倍を増加せり。今既往十六ヶ年間に於ける戸口の増加及比率(△は増、○は減)を示せば次の如し。

年 度	戸 数	前年比較 増 減	同千分率	性 別	計	前年比較 増 減	同千分率
明治三十五年	五六八	一九七	三四七・〇	男 二〇二五	二〇二五	二七六	一一〇・四
同 三十六年	五八〇	一二	二〇・七	女 二七三九	二七三九	二三七	八六・五
同 三十七年	四六〇	△二二〇	△二六〇・八	男 二三五〇	二三五〇	△三八九	△一六五・五
同 三十八年	四六五	五	一・一	女 二六三七	二六三七	二八七	一〇八・八
同 三十九年	五六五	一〇〇	一七七・〇	男 三一四六	三一四六	五〇九	一六一・八
同 四十年	六〇五	四〇	六六・一	女 三五四五	三五四五	三九九	一一二・六
同 四十一年	八〇〇	一九五	二四三・八	男 四八三二	四八三二	一二八七	二六六・三
同 四十二年	一五五二	七五二	三九七・一	女 五一九四	五一九四	三六二	六九・六
同 四十三年	二二五五	七〇三	四一一・五	男 七七九一	七七九一	二二〇七	二九六・二
同 四十四年	二四七二	二一七	八七・七	女 九八三七	九八三七	二〇三六	二〇七・〇
大正元年	三三三四	七六二	二六六・五	男 一一五八二	一一五八二	一七四五	一五〇・七
同 二年	三六三七	四〇二	一一〇・八	女 一四〇四七	一四〇四七	二四六九	一七五・五
同 三年	三七五〇	一一三	三〇・四	男 一六五三七	一六五三七	二四九〇	一五〇・七

同 四 年	三九〇五	一五五	三九・二	男 八六七五	一七一五七	六二〇	三六・二
同 五 年	四〇五九	一五四	三七・九	女 九四三九	一八四七九	一三三二	七一・五
同 六 年	四六五九	六〇〇	二八・八	男 一〇三九〇	二〇五一五	二〇三六	九九・三
同 七 年	五一六四	五〇五	九七・七	女 一一九七九	二三〇四六	二五三一	一〇九・八

表はその數正確なるを保し難しと雖も、假りに之れを以て増減の理由を考察するとき、明治三十五年に於ける不自然なる増加は第五回内國博覽會の開催に起因し、同三十八年の減少は同博覽會閉會による自然の結果と、日露戰役のため事業界の不振に因ること疑なし。明治四十二年以後四ヶ年の急激なる膨脹は、此間に於て南海鐵道の電車の輸送となり、上町線・阪堺線の開通せる等、交通機關の充實によるなるべし。大正三年より同五年に至る間の増加率はまづ自然と見て然るべく、同六年は又歐洲戰亂の影響を受けて激増を示せり。上述の如く本村戸數の増加率は年によりて異なるも、既往十六ヶ年に於て一年平均千分の百三十の増加率を示せり。

交通 本村は紀河泉の諸國より大阪市に入る門戸に當れるより、道路は古來より發達せり。中央の臺地には阿部野・庚申の兩街道あり、東部低地には下高野、西部低地には國道第二十九號ありて何れも南より大阪市に通ず。其他東西に通ずるものには中道街道支線の一部及稻谷天田の里道あり。以上の外數十の無名道私道ありて迂回曲折す。又大阪市と附近都市連絡する鐵道軌道縱横に通過す。

南海上町同阪堺の兩線は村内を南北に貫通し、南海平野線は中央を東西に貫き、北には關西鐵道線あり。此他本村を通過せずと雖も南海鐵道本線高野軌道線ありて、何れも密接なる關係を有す。從つて村内九個の停留所あり。斯くの如く陸上交通の至便なること郡内の巨擘たりと雖も、只河川なくして水運の天惠を享くる能はざるを遺憾とす。

〔道路〕 紀州街道(國道第二十九號線) 本道は東京和歌山間の要路にして、大阪市高麗橋堺筋市街道より分岐し、日本橋名吳橋を経て木崎町市郡境界に於て關西線の下を潜り、西成郡今宮町に至り、阿部野街道支線を合し、約六町にて本村大字天王寺字月夜に入り、北天下茶屋聖天阪天神の杜を経て、再び西成郡玉出町に入る。本村内延長六百七十間、幅員三間三厘あり。此道路は世俗上方街道と稱し、紀州侯江戸參觀の通路たり。然れども現今の新道路に改修せられしは、維新以後のことに屬し、明治九年六月、太政官布達第六〇號により國道に編入せられたり。本道路は本村内に於て俗に天下茶屋本通と云ふ。

阿部野街道(假定縣道) 大阪市南區大道一町目に於て奈良街道より分岐して南し、阿部野筋二丁目の市郡境界より本村大字天王寺字脇ヶ岡に入り、中部臺地の中央を南北に縱斷し住吉村に至る。村内延長千二百二十間、幅員二間半あり。(日本書紀)仁德天皇五十八年、夏五月、當荒陵松林之南道、忽生三兩歷木一挾路而未合とあるは、此阿部野街道なるべし。此道は往古行幸御幸の御通路に當り、相

將貴紳の往來ありし所なり。猶舊蹟阿部野天王寺古戰場址條參照すべし。

阿部野街道支線(府費補助里道) 西成郡今宮町に於て國道第二十九號路線と分岐し、本村大字天王寺に入り、飛田遊廓の北を東行して南に折れ、更に左折して阿部野街道に合す。此間延長大約五百九十間。此處に阿部野街道と重複南行すること延長大約四百三十間にして、更に大字阿部野に於ける阿部野天田街道の交叉點に於て南々東に分岐し、住吉村に出づ。此延長大約四百九十間、此支線の幅員平均二間。明治二十六年府費補助道路となる。

下高野街道(府費補助里道) 大阪市南區大道三丁目に於て奈良街道より分岐し、天王寺師範學校の東を迂回し、城東鐵道線と交叉して本村大字天王寺字河堀口に入り、南行して田邊町に入る。以前は幅員僅に三尺の野道なりしが、明治二十三年、田邊町長三杉長兵衛有志を勸誘して沿道の土地を寄附せしめ、幅員二間の道路に改築し、下高野街道と稱せり。翌二十四年、大阪府の補助道路に編入せられたり

庚申街道(府費補助里道) 大阪市南區天王寺の南門より起り、庚申堂前を通り、關西鐵道線を越えて本村大字天王寺字長者崎に入り、南行すること約七町にして東に折れ、大字天王寺字西野の中より田邊町に達す。明治三十一年庚申街道と名づけ、大阪府の補助道路に編入せられたり。村内延長八百六十間幅員一間七分あり。

天田街道(里道) 西成郡玉出町より本郡平野郷町に通ずる道路にして、西成郡粉濱村を過ぎ、國道第二十九號と交叉し、聖天阪を東に進み、天王寺村役場前を過ぎ、北に折れ、東行して田邊町に入る。此道路は明治二十五年の頃、天下茶屋遊園地を開きて本村の發展を計らん爲に新設したる幅一間の道路にして、當時之れを天下茶屋街道と稱せり。明治四十年本村長・田邊村長・西成郡勝間村長等沿道の土地を寄附せしめ、幅員二間に改修せり。明治四十年、一旦大阪府補助道路に編入せられしが、同四十五年廢止せらる。本村役場前より以東は里道なるも、以西三百五十間は私道なり。村内延長千六百六十二間、幅員二間。

中道街道 大阪市南霞町の市郡境界より起り、西成郡今宮町に入り、南遊廓の西を過ぎ、中道筋に至りて本村に入り、南行して天田街道に連る。明治四十年大阪府補助道路に編入されしが、同四十五年廢止せられたり。村内延長五百七十間、幅員一間半。

〔鐵道及軌道〕 南海鐵道本線 大阪市難波に起り、和歌山市に至る、延長四十餘哩の私設鐵道なり。汽車電車併用せり。本村を通過せずと雖も、本村交通運輸上大なる關係を有す。故に左記四驛は本村區域外に在りと雖も、本村住民の乗降客多きを占むるを以て驛名及平均一日の乗降客數を示さん。(大正七年末調査)

萩の茶屋

四、〇〇〇人

天下茶屋

二、五〇〇人

岸の里 五〇〇人 玉出 五〇〇人

南海鐵道阪界線 大阪市南區惠美須町に起り、南海鐵道本線と併行して天下茶屋住吉塚を経て濱寺に至る、延長約十哩の電車軌道なり。明治四十四年十二月開通し、阪堺軌道と稱せしが、大正四年四月、南海鐵道に合併せり。西成郡今宮町今池停留所を過ぎて本村に入り、國道第二十九號と並行して南走し、天神の森宮の下間に於て住吉村に入る。本村通過哩數〇・八五哩、其間停留所三あり。本村西部の交通に至大の便益を與ふ。今左に本村に關係多き停留所と一日の乗降客數を掲げん。

今池(西成郡今宮町) 五〇〇人 北天下茶屋(本村) 一、五〇〇人

聖天(本村) 一、五〇〇人 天神の森(本村) 五〇〇人

宮の下(西成郡玉出町) 五〇〇人

南海鐵道上町線 大阪市四天王寺西門に起りて住吉に至る、三哩十七鎖の電車軌道なり。初め浪速軌道と稱せしが、明治四十二年七月南海鐵道に買收せられ、同四十三年以後南海鐵道上町線と稱するに至れり。大阪市の天王寺驛前より本村大字天王寺脇ヶ岡に入り、阿部野街道を通りて大字阿部野字播磨塚より住吉村に入る。本村通過哩數一哩三分、停留所四あり。本村東部の交通上至大なる便益を與ふ。左に關係多き停留所一日の乗降客數を掲げん。

天王寺驛前(大阪市南區) 一、〇〇〇人 常盤通(本村) 一、〇〇〇人

阿部野(本村) 五〇〇人 中道(本村) 一〇〇人

東天下茶屋(本村) 一、〇〇〇人 北島(東成郡住吉村) 五〇人

南海鐵道平野線 大阪市南區惠美須町より起り、西成郡今宮町を経て本村に入り、南遊廓の南側より葬儀所北側を通過して、大字天王寺湯田より本村を離れ、東に走り、田邊町を過ぎ、平野郷町に至る、延長三・六哩を有する軌道なり。大正三年四月二十六日開通し、阪堺軌道支線と稱せしが、大正四年四月、南海鐵道に合併し、平野線と稱す。本線は本村東部の町村と大阪市とを連絡する唯一の交通機關にして、村内通過の哩數は一・一哩餘、東西の交通線として重要な位置にあり。停留所配置の關係上、村民の利用すること少し。村内二つの停留所に於ける一日千五百餘の乗降客の大多數は、市内よりの會葬者なり。

南海鐵道天王寺支線 南海本線の天下茶屋驛より分岐して、院線天王寺驛に連絡する唯一の線路なり。總延長二哩。鐵道條例によつて電車及蒸汽列車を併用するも、本村西南部の一角に偏在し、且發車回數少なきを以て、本村民の利用するもの少なし。然れども、本線は本村に於ける唯一の小包貨物の運搬機關なれば、天下茶屋驛に於て利用するもの多し。今左に本村發着の小包貨物の種類と、平均一日の噸數を掲ぐ。

小包種類	數量	贈答品	貨物種類	數量
	一二〇個			二五噸
			轉宅貨物	
			建築材	

〔通信〕 天下茶屋郵便局 特定三等局にして、明治四十年三月八日、大字天王寺六百九十番地に開設し、明治四十五年五月六日、同大字四百八十八番に移轉せり。現今取扱事務の種類及其開始期は左の如し。

通常郵便物及小包の引受及配達並に爲替及貯金事務(明治四十年三月八日)。電信の發着(明治四十三年十月十六日)。電話交換(同四十二年十月二十一日)。簡易保險(大正五年四月一日)。恩給年金取扱(大正四年十月二十六日)。

郵便物の集配區域及毎日回数は左の如し。

區 域 本村、西成郡今宮村及勝間村
回 數 最高 五回
電報。配達の區域は左の如し。

本村西成郡今宮村及勝間村

郵便物統計

年次	通		常		小		包
	引	受	配	達	引	受	
大正五年		一四六萬		二七六萬		一三、七一六	四〇、五四一
同六年		三四九萬		四五四萬		一七、六四九	五三、九九一
同七年		四七三萬		八二五萬		二一、一四七	六八、九七六

電報及電話

年次	電		報		電		話(度數)
	發	信	受	信	加	入	
大正五年		一六、二〇五		四三八三〇		五八、〇三五	三二、四九一
同六年		二四、〇二三		六四六七一		六〇、四八五	五九、六二三
同七年		三三、二七九		八八三三七		二〇八、五三七	七七、三七九

爲替及貯金

年次	爲		替		貯		金
	振	出	口	波	預	入	
大正五年	一〇、二四五	九七、一四一	一〇、五四八	一四八、七〇九	二四、三六三	一二八、一八六	一〇、九三八
同六年	一四、六七六	一四九、九四二	一二、二五八	一九四、六一八	二七、二〇四	一六、一九五	一六、二八五
同七年	一五、九一七	二二六、六四五	一五、六五七	三〇一、五七二	三三、一〇七	七五二、七八六	一九、五九八

振替貯金及恩給保險

年次	拂		渡		恩給年金拂出		保險契約申込	
	口	金	口	金	口	金	口	金
大正五年	四、五〇三	四〇、六四六	二一四	三一、一一四	二一六	一〇、三三三	三七	六、三〇五
同六年	五、九五七	五〇、四三四	九〇二	四六、八九五	二二三	一一、〇三五	三九	六、四八一
同七年	六、八六二	一〇六、六七八	九八四	四九、八九九	三七八	一九、〇四九	三六	六、〇一三

電話加入者數及區域

大正元年	六二	大正五年	一八一
同二年	一一一	同六年	一七一
同三年	一三七	同七年	三〇一
同四年	一四三		

本村及住吉村字松山・叡山・柿山・勝間新道・大谷・菅柳塚・阿部野・今池・新開(一二七二、一二七五、一二七六)西成郡今宮町字吉田、皿池・神谷・濱田・東濱田・北濱田・鳥流・丸岸・梅松・橋・柿・柳・若山・萩茶屋・三日路・海道畑・今井船・新家東裏・長草・大流・玉出町全部
電話呼出區域

大字天王寺字與吉ヶ芝・生田・長池・大海池・北端・札の辻・南中小路・天下茶屋・南下ノ森・中下の森・北下の森・東浦・宮の下・月夜
西成郡今宮町大字今宮字吉田・神谷
同 玉出町大字玉出字東濱田・中島
投入函所在地(三四個)左記の如し

(天王寺村)大字天王寺字與吉ヶ芝四八八番地、字牛追塚二二三番地、字梨柿二〇一六番地、字大海池五一七番地、字西金塚九五三番地、字東金塚一〇五三番地、大字阿部野字西二六〇番地、字南阪田二六六番地、字中道二〇八五番地、字生田四六三番地、字北ノ端七二四番地、字中下の森八〇屋敷、字堺田二六一ノ一三番地、字札辻三九番地、(玉出町)字中道五六八番地、字長尾五八七番地、字大江一番地、字東浦五一五番地、字中島一〇四六番地、字山側五〇七ノ一番地、字南濱田九四五番地、字東濱田九七三番地、(今宮町)字新家七六五番地、字釜ヶ崎六七九番地、字水渡七三七番地、字西川代田五九八番地、字東道一〇二七番地、字三日路四六九番地、字吉田五九二番地、字永草四八四番地、字新家一〇七六番地、字釜ヶ崎六九二番地、字小橋四六七番地、字花園四五六番地、

〔阿部野郵便局〕三等局にして大正四年十月廿六日、大字天王寺千五十七番地に開設せり。現今取扱事務の種類及其の開始期日左の如し。

小包の引受配達並爲替及貯金事務(大正四年十月廿六日)。電報の發着(大正八年三月十六日)。電話交換(大正八年三月十六日)。簡易保險(大正五年四月一日)。恩給年金取扱(大正四年十月廿六日)。

本局投入函所在地 天王寺村大字天王寺千五十七番地

郵便物統計表

年次	郵便物統計表		電報及電話	
	通常引受	小包引受	發信	受信
大正四年	書留 六七一	年 一、一八六	一〇二	九八
同五年	二、三〇五	三、六二九	一三二	一三五
同六年	三、三八六	五、一四九	一六五	一五三
同七年	四、二九九	六、七四二	一九二	二〇八

爲替及貯金

年次	爲替		貯金	
	口數	金額	口數	金額
大正四年	九三六	七四〇・六六	二、九六	一三、四九・二三
同五年	六二七	三、四一・二九	四一七	五三、八八・三九

振替貯金

年次	拂込		拂渡		恩給年金拂渡		保険契約申込	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
同五年	三、三六六	一七〇、九〇・五八	二、一七三	一四、九〇六・六八	六、九九七	七〇、〇七五・六九	二、六六	五〇、六六八・三八
同六年	四、六二〇	四二、九六・〇〇	三、一三三	二七、二六六・三三	一、三〇〇	一、五三、〇九・五五	五、三六八	一三七、八九六・三九
同七年	六、二九五	六、一九〇・四〇	四、四六五	四二、六八六・九二	一、三、九三〇	二、四九、二六〇・八六	六、三三七	一九四、八三三・九一
大正四年	一八八	一、三三〇・六四	一九	一、三三、七三	一〇	八七、五〇	—	—
同五年	七四九	六、〇二八・六七	九二	三三九、六六	一七	一、六七六・三五	一七	二、六三三・八〇
同六年	一、二九〇	一〇、九四三・〇六	一〇三	三、八九八・四三	八八	五、〇五五・九九	一五	二、三三三・三〇
同七年	一、五九三	二、四〇三・五三	一九二	九、五九四・六三	一九	七、四四〇・〇八	二八	四、三三八・七〇

水利〔溜池〕

大字天王寺内に起伏せる丘腹に湛水せる灌漑用溜池の大なるもの左の如し。

溜池名稱	所在小字名及番地	反別(單位段)	溜池名稱	所在小字名及番地	反別(單位段)
金池塚	西金塚	九八七	苗代田池	苗代田	二二六五
管池	口經立	一〇七九	三明池	南三明	二五三九
鯨谷池	下鯨谷	一三七六	前後池	前後	二八二八
天狗塚池	上鯨谷	一四一六	新池	新池	二八六二
瓦谷池	南天狗塚	一四八三	東野中池	東野中	三二八六
	口西瓦谷	二六二六			

前記溜池面積七町一段三畝六歩は悉く本村大字天王寺、及大阪市南區天王寺元町外四十町區の共有に屬す。(此他四町五畝六歩は南區天王寺に存在す。)從來世襲の樋守ありて、灌水は田面積に應じ公平に配水し、耕作人に關係せしめず。但近年農業地の減少に因り、溜池の効用漸く減少せるが故に、最近埋築の議起れり。

官公衙 本村に於ける官公衙は村役場、巡查駐在所、派出所、郵便局なり。郵便局は交通の項にあり。

天王寺村役場 大字阿部野字南阪田三百六十番地の一に在り。地域百二十七坪、廳舎は木造洋館二階建^{建坪三十}四坪^{坪二合}附屬平家小使室^{坪六}なり。現在吏員は村長一名、助役二名、收入役一名、書記十一名なり。

阿部野巡查駐在所 大字阿部野二九〇番地に在り。大正六年四月一日の設置なり。

阿部野巡查部長派出所 大字天王寺一四一一番地の四に在り。

常盤通巡查派出所 大字天王寺二〇〇二番地の二に在り。

中道巡查派出所 大字天王寺一〇七四番地の一に在り。

今池巡查派出所 大字天王寺二五四番地に在り。大正六年四月一日の設置なり。

南天下茶屋巡查派出所 大字天下茶屋六三五番地に在り。明治四十五年四月一日の設置なり。

以上各住吉警察署に屬したりしが大正八年四月二十一日今宮警察署に移さる。

第二 村 政

沿革 推古天皇元年、聖德太子、多聞持國增長廣目の四天王を祀れる寺を、玉造の東岸より難波荒陵の東に移し給へり。されば其後附近一帯の地を天王寺と稱呼するに至れり。大字天王寺は古時百濟郡に屬し、後東成郡に屬す。(或云貞享二年)徳川氏執政の頃は、一部は天領即ち代官支配地にして、維新の當時は内海多次郎之を管し、一部は天王寺々領たりき。明治五年五月東成郡第一區に編入せられ、同八年四月更に第一小區に改められ、同十二年二月小區の名稱廢せらる。

明治九年改正反別の當時、本村は東西二十八町南北五十七町を有し、東は國分村と猫間川中央を以て境し、西は西成郡今宮村と鮎川水源を以て境し、南は住吉郡猿山村に、北は西成郡西高津村に宅地を以て接したりき。而して此段別六百十三町五段六畝十八歩あり。これを字天下茶屋(村の西側部東北七十) 字中町(村の北部平野西二十間南) 字中之町(村の東北部日本橋往來より天王寺道に通) 字阿部野(村の南部阿部野六間) 北街道に沿ふ東四十間) 字中之町(村の東北部日本橋往來より天王寺道に通) 字阿部野(村の南部阿部野三十五間南) 北街道に沿ふ東四十間) 字中之町(村の東北部日本橋往來より天王寺道に通) 字阿部野(村の南部阿部野北四十三間) の四字に分てり。當時本村民は農業八百戸、職工六百戸、商業九百戸、漁獵二十五戸、雜業五百戸ありき。而して村役所は本村の中央中之町(現時天王寺大道一丁目の邊か)にあり、敷地大約東西十七間南北十七間面積二百九十二坪。北平野町・南平野町・東高津・阿部野・國分・舍利寺・林寺・林寺新家・田島・

天王寺二町八村聯合の役所なりき。

大字阿部野は古時關郡に屬せしが、貞享二年より東成郡に屬す。本村疆域は東は住吉郡北田村に接し、西は天王寺村字天下茶屋に接し、南は住吉村に接し、北は天王寺村と境し、此幅員東西八町、南北六町三十間を有せり。如上の如き變遷を経たる阿部野及天王寺の二村は市町村制發布の時合併し、新に天王寺村の二大字となり、面積約八百町歩を有せしに、明治三十年四月一日、本村北部の約三百餘町歩は大阪市に、二十餘町歩は鶴橋町に編入せられたり。當時本村殘存戸數三百八十五戸、人口一千三百四十七人なり。

維新前の村政は庄屋は各家業の餘暇を以て事務を執り、總會所は現今の大阪市南區天王寺大道一目南東角に在り、御藏は其の東隣にあり、貢租は檢見を行ひ、檢箱(縦二尺五寸 横三尺餘)に見本米を容れて江戸に送り、後庄屋上乗りし各村の米を舟運によりて納め、これに要する費用は總て各村にて分擔せり。一般各事務も甚だ簡單なりしを以て、多く口頭によりて届出等行はれ、公事訴訟の如きも大なる有力者によりて取捌かれしため、比較的容易に落着せしと云へり。維新後にありても、人民の届出は大抵口頭にて行はれしが、民心漸く純朴を失ひしものあるに因れるか、村治漸く圓滑なるを得ざること往々之れ有りしと云ふ。

庄屋 天保年代以後の庄屋は大浦五兵衛・青木孫二郎・青木九兵衛・柴谷利助・井川惣左衛門・松本藤

兵衛・關根龍藏・田中九左衛門・青山太平・村上幸助。

戸長名は左の如し、

秋田幸明(明治七年東成郡第一區第一番戸長)・橋富三郎・橋左兵衛・青山太平・村上幸助・田中九左衛門・井上治郎右衛門・笹本五郎右郎・粟谷六兵衛・浦野藤兵衛門(天)・篠川利祐(明治十七年七月退)・(阿)篠川利祐(明治十七年七月就)・橋本善右衛門(明治十九年十一月就)・和田伊助・見野八三郎・西浦又兵衛・赤田瑳一。

歴代村長の異動左の如し。

就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	氏 名
明治二十二年六月十三日	不明	橋本善右衛門
明治二十五年六月八日	不明	高見忠治
明治二十六年十二月五日	不明	赤田 瑳一
明治三十年七月三十一日	明治三十二年十一月二十日	芽木小兵衛
明治三十三年四月九日	明治三十七年四月八日	後藤 滿壽長
明治三十七年四月十八日	明治四十五年四月十七日	道野 源七
明治四十五年四月	大正四年五月十五日	増田 忠三郎
大正四年七月二十三日	大正九年十一月十六日	柴谷伊之助
大正九年十二月二十四日	現在	泉岡宗助

自治功勞者 里正戸長又は村長にして村治に盡瘁せしもの多しと雖も、最も有名なるものは篠川利祐なり。同人は明治四五年頃より明治二十年頃迄、本村戸長の頭として大に村治に力を盡せり。明治八年地租改正につきて功あり。其の後現在大阪市なる逢阪道の改修を行ひ、又天王寺新道を開きて大に交通を便にし、清水池、三明池を掘りて灌漑の便を與へたり。曩に藍綬褒賞を賜はりしことありと雖も、今其年月を詳にせず。

村 會 村會議員定員數は二十四名にして、これを一級十二名、二級十二名に分つ。明治三十六年以降の戸數有權者數左の如し。

年 度	戸 數	有 權 者	百 分 比
明治三十六年	五六八	一一〇	二一・一三
同 四十年	五六五	一一一	二一・四二
大正元年	三、二三四	二六二	八・一〇
同 二年	三、六三七	三一二	八・五七
同 三年	三、七五〇	三九五	一〇・五〇
同 四年	三、九〇五	四三八	一一・二三
同 五年	四、〇五九	五一六	一二・七一

財 政 本村々税中の大部分を占むるものは家屋税雜種税所得税地租附加税等なり。此他特別税とし

て歩一税あり、之れは不動産買移轉税なり。即ち登記價格百分の一に相當する額を買取人より徴收するものにして、明治三十五年度より實施せり。家屋税附加税は村税の約六割半、其他の附加税は何れも約八歩前後を占む。家屋税附加税は他町村に比し甚だしく高率ならず。次に歳出の大部分は教育土木役場費等にして、教育費は歳出の約五割、役場費は約二割五分、土木費は五分を占む。此等は經常費のみの計算にして、臨時費に於て支出すべきものは稍多額に上ることあれども、歩一税は此等の臨時費を償ひ得て尙餘りあるが如し。

明治三十六年度以降歳出決算額左の如し。

年 度	歳 出(圓)	一戸負擔額(圓)	年 度	歳 出(圓)	一戸負擔額(圓)
明治三十六年	一一、二四五・六二二	二〇・四四四	大正三年	七七、〇三四・一〇四	二〇・五四八
同 四十年	一三、三七九・三二四	二三・六八一	同 四年	四〇、一五六・〇六三	一〇・三三八
大正元年	四〇、四一九・四一九	一三・九七七	同 五年	七八、五七八・四六二	一九・八一五
同 二年	五一、五五二・五四七	一七・五六五	同 六年	四七、八八二・〇〇〇	一〇・二七七

斯くの如く本村の經費非常なる膨脹を示せりと雖も、總て村勢進展の結果にして、收縮すべき性質のものにあらず。今後本村の發展と共に適當なる財源を求めて、衛生・教育・土木其他消防に力をいたさざるべからず。

〔歩一税〕 歩一税は今に於て其の起原沿革等を知ること能はざるも、明治二年七月大阪府より大年寄に達したる文中「家屋敷歩一銀ノ儀、過日布令致し候前帳切相濟、賣買直組行届、取引一條ニ相至リ有之分ハ、是迄ノ通歩一銀差出方云々」とあり。本村生野城北村等の諸村に於ては、在來村内にある不動産を買得せるものより、一定の率を定めて徴收し來りしものなり。本村にては明治二十三年三月許可の村條例には「在來の慣行を襲用し」分一税なるものを設定し、相續等の場合を除き、凡て村内の土地家屋を買得又は譲受けたる者は、賣買價又は時價の千分の十五を徴收すと定めたりしも、明治四十一年一月許可の條例には、歩一税千分の十と改め、大正四年三月には特別歩一税と改稱したり。鶴橋町にては分一税と稱し、明治二十三年十二月、生野村にては歩一税と稱し明治二十四年九月、本税に關する條例許可を得、賣買價百分の一、讓與は土地に在りては臺帳記載地價、家屋は時價の各二百分の一を徴集すと定め、中本町は歩一税と稱し明治四十一年七月、不動産の賣買には前記町村と同率、相續等を除く讓與には時價百分の一を課することを許可せられ、其の後明治四十五年三月、大正四年七月條例改正ありたれども、茲に記載の價値なし。小路村は明治二十三年七月分一税を課することを許可せられ、其率土地賣買は臺帳記載價格、家屋は賣買價の千分の十五、讓與は凡て時價相當價額の千分の十五と定めたりしが、四十五年六月歩一税と改稱し、凡て百分の一、又相續等には不課とせり。城東村は大正二年三月、榎並町は明治四十五年七月歩一税と稱し、

村内不動産の移轉に際し百分の一を課せしが、城東村は相續等の場合は之れを免除せり。鯉江町は大正五年三月より不動産移轉税を課せしも、其内容は城東村に同じ、榎本村は明治二十七年一月歩一税と稱し、相續等の場合を除き、凡て千分の十五、父子兄弟分家の場合は萬分の七十五を課したり。城北村は明治二十四年三月歩一金と稱し、土地は臺帳地價、家屋は時價の各百分の一を課し、相續等の場合は免除したり。北百濟村は明治二十四年九月、歩一税を課す、其率土地賣買は千分の十五、讓與は臺帳記載價格千分の十とし、相續等の場合を除外せり。百濟村は明治二十三年六月不動産移轉税と稱し、耕地山林には千分の十五、宅地建物には千分の二十を課し、家督相續等の場合には之れを除去せり。田邊町は明治四十五年五月歩一税を課し、同年度限り相續等の場合を除外する不動産の移轉に百分の一を課せり。墨江村歩一税は明治四十五年三月より大正四年度まで、安立町は同四十五年五月より相續の場合を除き、大正五年迄凡て百分の一と定め、住吉村は明治二十三年七月土地家屋賣買移轉税と稱して、宅地及家屋は千分の二十、宅地以外の土地は千分の十五を課したり。此町村特別税は前記の如く其課税種目並びに率に於て區々一定せず。又府の許可を得たりし年代久しきものは施行年限制限なかりしも、其後漸く若干年限間を許可せらるゝの狀態に變じ、本村は大正七年度、榎並町は大正十年度迄を制限せらるゝに至りたりしが、大正八年度よりは府税雜種税不動産取得税を新設せらるゝに及び、歩一税は其施行を中止し、町村は府税附加税として徴收することとなりたり。其課率は郡内各町村固より同一ならざれども、大抵本税金壹萬圓に對し、附加税大約金貳圓を標準とす。

衛生 衛生に關しては明治三十八年一月、衛生組合をして村内の清潔施行掃除の督勵、下水溝の完成、組合内の健康状態を注意せしむる外、村は毎年一回大清潔を実施し、各戸に於ける塵芥は六名の人夫をして毎日之れを蒐集せしめ、これが監督として二名の掃除巡視を置けり。役場内には專任の書記一名を置き、諸般の衛生事務を整理せしむ。

飲用水(井戸) 明治四十四年十月の調査によれば、總數千八百四十七、内良水は僅に七百九十七にして、残りは悉く不良水なり。其最も甚しきものに至りては雜用にすら供する能はず。

〔水道〕沿革。 大正元年十一月中郡内接續町村を代表し時の郡長・鶴橋村長・本村長等大阪市へ水道の分與を交渉せしも、我に鐵管布設の資金無くして中止せり。當時阪南水道と稱し、大和川に水源を設け、接續町村に給水せんことを企圖せし者ありしが、成立するに至らざりき。大正二年五月中再び本村は給水分與の交渉を開きしが、工事費多大の爲め、復斷念の餘儀なきに終りたり。大正三年京阪水道と稱し、淀川廢川地に水源池を設け、本郡接續町村に給水せんと計畫したる者あり、本郡町村は之れを希望せしも、大阪市の反對に會ひ廢棄せられたり。然るに此頃に至り市の水道工事竣工したるを以て、市は鐵管類を貸貸敷設し、市外給水を計れり。よつて大正四年五月、村會の議決を

經て直ちに工事を起し、同五年三月、一部の給水を行ひ、同七年三月大部分の工事を完了せり。
 現状 幹線は大阪市南區天王寺阿部野街道筋二丁目市水道鐵管の末端より分岐し、阿部野街道筋を南に向ひ、大字阿部野に入り、南海鐵道上町線東天下茶屋停留所附近に於て二分し、一は西行して聖天阪を經て國道第二十九號を横斷し玉出町水道に合し、一つは南行して住吉村水道に合す。其他數條の支線を有し、常盤通を東して一本松に至るもの、聖天阪より北に向ひ阪堺軌道線を横斷して天下茶屋郵便局前に至るもの等を重なるものとし、尙阿部野街道に十一、國道第二十九號に七、其他に四十の防火栓を設く。左に鐵管の種類及延長を掲ぐ。

幹線

支線

- 内徑十吋九百三十五間 自阿部野橋市郡境界
至大字阿部野中央 内徑六吋三百六十六間四分
- 同 八吋六百三十五間五分 自大字阿部野中央
至玉出町境界 同 四吋二百八十八間
- 同 八吋三百一十一間 自大字阿部野中央
至住吉村境界 同 三吋半二千六百一十一間一分
- 計 千八百八十一間五分 計 三千二百五十五間五分

大正七年十二月末の調査によれば工事費金參萬五千九百五拾六圓、給水費に金五萬七千九拾壹圓を算せり。各戸への給水は當初は放任給水なりしが、其後計量給水に改正したり。一石に對する使用料金は左の如し

- 家事又は營業用 專用 一錢七厘
共用 一錢六厘 湯屋營業用 一錢三厘
- 原動力用 三錢 官公署學校病院用 二錢
- 噴水瀧泉池用 四錢

專用栓は最低限度一ヶ月二十五石、料金は六拾錢共用栓は同十四石料金參拾錢を徴收す。
 大正六年四月より大正七年一月に至る給水成績左の如し。

月	別	水栓數	給水戸數	調費水量(石)	料金徴收額(圓)	大阪市へ支拂額(圓)
大正六年四月	同	四九〇	七〇九	五〇、八一四	一、四四一・三五	六〇九・七六
同 五	同	五一九	七四一	六一、六二八	一、八二四・〇一	七二七・五三
同 六	同	五三五	七六二	六五、〇三五	一、九八五・六〇	七八〇・三六
同 七	同	五六〇	七九五	六八、六一九	一、八二六・九七	八三〇・二一
同 八	同	五六八	八二二	七〇、四九四	一、八二六・九七	八四三・四三
同 九	同	五八二	八四一	七〇、九三九	一、八二六・九七	八四三・四三
同 〇	同	五九四	八五六	七三、二五七	一、八二六・九七	八四三・四三
同 一	同	六一八	八九四	七四、四二七	一、八二六・九七	八四三・四三
同 二	同	六三九	九二四	七四、四二七	一、八二六・九七	八四三・四三
同 三	同	六五五	九四〇	七四、四二七	一、八二六・九七	八四三・四三
大正七年一月	同	六五五	九四〇	七四、四二七	一、八二六・九七	八四三・四三

傳染病隔離病舎 明治三十七年一月十七日大字天王寺二千八百二十七番地に建築す。當時の病舎は事務室・病室・快歸室・消毒室等より成り、事務室には、使丁室便所等附屬し、此坪數十四坪七合五勺、

病室にはこれに便所及汚物置場附屬して三十三坪五合八勺あり。快歸室にはこれに看護婦室・食堂・便所等ありて十七坪五合、消毒室は人夫詰所・死體置場・汚物焼却場ありて十坪あり。大正三年十月十四日病室十五合、大正六年十月十日同十七坪五合、看護室快歸室十一坪、食堂三坪を建設し、現在病室十一室、恢復患者收容室・初診室・看護婦室・食堂・事務室・消毒室・死體收容室・使丁室・人夫室・浴室・汚物焼却場各一室あり。

大正四年度以降本村傳染病患者左の如し。

病名	大正四年度		大正五年度		大正六年度		大正七年度	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
ゲフテリヤ	二	一	一	一	一	一	一	一
バラチアス	二	一	一	一	一	一	一	一
腸チアス	三	二	四	三	三	三	一	一
赤痢	二	一	九	三	一	一	六	三
疫痢	一	一	一	一	一	一	一	一
コレラ	一	一	一	一	一	一	一	一
天然痘	二	一	一	一	一	一	一	一
計	一七	七	二八	一三	三三	二二	二四	一六

衛生組合 明治三十年四月一日、府令により百戸を以て一組となし、全村を十六組に分ち、各組に組長一名を置けり。大正三年八月府令改正せられ、新に一村を區域とせる衛生組合を組織し、組長一名副組長二名評議員十六名を置けり。大正六年組合費を六等に分ちて、一等貳拾錢、二等拾錢、三等八錢、四等六錢、五等四錢、六等貳錢を各戸より徴收す。組合の事務所はこれを役場に置き、專屬の書記一名あり。衛生に關係ある職業は醫師二十九、齒科醫三、獸醫一、藥劑師九、看護婦三、鍼灸七、按摩二九、理髮六五、浴場七あり。

兵事 壯丁検査 大正元年度以降の成績左の如し。

年 度	壯丁數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	無教育者	患トラホーム者	患花柳病者
大正元年	五六	一三	九	一四	二二	三	一	三
同二年	五九	一〇	五	一八	二〇	三	一	四
同三年	六九	一〇	三	二二	一一	四	一	三
同四年	七三	一二	八	二四	二五	三	一	二
同五年	八〇	一七	一〇	二〇	二五	二	一	三
同六年	六八	一三	二	一〇	一四	一	一	二
同七年	九九	二七	七	一六	三五	二	一	三

在郷軍人會天王寺村分會 本村には明治三十六年四月創立せる天王寺軍人會ありしが、明治四十三年

十一月帝國在郷軍人會の設立に際し、更に帝國在郷軍人會天王寺分會を設置し、勅諭の精神を奉體して軍人精神の振作と軍事能力の向上を圖り、會員相互慰藉救助すると共に、地方良民の儀表たらんとす。現在會員六百二十三名、會長中野信次、大正七年度總經費金千八百貳拾七圓の内村補助金百五拾圓なり。

戰役戰病死者 本村に於て戰病死者に關する記録なければ、日露戰役以外のものは詳ならず。日露戰役戰死者は左の二人なり。

安井由松 本籍大字阿部野三三七番地、明治十一年二月十七日生、陸軍歩兵一等卒勳八等功七級、明治三十七年九月二日遼陽に於て戰死、

北垣千代松 本籍及生年月日不詳、陸軍工兵上等兵、勳八等功七級、明治三十八年一月二十八日、清國盛京省西陞叭臺にて戰死。

消防 明治初年より同三十年迄は常設なく、唯だ豫備消防組を組織し天王寺警察署に屬せしが、明治三十年四月市區改正の結果、天王寺北部關西線以東は市に編入せられ、本村は經費の都合により中絶す。其後四十二年勅令發布ありて、新に天王寺村消防組合を組織したれども、器具機械としては僅に腕用唧筒外二三に過ぎざりき。大正五年水道防火栓を設備し、大正七年七月常備消防機關を設置す。明治二十七年勅令第十五號消防組規則により組頭一、小頭常備より一、豫備より二合して

三、消防手三十六名を以て組織せり。現組長岩田鶴松、經費大正七年度分左の如し。

- 内 譯
- 一、給料 金壹千六百貳拾圓
 - 一、修繕費 金壹百圓
 - 一、雜給 金六百八拾圓
 - 一、需要費 金九百參拾貳圓

器具置場は天王寺尋常高等小學校及南遊廓内の二ヶ所にす。其備付器具(大正七年度現在)は左の如し。

- 一、腕用唧筒及附屬品 一、一、ホース 一、五〇〇尺 一、機械ホース車附屬品共 三
- 一、消防旗 一、一、高張提灯 一、一、弓張提灯 一〇
- 一、窓 口 五 一、一、銀附手斧 一〇 一、喇叭 一

火災 大正元年度以降の火災統計左の如し

年 度	年 度 數	損 害		年 度	年 度 數	損 害	
		戶 數	坪數(坪)			戶 數	坪數(坪)
大正元年	一	一	三〇	同 五年	一	一〇〇	三〇
同 二年	一	一	四・五	同 六年	二	一七〇	三、七五
同 三年	〇	〇	一五〇	同 七年	二	四七・一	三、一五〇
同 四年	二	六	五八・七				
			四、三三〇				

教育 純農村は住宅地に變じ、急激なる學齡兒童の増加は校舍の増築新築に本村教育費は年々増加して止まる所を知らず。現今義務教育の機關としては尋常高等小學校一、尋常小學校一あれ共、將來尙増設するに非れば學齡兒童を全部收容すること能はざるに至るべし。斯くの如く本村の義務教育は校舍の不足に忙殺せられ其内容の充實を計るの暇なき状態なれば、教育思想の發達せる住民の意に満たざる所多し。されば特に子弟の教育に熱心なる者は遠路、高價なる授業費を意に介せず、比較的施設の完備せる天王寺師範附屬小學校或は私立帝塚山學院、私立偕行社附屬小學校へ通學せしむるもの二百の多きに及べり。女子の教育機關としては尋常高等小學校内附設の裁縫學校あれども、現在の如き不完全なる設備にては到底本村民の満足を買ふに足らざるなり。されば多數の子女は私塾或ひは大阪市内の裁縫學校へ通學せり。青年の修養機關として青年團は毎月一回の通俗講演を開催し順調に發達しつつあるも、創立後年猶淺く未だ共同一致の實を擧ぐるに至らず。且つ修養機關として緊要なる實業補習教育は經費の都合上實施する能はず。如此本村教育は其形式に於て略整ひたる觀あるも内容に於ては缺くる所尠ならず。大正二年本村教育會の設立を見るに至り其效果稍見るべきものありと雖も、これをもつて満足すべからず。

寺小屋 寺小屋教育は始め印山寺にてこれを行ひ、又明治四年頃より森田彦三郎氏、個人にて阿部の民家にて教育をはじめ、印山寺と共に明治十八年二月まで繼續せり。而して寺兒は兩者共各男兒のみにして、二十名内外なりき。教育は兩者共峻厳なりしかば、兒童は何れも甚しく畏怖したりと云へり。猶新入生は饅頭菓子等を朋輩に頒つる習慣ありき。

小學校 明治十年天王寺字中ノ町三千八百九十九番地に第三番小學(舊天王寺學校)、同二月天王寺六番地に第四番小學(舊阿部野學校)、同年四月字天下茶屋六百八十一番地に第五番小學(舊天下茶屋學校)を設立せり。明治十七年一月、前記三校を天王寺小學校に合併し、阿部野にあるを阿部野分校、天下茶屋にあるを天下茶屋分校と稱せり。明治二十六年五月、小學校令の改正により三校各々獨立し、天王寺尋常高等小學校(今の大阪市天王寺第一小學校)、天下茶屋尋常小學校、阿部野尋常小學校と改稱せり。明治三十年四月一日、本村の北部大阪市南區に編入せられしが、新市部の機關設立に至るまで従來の學區域を存續せり。明治三十一年六月一日、天下茶屋尋常小學校は大字天王寺を、阿部野尋常小學校は阿部野を學區域とす。同年大字天王寺字天下茶屋百六十番屋敷に天下茶屋尋常小學校を、大字阿部野小字蛤道三十七番屋敷に阿部野尋常小學校を設置せり。明治三十四年二月一日、大字阿部野字阪田^{二百五十六、三百五十七、四}三百六十、三百六十三番地に天王寺尋常小學校を新設し、同時に天下茶屋尋常小學校・阿部野尋常小學校を閉鎖し、兒童は全部同校へ收容せり。明治四十三年四月、同校に高等小學校を併置し、天王寺尋常高等小學校と改稱し、又裁縫學校を附設せり。

元來本村は其區域廣大にして、加ふるに最近數年來の人口増加は校舍増設を促し、明治四十四年八

月大字天王寺字瓦釜^{乃二六五ノ一}番地に第二尋常小學校新築の工を起し、同四十五年四月一日開校せり。其學區域は大正通及其兩端を延長したる線を以つて境界とし、其以北を第二尋常小學校の學區域とし、以南を天王寺尋常高等小學校の尋常科の學區域と定めたり。大正二年には金參萬四千餘圓の臨時費を計上し兩校を増築せしも、急激なる學齡兒童の増加は忽ち兩校の狹隘を告げ、大正七年度以降に於ては第三、第四の増設を要するの有様なり。

明治三十四年以降兒童及經費統計左の如し

年 度	兒童總數	就學歩合	卒業生數	學級數	教員數	經常費
明治三十四年	一七五	九六・八九	二三	四	四	六二〇
同三十五年	二二一	九六・六九	五一	四	四	九五二
同三十六年	二二四	九六・六三	四一	四	四	一、一六〇
同三十七年	二四八	九七・七八	四四	四	四	八九一
同三十八年	二六八	九八・七〇	五八	四	四	八五一
同三十九年	三二三	九八・八〇	四九	六	六	一、二一五
同四十一年	三八六	九九・二九	八九	八	八	一、七三七
同四十二年	五三二	九九・六八	ナシ	九	九	三、二三一
同四十三年	六二六	九八・七〇	五二	一	一	四、二一一
同四十四年	六九一	九九・六九	七四	一	一	四、二九五
同四十四年	八二二	九九・二六	一三	一	一	五、一〇五

大正元	九七二	九九・四九	一〇五	一八	二〇	五、二八六
同二	一、三四七	九八・二二	一四六	二二	二五	八、七三二
同三	一、四二〇	九七・八〇	一六八	二九	三一	一三、四五四
同四	一、五七九	九八・七九	一八四	二九	三一	一三、二二一
同五	一、八五八	九八・四五	二一六	三三	三五	一三、五〇五
同六	二、一九二	九九・〇九	二六一	三八	四〇	一六、八七〇
同七	二、五二五	九九・一六	二七二	四〇	四二	二一、八五七

歴代小學校長は左の如し

天王寺尋常高等小學校

氏名	期 間	氏名	期 間
服部 駒藏	自明治三十四年二月一日 至同四十四年三月十五日	如 要 造	自明治四十三年三月十五日 至大正元年十二月廿三日
黒崎 徳藏	自大正二年三月廿日 至大正六年一月七日	川 原 喜 作	自大正六年三月十日 現任

天王寺第二尋常小學校

氏名	期 間	氏名	期 間
石谷 熊吉	自明治四十五年三月廿日 至大正二年四月十七日	次 田 幹 也	自大正二年五月廿四日 至大正四年三月廿一日
北村 徹	自大正四年三月三十一日 至大正五年九月十日	柏 木 重 次 郎	自大正五年九月廿二日 至大正六年一月廿三日
片上 龜太郎	自大正六年二月廿一日 現任		

府立天王寺中學校 天王寺字奥大僧に在り。明治二十九年二月の創立にして、四月十三日、西高津村大蓮寺内本堂を假校舍に充て開校す。當時第一尋常中學校より分割生百八十名を受け、校名を大阪府第五尋常中學校と稱す。三十年十二月二十二日、大阪東區上本町八丁目に校舍を新築して之に移る。當時生徒定員五百名。三十二年四月一日、大阪府第五中學校と改稱し、三十四年四月一日大阪府天王寺中學校と改稱し、六月三日更に大阪府立天王寺中學校と改稱す。四十年四月十三日補習科を開始す。本學年より生徒定員を六百名とす。十二月校舍増築成る。四十二年一月十三日、和樂館落成式を擧ぐ。大正二年三月二十五日、校祠鎮座式を行ふ。三年四月本學年度より定員六百五十名とす。四年四月府立中學卒業生の補習科入學志望者を本校補習科に收容す。又本學年より定員を七百五十名とす。十月二十六日御眞影を拜戴す。十一月十四日御大典記念の爲め校庭に記念碑を建立し、生徒をして櫻樹七十本を校庭に植ゑしむ。五年一月七日教育に關する御沙汰書を拜戴す。六年四月定員を八百名とす。十二月天王寺村に新築校舍敷地八千餘坪を買收し、校舍を新築す、現在地是なり、年 月之に移る。現在生徒數七百九十九名。内補習科十二名、大正七年五月一日現在、

私立大阪道修藥學校 大字阿部野百四十七番地に在り。明治三十七年五月九日、設立許可を得て創立したる所なり。男女學生の爲めに藥學を教授す、修業年限三ヶ年。學生定員男二百名、女百名、現

在男百三十名、女三十五名大正九年四月末現在

私立天下茶屋幼稚園 大字天王寺五百二十番地に在り。明治四十四年六月開園、服部幼稚園と稱せしが、大正五年七月、大阪府の認可を得て、私立天下茶屋幼稚園と改稱せり。園内敷地百十六坪、重なる建物は遊戯室二十四坪、保育室七坪半あり。園児八十名、園長服部駒藏外三名の保姆、専ら保育の任に當れり

私立常盤幼稚園 大字天王寺二百二番地に在り。建坪四十五坪の宏壯なる西洋館なり。大正四年一月、大阪府の認可を得、園児定員四十名、園長石谷もよ外二名の保姆、保育に當れり。

天王寺村教育會 大正二年十二月、増田村長・黒崎校長・次田校長、其他有志者の設立にかゝり、本村在學兒童の保護者及本會の目的を賛同する者を會員とし、兒童教育の獎勵、貧困兒童の救濟、青年の補習教育及通俗講演會・講習會の開設等を目的とす。役員は會長一名、村長を推し、副會長二名、村助役を、理事三名小學校長を、幹事若干名收入役及學校職員を推薦す。又評議員若干名、各學區に於て會員の互選とす。本會は東成郡教育會に加盟し、代議員を選出す。役員・代議員の任期は二ヶ年とす。集會は總會・役員會の二種とし、總會は毎年春季に開會し、本會の收入豫算決算、及會務の報告並に役員の改選を行ひ、役員會は役員總會、役員部會の二種とし、必要に應じ開會し、豫算の議定決算の査閲、その他重要な事項につき協議す。又役員部會は各學區に開くものとす。

本會の經費は會費及村補助金其他の収入金を以てこれに充つ。事務所は村役場内に置く。會費及歳出入は左の如し。

年 度	會 員 數	歳 入	歳 出	村 費 補 助
大正三年	一、六五三	一、七三〇 <small>円</small>	九四五 <small>円</small>	
同 四 年	一、七〇四	一、四一〇	一、三四九	
同 五 年	一、八三三	一、八四三	一、二九二	
同 六 年	一、八三三	一、八四三	一、一四三	六三 <small>円</small>
同 七 年	一、九二四	一、七〇五	一、二二三	一〇〇

社會事業 天王寺村青年團 大正六年八月これを創立し、柴谷伊之助團長たり。團員總數二百七十

名。村長學校長等これが指導の任に當り、有志の寄附金及村費補助金を以て維持し、通俗講演毎月一回、運動會春秋二回、青年補習教育等をなす。

本團の團員數及歳入歳出は左記の如し

年 度	會 員 數	歳 入	歳 出	村 費 補 助
大正六年度	二四五	五〇〇 <small>円</small>	四八五 <small>円</small>	一五〇 <small>円</small>
大正七年度	二七〇	五〇〇	四五〇	一五〇
大正八年度	二九五	四〇〇	三六五	二〇〇

阿部野修養館 大字阿部野四百四十六番地に在り。保田伊之助氏の創設に係る。其目的とする所は純

農村たりし大字阿部野が、都人士の住宅地と化して以來、淳朴の美風は漸く廢頽せんとするを憂ひ、これを防がん爲に有志數名と圖り、大字阿部野の青年を集めて精神修養の講習をなしたるが其濫觴なり。大正二年四月、阿部野俱樂部と稱する夜學會を開始し、又毎月一回以上知名の士を聘して青年及一般住民の爲に精神修養の講演會を開きたり。創設の際は種々の困難に遭遇せしも、創立者の熱誠と有志者の奮勵によりて順調なる發達を遂げ、借家にては狹隘且つ不便を感ずるに至り、大正五年十月、保田氏は自己の所有地に三十坪の家屋を新築し、盛なる落成式を擧げ、俱樂部の名稱を修養館、夜學會を修養會と改稱し、毎年十月より六ヶ月間、夜學を開きて青年の指導に努むる外、毎月一回一般住民の爲に講演會を催し、或は特に婦人の爲に名士を招聘して修養講話會を開催する等、本村教育の爲に盡す所少からず。

社 會 財團法人大阪養老院 大字天王寺千四十四番地に在り、創設者岩田民次郎は明治三十五年十

二月、大阪市南區勝山通一丁目東立寺内に扶養者なき老人を收容し、同三十七年南區天王寺逢阪上之町に轉ず、同三十九年巖手・宮城・福島三縣天災の際、其實況を視察し、老人貧困者孤兒百二十四名を收容し、南區天王寺伶人町秋の坊に附屬少年部を設け、教師三名を置きて訓育せり。同四十一年三月、財團法人の許可を受け、同年五月、更に現在の地に移れり。同月大阪市より窮民九十餘名の

よりて同所に開業せし乙部遊廓百餘戸焼失せしが府知事は再び其地に開業を許さず、大正五年四月代地として本村字堺田同松田の内二萬坪を指定したり。當時大阪の諸新聞は固より帝都の諸新聞雜誌を始め教育者、社會改良家、宗教家等は一齊に起ちて反對を唱へ、一時天下の問題となりたり。失業者は新指定地に於て開業せんことを望みたるも資力乏しきが爲め、新遊廓を建築すること能はず。總代を以て柴谷本村長の援助を乞ひしかば、村長自ら斡旋盡力し、指定地々主及發起人と計り、自ら創立委員となりて阪南土地株式會社を組織し、大正七年九月、百餘戸の娼樓及三十三戸の商家建築を終り、十二月二十九日、二十六戸の開業を見るに至れり。遊廓の西方にある飛田は維新前にありては、磔殺・梟首・火灸の極刑場にして又無縁者の墓地なりき。現存の實地目睹者の言に死屍白骨は高く積み上げられ臭氣鼻を打ち、鳥獸は死屍に近づきこれを啄むなど、其悽愴の光景目もあてざりしと云へり。「難波蘆分船」にも「飛田は火葬の煙絶えず白骨地よりも高く」と見えたり。「攝陽群談」に「鳶田墓所東生郡、今の鳶田地にあり、四天王寺並に近里の諸人、死を葬ふ處也」と云へり。此の如き歴史を有する地なれば飛田及南遊廓地附近は今も世人に嫌忌せられ、貧民又は特殊民の住居地たりしに、遊廓の建設によりて酸鼻悽愴の場所は一變して不夜の別天地を現出せり。

第三 産業

本村に於ける農工商業の戸數及従業者は商業を首位とし、工業、農業これに次ぐ。特に商業は年々隆盛に起き、反之農業は殆んど發展せず、却つて漸次衰滅するの傾あり。工業は商業に比すれば格段の相違あれども、農業の微々たるに勝ること萬々なり。

大正四年度以降の農工商業の調査次の如し。

職業	大正四年度		同五年度		同六年度		同七年度	
	戸數	従業者	戸數	従業者	戸數	従業者	戸數	従業者
農業	一五五	七四五	一五八	七五五	一六〇	七八〇		
工業	二二三	一一一五	二三五	一一一〇	二四二	一一二七一		
商業	一、一九四	三、九七三	一、二三〇	四、三九八	一、五五〇	六、三九五		

本村に於ては自由業者多きは一の特徴なり。大正七年末現在職業別統計を擧ぐれば左の如し。

種別	數	種別	數	種別	數	種別	數
軍人	四七	僧侶	二〇	産婆	一八	財產收入	一六五
官吏	一二七	宣教師	四	看護人	三	廣告藝人	六〇
社會社員	二三五	教師	五八	代書人	二	生花師匠	七
神職	二	辯護士	一	著作家	七	講曲師匠	四
困厄者	六五〇	無職及不詳	一、四六五	藥劑師	九	鍼灸術者	二
合計	三、一二四						

農業 本村は地勢上畑地は水田より遙に多し、従つて農民は畑作を主とせり。加ふるに中央の丘陵地帯は蔬菜栽培の適地なりしかば、今宮玉出と共に、全國有数の蔬菜栽培地となりて、天王寺蕪・天王寺菜菔・南瓜等、年々多額の産出ありき。明治四十年頃迄は專業の普通農家は大字天王寺には四五十戸、阿部野には五六十戸ありしも、其後住宅經營の聲高まり、地價の奔騰に連れ、農民は所有地を續々賣却し、今や民有地の大部分は都市の豪農と、巨利を占めて轉賣せんとする投機者の手に移れり。

民有地統計 (大正六年十二月現在)

地目	本村民所有地の面積		本村以外の者の所有せる面積		合計	壹坪最高買價	平均價格
	町歩	町	町歩	町			
田	二九	六三	六三	九二	九二	六〇	一五
畑	八三	一四六	四	二二九	二二九	一〇〇	二〇
山林	三	四	六二	七	七	七〇	三〇
宅地	一三	六二	七五	七	七五	一〇六	三〇

農業分類戸數表 (大正六年十二月現在)

大字名	普通農業	植木屋	園	養	養	養	蜂	牧	牛
天王寺	一〇	一三〇	一	一	一	一	一	一	一
阿部野	二五〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一

農業戸數表

年度	専業		兼業		田 (町歩)	畑 (町歩)
	戸數	人員	戸數	人員		
大正二年	八五	三三五	七五	二六〇	一〇〇	二二二
同六年	八五	三三〇	七〇	二五〇	八五	一八〇

自作小作戸數及反別表

年度	自作戸數		小作戸數		自作田反別		小作田反別		自作畑反別		小作畑反別	
	兼ヌルモノ	兼ト小作チ	兼ヌルモノ	兼ト小作チ	町	町	町	町	町	町	町	町
大正二年	六九	四二	二二〇	三五	三五	六五	四五	四五	一七	一七	一七	一七
同六年	四五	五〇	六五	八	八	五七	四〇	四〇	一四	一四	一四	一四

年額壹萬圓以上に達する農産物(大正七年調)左の如し

米	觀賞植物	南	瓜	大	根
五〇、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓	養	鶏	一八、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓
一八、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓

特産物の沿革及現状

天王寺蕪菁 古來より栽培し來りし天王寺蕪菁は草綿の間作とアラシとて全く間作せざるものとあり前者は善良なるものを産し、後者は劣等なり。根は何れも直径三四寸ありて、味は極めて美なりし

かば、天王寺蕪と稱して有名なりき〔攝陽群談〕に曰く「天王寺村並阿部野に作れり、形平均大にして莖葉少し、味甚甘くして而も輕和なり、乾蕪として諸國に送る、西成郡木津今宮の邊、住吉郡に懸けて作得たりと雖も、皆天王寺蕪の名をもつて市店に所商之也」と。〔本朝食鑑〕〔和漢三才圖會〕等にも、天王寺蕪は諸國の産に勝りて味甘美に、土人は漬物として、又は晒乾して諸國へ出すことを載せたり。斯如品質優良にして、永く名聲を博せしが、明治三十五年の頃、蚜虫發生しはじめ、爾來年々産額を減じ、品質も劣等となりたれば、當時百方豫防法を講せしも其甲斐なく、今は全く其栽培絶え、只其名のみ残り。或は言ふ現今兵庫縣尼ヶ崎地方に純粹の天王寺蕪を栽培するものありと。今少し此蕪の由來を記さんに大塔宮の臣村上義光の下に門野某なるものありき。此者故ありて主の姓を冒し、後籍を降して民間に居り、世々農を以て業とし、本村に在り。元和元年第十三世の祖喜兵衛、大阪夏の陣の際、小儀村（大阪市南區天王寺の一部）の百姓種物倉を保護し、兵火盜難を免れしめし功により、同村に於て其組の者に荒蕪地若干歩を賜りしかば、これを開墾し、四天王寺僧坊の食料として蕪菁を栽培したるに成績良好なりしかば、年々増殖して天王寺蕪と稱し、市場に賣り出したるを其起原とす。正保初年其子喜兵衛、干蕪菁を製し、享保の末年三代目の孫喜平治、更に粕漬の製法を初めたり、大阪市南區天王寺六萬體町漬物商村上氏は其裔なり。

未來記は根にたのもしき蕪哉

貞佐

高野豆腐左勝天王寺蕪
 此頃は蕪曳くらん天王寺
 荒陵園裡白蕪菁 類々霜摩質白漬
 須識佛緣分法味 人間偏是調甘羹

蕪物 子規

浪花會叟

天王寺大根 蕪と共に本村の特産として古より世に知らる。明治三十五年の頃まで逸品を出せしが蚜虫の發生以來、良品を得ること能はざるに至れり。大正七年作付反別は二十二町五段歩にして、平均一反歩に付金四拾五圓内外の收入なり。天王寺大根は紡錘形をなして色白く、其儘食して甘し、漬物となすときは何等着色せずして黄金色を呈し、味極めて美なり。之れ全く本村土質の賜なれば、他に於ては到底同質の品を得ること能はず。〔攝陽群談〕に曰く「天王寺温菘、東成郡天王寺村並阿部野の田圃に作り市店に沾、色極めて白く莖大にして末の瘦たる形なり、春夏の間漬物・膾等に用宜し」と。

下掲菜蕪の月旦は蓋し現今此地方にて所謂聖護院種として知らるゝものに就いて云へるものなるべく、吾人は其所説に左袒す。但し純粹の天王寺蕪菁に就ては、其當否を斷すべき材料を有せず。〔浪花の風〕（安政年間大阪町奉行久須美祐備）「蘿蔔は太き物もあれど、丈短く漸く一尺餘位にて、長きものはあらず、是土性砂交りにして堅き故に延難き故なり。中々江戸近在王子邊杯にて作るものゝ如き見事にして味美なるものは絶えて見るることなし。天王寺邊の蘿蔔名物といへども太きのみにて、其形狀蕪に

類し、味も大いに劣れり。蕪は天王寺邊素より名物なれ共、京都東山の蕪の如き大きなものはなし、其上味も美とするに足らず」と。されど〔譚海〕卷六〔寛政年間津村正恭〕には「蜜柑・蕪菜は大にして午旁うごは細し、其餘何も蔬菜のものは和なること江戸にこえたり」と有り。綿 蕪菁と同様昔より作物として重要な地位を占め、何れの農家も作らざるはなく、最も多作の農家にては二三千斤の收穫ありきと云ふ、當時本郡平野郷町は附近産綿の集産地にして、手繰業盛大なりし爲、唯一の販路なりしが、外綿に壓倒せられて栽培全く止みしは明治三十六七年の頃なりき。

觀賞植物 維新前には宇天下茶屋の道野某一族數家、普通農業の餘暇を以て植木栽培に従事せしのみなりしか、維新後漸次其數を増し、明治二十年頃より同地（今の天下茶屋遊園地）の植木栽培に適し、且其有利なるを見るや、農家は利益少き作物を廢し、北攝池田方面より苗木を購入栽培し、大阪市中へ賣出せり。明治三十六年前後は最も盛にして、植木畑の面積は三十町歩に達し、夜店に挽出する車毎日七十臺に及びたりと言ふ。其後植木畑の大部は住宅別墅となり、現在は僅に五町歩を残すのみ。栽培者の大部は藁駄師となり、資本あるものは豊能南河内或ひは千葉仙臺より植木を購入して賣却する中繼業となれり。植木の主なるものはカナメ・モチ・松・槇・杉・山茶花・楓等にして、最も多きはカナメ・モチにして約四五千株、松は約二千本に及び、其賣上總額一ヶ年約六七萬圓なりと云ふ。此他

最近には小柄なる花樹草花をも栽培するに至れり。

古來有名なる天王寺芝（和名かうらい芝）は本村地質其成育に適し、造園用として賞翫せられ、明治三十五年頃は栽植面積約一萬五千坪、賣上總額金壹萬圓に達したりしが、其後地價の奔騰と住宅の増加とにより次第に減少し、現在僅に千坪の栽培地を残すのみ。〔攝陽群談〕に「天王寺芝、天王寺村所々の培塿岸端より切採、民家に商之、庭上に假山を構へ美景を樂しむ人必ず設之、莖葉青くして如も叢生す。」と。

温室を有する西洋花園三所あり、就中最も盛大なるは藤井醉花園にして、聖天山東北の凹地に洋式住宅を營み、三棟の温室と四百坪の園藝場を有す。明治三十三年の設立に係る。

植木市場 本村の植木業者は既に明治以前に府下豊能郡池田町の同業者と共同し、大阪市南區下寺町、同北區天滿の二ヶ所に開市せしことありしも、本村より遠隔し、其不便一方ならざりしかば、當地の同業者相會して天下茶屋にて開市すべく、下寺町、天滿等に交渉せしが肯かれず、止むを得ず池田の市に人を遣りて購ひ來らしめ、奮闘競争の末、明治二十二年初めて當地に開市するに至り、下寺町、天滿は次第に勢力を失ひ、獨り天下茶屋のみ盛になれり。開市當時に於ける植木は花物、鉢物、庭木等なりしが、競争の爲毎年若干の損失を蒙りたるも、大正元年頃より一年の中六ヶ月間毎月四、九の日は同業者六人相寄りて開市せり。一ヶ年賣上金約六千圓、出市の人數百五十人

乃至二百人に上り、府下は固より他府縣よりも来るものあり、最も盛大なるは十二月松竹梅の時期なり。

村農會 明治三十年十二月創立、事務所は村役場内にあり、現會長柴谷伊之助、大正六年度經費總額金五拾圓にして、村費補助に係る。

畜産業 家畜は主として牛馬なり、大正七年十月調査によれば次の如し

牛 總 數	四五二頭	〔乳〕	四二〇頭
		〔勞〕	三二頭
馬 總 數	六八頭	〔勞〕	一八頭
		〔役〕	五〇頭

牛乳搾取業 従業者天王寺に入戸、阿部野に六戸あり。初めより本村に於て創業せしは久世牧場のみにして、他は大阪市南區天王寺より移轉せるものなり。同所にはもど多くの牛乳搾取業者ありしが、市部に編入せらるゝに至りて、或ひは立退を命せられ、或ひは第五回内國勸業博覽會場に充つるため等の理由により、明治三十年以後二三年の間に本村の現在地に移轉し來れるなり。然れども現在の營業者は舊天王寺村當時に比すれば甚だ少し。加ふるに最近住宅の激増と地價の奔騰とは、斯業を次第に衰へしむる兆あり。乳牛は現在一戸につき少きは十二三頭、多きは七十頭を飼養し、品種は主としてホルスタイン雜種・エ、シヤ雜種にして、岡山・加賀・讃岐方面より購入せしものなり。價格は現在通常のもの參四百圓、優良なるものは壹千五六百圓のものあり。飼料は多く豆腐糟・

糠・甘藷糟・麥糠・菜・秣草・大根葉を用ふ。乳汁は一日一斗餘を搾取することあれども、妊娠期を推算すれば一頭一日平均多きものにて三升、普通は二升五合なり。現時本村に於ける總搾取高は一ケ年三千石内外にして、其價格は約拾萬圓に及ぶ。販賣は主として卸賣にして多く大阪市内に於ける牛乳販賣商に送り、而して各牧場に生じたる殘乳は、大阪市内にある同業組合事務所に送りて牛酪を製造す。

牛市 大阪市南區天王寺逢阪石橋孫右衛門所藏の天王寺牛町由緒書によれば「往古聖德太子の四天王寺を玉造の森の宮より現今の地に移し給ふに際し、材木を山城國愛宕郡折田郷土車里より取りて、當國西成郡に着せしめ給ひき。(木津の稱これより起れり)この時孫右衛門の祖大和衛門、百濟國より初めて牝牡牛を迎へ、太子に献じ、材木の運送に使役せしめしに極めて力強くして運搬便利なりしかば、太子の命により天王寺村三十町を牛飼場と定めて兩牛を飼育し、次第に増殖するに隨ひて諸國に分配し、因りて天王寺村は往古牛町と稱せしとぞ。今の天王寺より南北西各一町餘の區域間は古昔天王寺の火除地と稱し今は民有なれども古は天王寺の境内にて即當年の牛飼場たり。然れども牛畜飼養上不便なるを以て、今を距る百五十年前、今の大阪城の西南に約三町四面の地を劃して牛飼場となしたるも維新の頃に至りて廢せり。」とあり。たゞし安閑天皇の時、難波の大隅島西成郡媛島西成郡松原西成郡高西成郡に牛牧を置かれ、元正天皇靈龜二年二月、之を廢せられたることあり。攝津に於ける牛牧は聖

徳太子以前にありしを知るべきなり。又當主石橋孫右衛門の談話によれば、遅くとも北條足利時代より攝河泉及播磨四國に於ける牛畜賣買權は石橋氏之れを掌握し、四ヶ國の國境に出張所を置き、牛を引き來る牛喰に對し、頭銀二匁宛を徴收し、又右四國に於て牛喰業を始めんとするには、先づ孫右衛門の許容を得て賣買鑑札を受くるを要したり。此鑑札料は金貳兩とす。又牛畜賣買者は己が一ヶ年間に扱ふべき牛畜の頭數に對し、豫めこれが見積を立て、一頭銀二匁として其豫算頭數の全金額を年兩度に分ち、牛畜賣買取扱料としてこれを孫右衛門に前納せり。其初めて鑑札を受くる者は鑑札附與の際、同じく豫算を立て、其半金を納め、斯くの如くにして世々繼續せり。降りて徳川時代に至り府下駒ヶ谷(南河内郡)野村(泉南郡)等に於て牛畜の市を開くに際して、孫右衛門は此等の市場に向ひて其手代を出張せしめ、其賣買牛數に對し一頭銀二匁宛の市料を現場にて賣買者の雙方より納めしめたり。然るに播磨の牛畜賣買當業者は之れが手數の不便を感じて厭ひしより、明石藩・姫路藩等は各配下の賣買者より頭數に應ずる市料を集め、これを孫右衛門に交附するを例としたり。孫右衛門は往古井川姓なりしが、中古石橋と改姓し、他に小池・秋の坊の二家と共に、元祿の時代より一種の特權を與へられたり。若し諸人の右三家に對し金錢を貸與することありて、三家にて違約等ありても、債主は之れが訴訟を爲すを得ざりき。故に諸人のこれ等に貸與する者更に無きを以て、負債上家を傾くる等の憂無く、石橋氏は連綿として今に至れり。かくの如く牛に由緒深き天王

寺村も、明治維新後、孫右衛門の特權を失ふに至りて、牛の市場は全く廢れたり。其後或は今の天王寺公園新世界の空地、或は天王寺村常盤通の西通稱幽靈屋敷、或は天王寺村字堺田(南遊郡の北)に於て開市せしこともありき。

牛馬市に關する風俗習慣 牛馬市に永年牛馬商を營みし者、其業を廢せんとするか又は其子孫をして襲がしめんとする時は、引き祝又は始業祝と稱して、七日又は十日間の特別の市を開くことあり。此際當業者の親族知己同業者は祝として旗幟・竹馬・酒肴等を贈り、數日前より市場を裝飾し、開市當日には先づ惠比須棚を設け、洗米酒饌等を牛馬の神伯樂天に供へ、組合の長目録なる者を誦讀して式を終り、其後糶市行はる。この式明治三十年頃まで行はれしが今はなし。

阪南家畜市場 大正二年五月十七日、西成郡今宮町大字元木津字松に於て同村營の牛市を開きしが、大正三年二月二十一日、本村の當業者と聯合して常設家畜市場を組織し、毎日開場、主として乳肉牛賣買の仲介をす。肉牛は主に兵庫・香川・鹿兒島・和歌山・廣島の六縣及各郡より移入して、大多數は大阪市及其附近の地に吸收せられ、其一部分は舞鶴・東京・京都・名古屋等へ輸送せらる。本村十餘の搾取場へ年々入場する頭數百二十頭中、この市場を経由するもの百頭内外にして、其等搾取場の殆んど同數の廢牛は、此市場に於て常置獸醫の検査を経たる後、他へ移送す。尙本村より此市場を経由し、年々二百五六十頭の犢牛を移出せり。其出產當時のものは牝牡を問はず、一頭僅に拾

圓乃至參拾圓にして、稍成長して丈三四尺に至れば牡は五六拾圓より百六七拾圓、牝は七八拾圓なりといふ。

同市場に於ける畜牛取引統計左の如し

年 別	入 場 頭 数	賣 買 頭 数	價 額(圓)	交・換 頭 数
大正三年	一六、四八六	一五、二八八	一、二五五、一五七、三〇	一〇五
同 四年	一七、五八二	一六、七六二	一、二九四、九九四、二五	二〇八
同 五年	二一、九八五	二一、一八一	一、八一六、五三九、一〇	一七〇
同 六年	二二、七六三	二一、八九八	二、五九二、四二〇、四〇	一三八

家 禽 養 鶏

明治二十五六年頃より大字阿部野に於て次第に其飼養数を増し、農家の副業となり、同三十年頃專業者を出すに至れり。現今十戸の專業者あり。一戸にて多きは千羽を越ゆる者(三)あり、少なきも百羽を養ふ。卵の賣上價額一ケ年に金壹萬八千圓に達す。地玉子として肉と共に多くは大阪市に販賣す。鶏糞は主に四國方面に販賣し、其他奈良・北陸方面へも販賣す。

養 蜂 聖天山の南山水明窟の地に八幡蜂進會あり、會主八幡某は明治三十九年北河内郡住道村に於て蜂進會なるものを創設して、専ら蜜蜂飼養法の傳授に盡くせしが、其後本郡住吉村に移り、明治四十一年再び本村に移轉せり。約六百坪の庭園に百餘の飼育箱を置き、全部外國種を飼育し、女王

は主に米國より購入せり。園主は飼養法習得希望者を集めて毎日曜に講習を開き、或は學校軍隊その他の團體に蜂を寄贈し、或は蜜の用途を研究して其應用を廣め、或は府下豊能郡に於て採蜜研究場を設くる等、熱心感すべきあり。本園採蜜の量左の如しと云ふ。

大正 四年	五〇五〇匁	同 六年 春	一三〇〇〇匁
同 五年	六九〇〇匁	同 年 夏	七一九〇匁

工業 大都市の接續町村に大小工場が存在するは自然の理なれども、地價比較的高價にして、加之水運の便を缺く本村は、他町村に比して此趨勢大ならず。明治四十五年以前は唯一の山本燐寸工場あるの外單に個人經營の手工業たりしが、歐洲戰亂の影響は從來の手工兼業者をして專業者とし、小工業は化して大工場となり、近時に至りては各種小製造工場續々新設せられたり。然れども此等は將來漸次發達するものあるべきも、其進度は著しきを得ざるべし。其理由としては工場地として地價高價なること、水運の便を缺くこと、勞銀低廉ならず且つ供給多大ならざること等に因るべし。大正四年以降の各種工場生産額は左の如し。

年 度	染 織	機 械 器 具	化 學	食 料 品	雜	合 計
大正 四年	三、四五〇	六、五一八	三二八、四八二	四、八〇〇	一八、七〇〇	三五一、九五〇
同 五年	三、三八〇	九、七七七	三八九、三二五	七、七六六	四一、四一五	四五一、六六三
同 六年	二、〇七五	一四、一三八	三七四、〇〇三	二六、四六五	九一、八二七	五〇八、五〇八

従業戸口表は左の如し

年 度	戸 数	従 業 員 数		計
		男	女	
大正四年	二二三	六六九	四四六	一一一五
同 五年	二三五	六九五	五一五	一一一〇
同 六年	二四二	七二六	五四五	一二七一

労働及休業日数は各幾分の差ありと雖も、平均一ケ年間の労働日数は二百九十三日にして、休業日数は七十二日なり。其内譯は毎月一日十五日、春秋慰勞日、祝祭日及氏神祭、病氣及天候による休業等なり。

各種製作品の産額金額販路は左の如し。

品 目	大 正 四 年		同 五 年		同 六 年		販 路
	産 額	金 額	産 額	金 額	産 額	金 額	
綿布製付	八五、〇〇〇	三、二七〇	八〇、〇〇〇	三、三八〇	五六、〇〇〇	二、〇七五	他工場へ
電氣及鐵	一、四三三	一、四三三	一、七一〇	二、七三三	二、一八八	三、六六五	東京電燈
造用機械	不 明	一、一〇〇	不 明	二、四四〇	不 明	四、九〇〇	支那印度
硝子製品	不 明	四七五	一、八五〇	五一八	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	トルコ埃及
硝子製品	一、七八〇	三五六、〇〇〇	二七二、〇〇〇	二七二、〇〇〇	三四八、六〇〇	三四八、六〇〇	大阪市
セロロイド	不 明						大阪市

品 目	大 正 四 年		同 五 年		同 六 年		販 路
	産 額	金 額	産 額	金 額	産 額	金 額	
賣 藥	三、五六四、二〇〇	三五、六四二、〇五〇、七七〇	四〇、五〇七、四〇三、三二〇	四〇、三三三、四〇〇	四〇、三三三、四〇〇	四〇、三三三、四〇〇	内 地
石 鹼	五、四〇〇	一、一一四	六、〇〇〇	二、四〇〇	一五、〇〇〇	四、五〇〇	内 地
燐 寸	六九一、二〇〇	一四、一四四	一、四二五、六〇〇	四九、五〇〇	八六四、〇〇〇	二六、四〇〇	内 地
菓 子	不 明	一、三五〇	不 明	一、六〇六	不 明	一三、二三〇	大阪市
筍 子	一、五〇〇	一、二〇〇	一、六〇〇	一、三六〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	大阪市
竹 輪	不 明	四五〇	不 明	一、五四〇	不 明	二、一六〇	大阪市
帽 子	二、八〇〇	七、八四〇	不 明	二、一〇〇	三、〇〇〇	一〇、五〇〇	内 地
鉤 子	四、〇〇〇	一、四五〇	五、〇〇〇	二、二五〇	七、〇〇〇	二、九〇〇	英 米
玩 具	一二五、〇〇〇	三、二〇〇	三五二、〇〇〇	一一、〇〇〇	三八五、〇〇〇	一六、〇〇〇	南洋印度
造 花	八〇、〇〇〇	一、六〇〇	八五、〇〇〇	一、七〇〇	一二三、〇〇〇	三、〇七五	内 地
皮革製品	三、六〇〇	九〇〇	二、一〇〇	五二五	三、六〇〇	一、二六〇	大阪市

備考 本表には金銀製品・刃物類・荷車・漬物・豆腐類・鏡臺・籠・軸物・額面・傘・履物を除く。即ち是等は正四五六年度に於て製品額金壹千圓未満のものなり。

〔會社及工場〕 阪南土地建物株式會社 大字天王寺にあり大正五年八月の設立なり。本村南遊廓敷地を所有し居りて土地建物の賣買貸借等を目的とす。資本金參百萬圓、拂込額金貳百貳拾五萬圓、積立金貳萬參千四百餘圓(大正六年度)を有す。

株式會社水谷鑛業所 同大字にあり、設立大正六年一月。山形・福島・新潟・兵庫の數縣に亞鉛礦を所有す。資本金百七拾萬圓拂込額八拾四萬貳千五百圓積立金壹萬壹千七百圓(大正六年度)あり。

株式會社小山セロロイド工場 大字天王寺にあり、設立者小山定助、明治四十五年三月創業。製品價

額一ヶ年金參拾參萬貳千圓、歐米へ輸出す。職工數百四十人、蒸汽機關二十馬力一、電動機十五馬力二。

合資會社林玩具製作所 同大字にあり、場主林寅三郎。大正六年三月創業。本製玩器煙草パイプを製造輸出す。従業員六十人、電動機五馬力一臺。

高野製帽合資會社 同大字にあり、代表者水野光次郎。明治四十五年三月創業。一ヶ年産額金壹萬五百圓、職工數十七。

水中硝子工場 同大字にあり。場主水中政秀。大正二年三月創業。産額金壹萬五千圓、職工數二十。

尾崎硝子工場 同大字にあり、場主尾崎忠次郎、大正五年六月創業。生産價額金壹萬四千圓餘、職工數二十。

榎吉艶張工場 大字天王寺にあり、場主丸山外次郎。大正二年一月創業。足袋裏地の原料等を市内の問屋より受取り艶張す。三馬力電力一、職工十。

九谷張物工場 同大字にあり、場主九谷外次郎。大正二年三月創業。職工數二十四、色染、糊附をなす。

安田貝卸工場 同大字にあり、明治四十四年四月創業。職工數二十、場主安田泰藏、貝卸の製造をなす。

大小工場と村治一般の關係 本村に工場の興起するは望ましからず、殊にセルロイド構寸製造の如きは火災の虞あり。染色工場は惡臭を發して衛生不良なり。従つて高價なる土地も工場附近は住宅の建設を見ず、只下層民増加し、兒童青年の教育に惡影響を及ぼすこと大なり。加之生活難のため學齡兒童の工場に走るもの多く、大正七年度に於て不就學兒童數實に九十五名の多きに達したり。

商業 純農なりし天下茶屋本通りの商業は、徳川氏の末世(大正を距る大
約百餘年前)農業專業を以て生計困難なる小作人の、住吉天王寺の參詣者及天王寺牛市に到る通行人を唯一の得意として小飲食店を開きしより始まる。明治初年に至りては狡猾なる行商人の代名詞として傳唱せられたる所謂「勝間商人」となり、日用の雜貨及食品を遠く河泉其他の方面に出で、賣捌く多くの行商人を出せしが、明治四十年頃より本村は住宅地となり、農業を營むを得ず、奔騰せる土地を賣りて資本となし、行商を廢して日用品販賣の店舗を開くものあるに至れり。其最盛なるは天下茶屋本通なり。百貨の商店は軒を連ね、中産階級の日用品を供給して餘あり。只所謂別莊相場とて價の不廉なるを遺憾とす。南海上町線の沿道大部分は粗悪なる飲食商と下層民に供給する日用品商なり。元來本村住民の一般は趣味稍高尚にして高等なる日用品を要求するも、小賣商品のこれに伴はざるは、此等購買者は直ちに大阪市に入りて其供給を仰ぐを以てなり。大正七年末の調査によれば、商家數九百三十二戸、今其重なる種類戸數を示さん。

住居及家具に關するもの總計八十四戸

古物	二三	表具	三	材木	三	瀬戸物	二	古木	一	時計	一一
土砂	三	荒物	二二	點燈	一	傘	八	硝子	五	石油	三

飲食に關するもの總計三百二十四戸

乾物	四	味噌	三	薪炭	二二	天麩羅	一	醬油	一八	餅	七
米	五	昆布	一	煙草	九	豆腐	九	穀物	一七	牛肉	八
茶	五	餡粕	一	果物	一九	漬物	八	魚	九	燒芋	二
砂糖	六	糠	一	酒	二三	菓子	八一	青物	一七	飲食	三八

被服に關するもの總計九十一戸

洗濯	一八	履物	一〇	呉服	六	化粧品	一六	雜貨	一四	足袋	一二
蒲團	二	糸	五	綿	八						

其の他の雜業總計百四十九戸

紙	一	書籍	一	周旋	三	理髮	六五	質	一〇	寶藥	一四
湯屋	七	旅宿	六	種物	一	玉突	四	自轉車	二	眼鏡	三
葬具	五	文具	八	貸本	二	花	七				

金融機關としては大字天王寺字天下茶屋に大阪銀行支店・浪速銀行出張店あれども、本村民の之れを利用するの少なく、却つて郵便局・金貸業・質屋は商人の重要な金融機關なり。

質商は大正七年末村内質屋數十戸、同年中の質入件數貳萬五千、貸出金額七萬五千圓、受戻金額五萬八千圓、流質金額六千七百圓、年末現在貸出高五萬四千圓なり。銀行又は郵便局に比し其金額に於て劣ると雖も、俸給生活者並に小商業者の金融機關としては度外視すべきにあらず。以上の外金貸專業者あり、又農商業者にして金貸を兼ねる者あり。以上は具體的に數字を以て擧ぐることに困難なるも、大正七年中の事實大約左の如し。

專業四名連轉資金貳拾七萬貳千圓。兼業十五名連轉資金拾貳萬參千圓。

交通運輸業 南海鐵道指定運輸業者は戸數三にして荷車馬車を使用し、運搬品は主として東京方面に送る各工場の原料及製品と、兵庫方面に送る植木附草(天王寺芝 若羊齒)なり。飛脚及宿替仲仕等の荷車營業者戸數百四十二戸、從業者二百二十八名あり。飛脚は毎日荷車を挽きて堺又は大阪に往復し、小賣商の商品を運搬し、或は各戸の雜役に雇はるゝ者なり。本村車輛左の如し

牛車	二二九	荷車	一四八九	自轉車	五八八
----	-----	----	------	-----	-----

第四 神 社

阿部王子神社(郷社) 大字阿部野字王子前四百五十一番地に鎮座す。古來阿部王子神社と稱し、祭神

は伊弉諾尊、伊弉册尊、素盞鳴尊及品陀別尊なり。從來熊野王子權現又は熊野第二王子と稱せしが、明治五年大江神社と改め村社に列せらる。案するに浪花の大江は大阪市天満橋(舊渡邊橋の在りしところ)の南岸字八軒屋より本郡住吉に至る臺地の稱なり。明治四十年九月、大阪市東區安土町三丁目無格社男山八幡神社(祭神品陀別尊)を合祀し、同時に社號を改めて村社大江八幡神社と稱へしが、同四十四年九月社號復古の許可を得、大正二年三月社格昇進郷社に列せらる。熊野王子社とは往古、熊野御幸の途次、御休息所毎に、時に臨みて熊野本宮を假に移し奉りし地にて、是を九十九所の王子社と云へり。本居内遠の〔和歌の浦鶴〕に王子の名目は、もと僧家よりいひ出せることにて、もと本社のうち若一王子あるよりなるべし。是を天照大御神也といへど、何のよしもなき稱也。九十九王子など古く諺にいふは、たゞ數多きをいふにて、必實數にあらず。山城を outcome 出まして、御幸の道路になべてあり。皆臨幸の御休息所ことに祭りて、もところく熊野本社をかりに移し勸請せるよしにて、多くは地名を頭におきて某王子といふ。中に地名ならぬもいさゝかあり。又一所に兩名あるもあり。祭る所は何れも何の神ともいはず』とあるにて詳なり。第一王子は京を出て、鳥羽より舟にて下り給ひて、第一の舟着なる、今の天満橋のあたりに在りしなり。久保津王子又は大江王子とも稱せり。社は後に退轉して、四天王寺西門石の鳥居附近、今の谷町通を西に入りたる北側に、南面して祀られたり。明治六七年度の頃まで、一老人奉仕し居たり。天満橋の宮址には一大石あり、後に社を營み

て座摩明神の御旅所とせり。其第二なるが即本社なり。〔蘆分船〕に安倍野。此所に阿部野の王子御座す。いつの比誰人の勸請と云ふことさだかならず。然共熊野の二の王子と申侍り。〔名所方角抄〕に安倍野。松原。あべの、王子御坐也、熊野の二の王子也。〔熊野九十九王子記〕に安倍野王子。熊野權現九十九所の内第二王子たり。攝津國東成郡安倍野村に在り、海道松森有り』などあるこれなり。〔後鳥羽天皇熊野御幸記〕に建仁元年十月六日拂曉、私出馬、指參阿倍野王子と見えたり。次の王子社は界王子社なり。次々熊野に至れり。社殿、往時は姑く之れを略き、天明年間既に舊社殿荒廢に歸せるが如く、同二年保田源左衛門等相議して流造桁行二間梁二間半の社殿を建つ。現在當社の社殿はその位置舊殿の東方に在り、明治四十一年の改築に係り、權現造西向(天明以前は南向)屋根銅葺、桁梁各七尺、破風庇梁六尺桁七尺五寸、幣殿屋根瓦葺妻入、桁三間梁一間半等の外、神饌所、繪馬所、神庫、井戸屋形、社務所其他の建築物、孰れも壯麗を極む。境内地は阿部野街道に沿ひ、官有地第一種五百五十六坪あり。土地は高燥にして樹木繁茂す。其中樟・松・榎・樅・モチ等數百年を経たるもの數株を數ふ。南方に遠く開けて山林田野の景を擅にし、眺望絶佳なり。

合祀男山八幡の由來は、初め山城國綴喜郡石清水八幡宮の社家に白革染の法を傳ふ、附近の農家之れを習ひし者、京阪及江戸・長崎の各地に分れ移住せしが、大阪に來りし者は安土町に居住せしよ

り、當時白草屋町の稱あり。元祿元年同町内に一社を建て、毎年八月十五日放生會を行ふ。又菖蒲
革祭とて神輿渡御の式の如きは大阪年中行事の一として安政年間まで行はれたりしと云ふ。此社移
轉合併の議なりたる後、社地は公賣せられ、該金は悉く本社保存資金となりたり。
末社 三社あり何れも由緒不明なり

一、社祠宇賀御魂(葛の葉稻荷神社)

三、社祠天照皇大神 高良大神

五、社祠春日大神 天滿宮 住吉大神 由賀大神

氏子 寶永正徳の交阿部野村庄屋保田源左衛門(現代卯之松六世の祖)は神宮寺の支配として本社の祭祀を掌り
し頃、正徳四年、氏子の有志を團結し、正月十四日の夜を徹して神徳を頌する吉例を創めしが、明
和七年に至り、更に村内若者の團體にて、永代燈明講を起し、源左衛門の曾孫利兵衛を若者頭に推
薦して阿部野開發の歴史を叙したる一卷を作り、舊來組織せられたる神酒講・御釜講の者と共に、農
業勉勵の意を誓ひ、新年の吉例として其卷開きと云ふを催し來れり。神酒講は元和の末年、阿部野
が天王寺新家阿部野村の名稱を附せられ、一村獨立するに至りし神徳奉謝の意を記念せんが爲めに
組織せられしものなり。氏子區域は明治四十五年以來、現在村役場を南北に劃する一線を以て西限
とし、北部關西鐵道線路以南の本村東部全體に亙りて、戸數大約二千戸に達せり。

祭日は夏祭七月十五日、秋季例祭十月十五日、祈年祭二月十七日、新嘗祭十一月二十四日等なり。
天滿宮(村社) 大字天王寺天下茶屋六二六番地に鎮座す。祭神菅原道真なり。境内官有地第一種六百
二十坪、老樟鬱蒼閑雅森嚴にして、世に紹鷗の社と云ふ。茶道中興の祖と稱せらる、堺の武野紹鷗
時代に北野天滿宮の分靈を祀りしものなるべし。

社殿、本殿間口奥行各一間、拜殿間口五間奥行一間半、神樂殿間口二間半奥行三間半、其他繪馬所
社務所等あり。(大久保物語)に大阪冬夏の兩役に此處最も劇甚の交衝となり、當社の社殿も火災に
罹りしが、戦後再營し鳥居の額も同時に成りしが如く見ゆる趣を記載しあり。此額は後西院帝第十
九皇女寶鏡寺宮徳嚴理豐尼王の御染筆にして、御親筆及當時の古額は字天下茶屋寺田善左衛門方
藏し、今本社に掲ぐる者は模製なり。現在の拜殿は元祿十五年の建築にして當時の天下茶屋村年寄
寺田善左衛門・芽木忠兵衛の斡旋に出でたるものなり。明治四十年十二月、大阪市南區坂町法祐寺
境内無格社天滿宮社を合祀す、末社天照皇大神宮・倉稻魂宮・猿田彦命あり。

氏子は本村の西部に於て大約二千戸あり、舊と常置神職無かりしが、明治四十年に至りて始めて之
れを置く。境内東方樟樹下に靈石あり、子安石と呼び、古來安産の奇瑞ありと云はる。主なる祭日
は祈年祭二月二十五日、例祭十月二十五日、新嘗祭十一月二十五日、及菜種祭御供祭三月二十五日
にして、菜種祭は河内國道明寺村天滿宮の祭事に倣ひ執行し來れるものなるべし。境内に紹鷗社と

刻したる一碑あり。芽木龍雲(昌包元文二)の建設にかゝれり。

阿倍晴明社(大阪府誌)第五編名の部に「本村大字阿部野の北方にあり、(略中)後人其生誕の地なるを以て此に祀ると。社地阿部野街道交叉の所にあり、民家に接連し、僅に五十二坪にして、葦爾たる祠殿をなせり。寛政の初年、其末裔保田某の建設せし所なり。祀前阿部晴明誕生地と鐫せる一碑あり」とあり。(碑の高さ五尺方一尺)按ずるに此祠は神社として公認の機会を失ひし者也、且つ安倍晴明が此地に誕生せりと云へるは正史野乘未だ之れを云ふものなし。其是れあるは單り前記本村現住保田利太郎所藏の古文書晴明宮御社傳書其他あるのみ。其記事の内容今俄に信じ難し。祠は現今大字阿部野字東二百六十一番の一及二にあり、境内五畝二十九歩、民有地第一種宅地に屬す。境内樹木繁茂し、曾て樟樹目通六尺以上の大木ありしも、惜哉明治六年頃、當時の神祝擅に伐採せしと云ふ。社殿は保田氏所傳の社記によれば寛弘年間造營、治承二年保田大連改築せりと云ふ。但現存のものは其年代を詳にせずと雖も、檜皮葺春日造桁行梁行三尺方の外部は外鞘造桁行三間半梁行二間の妻入にして拜殿兼用なりしも、明治四十年來腐朽し、今は僅に本殿と十坪の社務所とを現存せり。本社は維新前大阪城代交替の際は之れに參拜巡見し、社務所に休憩し(阿倍權現記)其他本社に關する古文書類を閲覽せるものなり。又陰陽師のみならず一般人民の賽者多く、雨乞の祈禱を爲せしこと等、共に數回なりと云へり。

第五 宗 教

印山寺 大字阿部野二百六十二番地の一にあり、曹洞宗にして俱胝山と號す。境内官有地百五十七坪あり。郷社阿部王子神社前北手に隣接し、古へ王子權現の神宮寺たりき。本堂に掲ぐる「神宮寺」の額は僧月舟の筆なり。本尊藥師如來木彫坐像は(權現緣記)弘法大師作と傳へたるものなり。始め阿倍野村庄屋保田源左衛門當寺の支配たりしが、其後維持困難となり、王子權現社及神宮寺辨天堂を擧げて大阪市天王寺六萬體町鳳林寺萬源に讓渡せしかば、享保十三年時の代官久下藤十郎は追善の爲め新に其亡父久左衛門を開基とし、萬源開山となり、同寺の末寺として之を維持することとなり、翌年五月印山寺と改稱せり。之れは久左衛門の法號に取れるなり。寺寶に萬源の木像・筆蹟詩三首あり。大正二年郷社阿部王子神社昇格の際、當寺城内たりし墓地を發掘して本堂西北隅堀際に改葬せり。此時無數の經石を發見したりしが、經塚容器共に無かりしかば、埋藏年代を推定すること能はざりしといふ。

安養寺 大字天王寺字天下茶屋六百七十六番地の一にあり、境内民有地第一種四百三坪。淨土宗智恩院の尼寺にして、昌芳山善心院と號し、大阪市南區逢坂一心寺の末寺なり。元祿二年、一人の官

女、天下茶屋寺田善左衛門の助力にて天下茶屋北村に一字の庵を結び、一心寺天譽和尚を戒師として得度し、貞譽清薫尼と云ふ。同年三月、一堂建立し、大垂寺と號せり、是を開基とす。寛保二年改築して安養寺と改む。寛延三年十二月晦日火災に罹り、寶曆二年九月、第四世智誓尼再建し、同時に梵鐘成る。これを中興となす。後再び火災あり、明治三十三年五月新築す。本尊阿彌陀如來(丈六尺)の坐像は上品中生の如來なり、胎内に三千佛を藏め、端嚴微妙刀法尤も見るべし。寺傳には孝謙天皇の御持佛なりと傳へ、或は宋の佛工陳和卿の作とも云ふ。舊住吉郡朴津の伽藍(檀津大寺と呼ばれし高清寺か)に在りしを後住吉村某處に移し、明治五年更に當寺に安置せしものなり。鐘樓前に由縁齋貞柳の手植の柳あり、門人百喜堂貞史、其下に碑を建て貞柳の狂歌を刻せり、「名にしおはゞ爰も安養淨土ぞ願ひの糸をかくる青柳」。又蝙蝠軒狂歌塚あり「散らぬ間の花と我身にせかれけりつねに有風常になき風。文政四歲次辛巳春二月望歿、常陽笠山兩正煥書」と刻せり。

泰清寺 大字天王寺字西苗代田二千二百三十三番地の二に在り、青雲山と號し、臨濟宗妙心寺末なり。本尊地藏菩薩。境内民有地四百九十餘坪あり。元祿五年、南禪寺の僧樵山、茶臼山下に堂宇を興せり、これを開山とす。六世南海の代に至り、大阪城南の一景勝地としてその名を知られ、富豪山中太郎右衛門の助資を受け、寺門興隆せしも、復同家の破産と共に、殆ど廢寺の運命に陥りしが、明治四十四年十一月現在の地に移り、大正元年十二月改築竣れり。寺寶には繪旨(當山三代卓堂天明元年二月製業衣勅許本紙)

後醍醐天皇御宸筆(壬生忠岑御筆 古歌像之一首) 後水尾天皇御宸筆(御和歌 後紙) 菅公眞蹟(十二文字 來由不詳) 出山佛肖像(雲舟) 以上各一軸三祖師肖像(蛇足) 三幅對を藏す。

正圓寺 大字天王寺千三百十九番地の丘上にありて俗に聖天山と云ふ。境内官有地二十一坪餘。海照山と號す。眞言宗東寺派に屬し、山城國愛宕郡大通寺の末なり。天慶四年、僧光道開基創建せり。舊址は今より東方五町許りの地に在りて、般若山阿倍寺と稱せしが、元和の役火災に罹り、天明四年僧常如、現地に移轉再興し、山號を改めたりしが、享保八年僧見明、三次重脩せしが如し。本尊は木像釋迦如來にして、昔藤原賴長左遷の日、歸洛の日速かならんことを慈覺大師に祈願を請ひたりしかば、大師は一刀三禮を以て此木像を彫刻したるに、效驗空しからず、幾許も無く關白歸洛することを得たりと云ふ。境内には中央歡喜天堂・左釋迦堂・右不動堂の他稻荷祠あり。字丸山の南方にある小丘にあるを以て、通例聖天山と稱せられ、詣者多し。寺寶には脇士十六善神八十一面觀音・地藏菩薩(共に立像)・普賢延命・虚空藏菩薩・不動明王・大自在天(以上座像)・大聖歡喜双身天王・不動明王・浴油木像・弘法大師・中興開山常如の像等あり。玉樹芦城の説に、西門前の標石に刻せる「大聖歡喜天」の五字は篠崎小竹の筆なるべしと云へり。境内に雄崎國丸狂歌塚あり、寛政五年十一月門人等の建てし所にして、狂歌を刻せる碑二基あり。國丸は後貞右と改む、大阪人、名は勝房、通稱尼崎屋本兵衛、初混沌軒國丸と稱す、丸山國左の門人なり、天明三年歿す、或云寛永二年二月廿四日年五十七墓は大阪市

南區一心寺に在り。又寄松塚あり、聖武天皇、靈寶を此處に埋め記念として松を植えられし地なりと傳ふ。一説には此地、往古海邊たりし時の松林、今尙一部残れるなりとも云ふ。塚上の老松一幹、八枝を出し、恰も數株の松を寄せたるが如し。

廣臺寺 大字阿部野二百五十七番地にあり、眞宗本願寺派末にして、淇水山と號す。本尊阿彌陀佛立像、(傳渡邊 康雲作)。境内民有地第一種百九十坪あり。初め總道場たりしを寶永七年、僧林海、寂如上人より寺號を許され、其後西成郡粉濱村順照寺了遵、讓受けて兼住せり。順照寺所傳に、小野小町老後來りて柘榴塚の丘に居りしが、其址寺院となり、石山合戦の時顯如上人は其乳母たりし老女を此寺に託し、又同寺より屢々兵糧を送りしに對し、開祖の影像を親寫して之れに酬ひたりと云ふ。然れば普通門末に附する影像には「慶哉樹心弘誓佛地流念難思法海」と記しあれども、本寺に傳ふるものには「觀佛本願力遇元空過者能令速満足功德大寶海」と題しあり。三間四面の本堂は寛保三年全村火災の際烏有となり、藁葺の庫裏のみなりしが、文化十四年本堂を再建す。

淨國寺 大字阿部野二百六番地の一に在り、眞宗本願寺派末にして、本寺阿彌陀如來、元享三年、近江國志賀郡の人橋左衛門信安、本願寺覺如上人の眞弟となり、覺傳と稱し、當寺を創建せり。其他今詳ならず其後六世覺性、河内國河内郡松原村に九世覺順寛永五年、大阪(東區 瓦町)に移轉し、明治四十五年二月、現地に移轉す。境内民有地第一種三百三十三坪餘。青龍山と號す。

淨明寺 大字天王寺二百二番地の二にあり、眞宗本願寺派末、本尊阿彌陀佛、開基教誓、寛永十二年良如法主の弟子となり、大阪尼崎二丁目に於て一寺を創建す。文化八年大阪東區瓦町に移り、大正元年十月現在地に移轉す。境内民有地第一種三百三坪餘あり。

西教寺 大字阿部野字西にあり。眞宗大谷派に屬す。本尊阿彌陀如來なり。創立年代詳ならず、開基教澄は安藝國高田郡高田原村高林房弟子なり。

龍泉寺 大字天王寺字仲之町に在り。黄檗宗に屬す。本尊準提觀世音なり。元祿元年三月、鐵獅和尚私財を以て堂宇を建立す。明治二十二年四月三十日、東平野大字南平野町元中町より現在の地に移轉す。

見友寺 大字天王寺字申山に在り。臨濟宗妙心寺派に屬す。本尊釋迦如來。開基素貞尼より四世素音まで、西成郡北野村寒山寺末たり。五世惠勇の時安政二年二月、本寺檀中築山安兵衛位牌所に申請け、再興して寒山寺を離れ玄徳寺末尼庵となる。堂宇も安兵衛の寄附にかゝる。明治二十五年五月二十七日、東門前より現在の地に移る。

義光菴 大字天王寺四ツ松八二九及八三〇番地に在り。眞言宗高野派に屬す。明治四十三年六月二十二日、大阪市北區曾根崎上二丁目九八番地より現地に移轉す。

寶泉寺 大字天王寺字東中道二一四四番地の一にあり。眞宗本願寺派に屬す。大正八年五月十六日許

可を得て、大阪市南區鰻谷東三丁一九番地より移轉す。

神道徳光教會 大字天王寺千二百六十四番地にあり。信徒の数は五千餘名、日々の參詣者五十名を下るなし。教旨の眞髓は諾冊二尊及天照大神を奉祀し、國家道德宗教の一致を目的とする新宗教なるが如し。教祖金田徳光は泉州堺市柳ノ町の人にして、生來信仰心厚く、且つ心靈の感應力を有し、盲人の眼を開き、瀕死の病人を甦らしむるが如き奇蹟あり、又能く過去未來を推知すといふ。教會設立の許可を得しは明治四十四年九月にして、信者の醜金壹萬五千圓を得て初め中道停留所の東側に建坪六十坪の教會を建設したりしが、信徒の増加に隨ひ狹隘となりしより、大正七年二月、現今の地域に假神殿を設けて移轉せり。同教は從來御嶽教の管下に屬し、或は徳光大教會と稱し、或は神光大教會と稱せしが、大正七年四月、神道本局に屬し、神道徳光教會と稱す。

天理教天下茶屋宣教所 大字天王寺七百十三番地にあり。中河大教會八幡濱支教會に屬す。明治四十四年教會を建築せしが、其許可を得しは明治四十五年四月にして、訓導谷口徳太郎なり。

同阿部野宣教所 大字阿部野八十四番地にあり、高安大教會に屬す。明治四十二年五月設立許可、信徒數三百八十名、訓導章印楠次郎。

金光教天下茶屋教會 大字天王寺五百一番地にあり。明治四十二年十二月設立許可、信徒數三百五十名、教師は權少教正吉田新太郎なり。

日本基督教天下茶屋教會 大字天王寺五百六十二番地にあり。宇天下茶屋の信徒講義所を設立せしは明治四十二年二月なりき。其後日本基督教浪花中會の下に屬し、明治四十四年五月、教會設立の許可を得て現稱に改む。當教會は設立當初より外國より何等の補助を受けず、純然たる獨立教會なり。信徒數約九十名、牧師は神戸神學校卒業鈴木傳助外傳道師一名なり。

聖徳教會 四天王寺の三綱職秋野坊は小野妹子の後裔なり。文祿三年秋野坊享順は豊太閤の四天王寺再興の時、其奉行に補せられて功勞あり、四天王寺別當執行政所に擧げらる。斯る由緒深き秋野坊も、明治維新の時天王寺との關係斷絶し、廢滅に歸せんとせしが、大阪の人岩田民次郎、明治三十五年、現阿倍野葬儀所の前に地をトして養老院を創立し、先づ太子の像を迎へ、尋いで太子殿及寶庫を移して養老院の禮拜堂とし、茲に秋野坊の面影を世に傳ふるを得たり。禮拜堂の正門は元和元年夏の役、茶臼山なる家康本陣の外門を移建したるものなり(内門は今一心寺の後門と云ふ)。禮拜堂建築の當時は信者來詣日々數千名あり、茲に於て民次郎は信者と相圖り、聖徳會を設立し、大正三年十月、教會設立の許可を得たり。現在教師は加藤宗嚴にして、淨土宗に屬す。

第六 名所舊蹟

明治天皇御駐輦所址 天下茶屋橋本氏の邸是なり。舊家條參照すべし。明治十年二月十四日、大阪よ

り堺へ行幸の時、御駐蹕の所なり。

阿部野天王寺古戰場址 大字阿部野天王寺一帯の地なり。元弘二年、楠木正成天王寺に陣し、北條氏は宇都宮公綱を下せしかば、正成天王寺を引退き、公綱更りて之に陣す。延元三年、北畠顯家、細川顯氏と此に戦ふ。正平二年、楠木正行、山名時氏を此に敗る。足利氏の末、兩細川氏の相争ふや、享祿四年、此地に戦へり。(沿革篇)阿部野街道は古來行幸御幸の順路にあたり、貴紳の往來頻かりき。仁徳天皇六十七年、河内石津原後に和泉に屬すに行幸して陵地を定め給ひし時も、難波に都し給ひしなれば、此道を行幸なりしものなるべし。平治の亂に平清盛、熊野參詣より引返して途に惡源太義平の要撃を怖れたりしも此道なり。

〔平治物語〕

去程に十日の曉、六波羅の早馬、紀州熊野切目の宿に迫付たり。清盛いかゞ問給へば、去九日の夜、三條殿へ夜討入て、御所みな焼拂ひ候ひぬ。少納言入道の宿所も焼拂はれ候。これは右衛門督殿、左馬頭義朝を相かたらひて當家を滅し奉らんとの謀こそ承り候へ、と申せば、清盛急ぎ下向す。(中略)惡源太義平二千餘騎にて安倍野に待と聞えければ、清盛此無勢にて大勢に遇て討れん事無念なれ。先是より四國へ渡り勢を催して、後日に都へ入ばやと宣へば、重盛申されけるは、それも左にて候へども、事延引に成候ば、定て當家退治の由諸國へ院宣給旨をなし給ふべし、却て朝敵と成なん後は後悔すとも益あらし。多勢を以て無勢を討事は常の業なり。無勢を以て多勢を亡すは六輪の典儀なるべし。然は無勢なりとて馳向ひて戦ひ、敗北せば即時に討死したらんこそ後代名も勝るべきと宣へば、清盛も然るべしとて都をさして引返す。(中略)扱も惡源太が安倍野に待といふは如何にと問たまへ

ば、其説は曾て候はず、伊勢國伊東の兵共こそ都へ入せ候はば、御供仕らんこそ三百餘騎にて待參らせ候いづれと申せば、扱は惡源太にてはあらずして、よき味方ござんなれ、うてやものどもとてみな色を直して我さきにさすゝみにき。

四天王寺瓦窯址 大字阿部野小字瓦釜に在り。丘は用土掘取りの爲、漸次その形を失ひたり。河内觀心寺に藏する元龜三年二月建造の同寺金堂の古瓦に「瓦大工天王寺」の篋書あるに徴して、四天王寺以外他寺の瓦をも製造せしことを知るべし。現に四天王寺に藏する同寺古瓦片及市内秋野坊舊址より掘出したる古瓦は此處の製造に係れる者なるべし。此瓦窯は既に大正三年頃廢絶に歸したり。

阿部寺址 古の阿部寺は南北朝の頃廢絶せりと傳ふ。其遺址は今の天王寺村新小字常盤通の東端にあり。〔史料通信叢誌〕に「舊跡は四天王寺庚申堂の巽にあり、古昔阿部臣の建立にして後四天王寺の末寺となり、同寺六時堂に安置せる千手觀音像はもと阿部寺の本尊なり」とある是なり。古は阿倍王子權現の社僧坊にして、寺域は廣く阿部王子神社まで連なりしが如く、痾免寺廢して後王子權現の神宮寺となりしものならむか。常盤通にある遺址は大約百六十九坪の丘形をなし、一本松(或云四)と呼べる老松高く天を摩し(常盤通の名は、これより起れり)、其下に一基の古礎石横はれり。其形式藤原期以前のものに屬し、石面には刹柱凹入の跡を留む(大正七年の今はなし)。又曾て此地より發掘せられて現に阿倍王子神社に藏する古瓦片は、瓣毎に二蕊を有する八瓣蓮花の文様ありて、千年前の古制なるを見るべく、礎石と共に阿倍寺を考證する屈強なる資料たるべし。

天下茶屋仇討の址 字天下茶屋小字與吉が芝に在り。實説として傳ふる所に依れば、浮田秀家の臣林玄蕃と云へる者、當麻三郎右衛門の暗殺する所と爲る。玄蕃の子十二郎源二郎の兄弟父の仇を報せんとし、大阪逆櫓の松附近に身を潜め、十二郎は覺となりて苦楚百端仇讐の所在を窺ひ居りしに、慶長十四年正月十二日、十二郎復た三郎右衛門の爲めに斬捨てらる。弟源二郎は兄の屍を斂め、伏見に往き、舊臣人形屋幸右衛門の義氣により、木村重成、片桐且元の後援を得て、同三月三日、此地の松林中に於て復讐の目的を達したり。其後人形屋幸右衛門は天下茶屋芽木氏が曩きに復讐の日便宜を與へたりし恩に酬いんが爲めにとて、自ら伏見焼陶製燈籠を造りて贈りこしぬ、其火袋及棹は今現に同家に存す。

紹鷗の杜 字天下茶屋の南にあり。武野紹鷗此附近の林泉を愛し、鬱蒼たる林間に茶室を營み、堺より來往して閑寂の風流を味ひし地なりと傳ふ。此杜年々里人開墾して縮少せりと雖も、尙天滿宮社域及老樟樹等は紹鷗當時の面影を偲ぶべく、茶道の歴史には後世永く記念せらるべき舊蹟なり。兼好法師遺蹟及藁打石 字丸山にあり。〔神州奇苑所引崑山集〕に法師の召使命婦丸と云へる者、其故郷は阿倍野なりしが故に、法師は茲に尋ね來りて藁を打ち業を扶けたりといひ、又一説には法師、顯家の戦歿を悼み、此地に留まり、或は藁を打ち箆を編みて衣食に資し、稱名念佛懈らず、以て其靈を弔ひたりとも云へり。二説其眞偽を斷じ難しと雖も、徒然草を讀みたる者は、兼好が天王寺の鐘

聲に就き論へる所あるを知るべし。乃ち法師が全く此地に無關係の位置に在らざるべきを想はしむ。藁打石は舊と二個ありしが、明治の中頃、大阪市某富豪其一個を搬出して自己の庭園に置きたりと云ひ、現存せるは殘一個のみ。其形狀冠形にして高凡三尺幅上部二尺下部三尺あり、藁打石と認め難し。

第七 墓 墳

北畠顯家墓 大字阿部野字幡磨塚無番地に在り、官有地第三種面積八歩を占むる小墟なり。墓碑に別當鎮守府大將軍從二位行權中納言兼右衛門督陸奥守源朝臣顯家卿之墓と刻せり。塚上には嘗て白蛇の松と稱はれし數百歳の古松ありしが、現今は其松株だに存せず。此塚は古來大名塚と呼ばれ、〔攝陽群談〕に「大名塚、所傳北畠中納言顯家卿の古墳なりと云へり」と記し、〔攝津志〕には顯家卿墓とせり。その後これを卿の墳墓とし往弔の士多し。

一牛鳴處牧童眠、踏出王孫古墓前、芳草和煙青漢々、自人杖底直連天。
興亡千古泣英雄、虎鬪龍爭夢已空、欲問南朝忠臣墓、薔花秋作野田風。

藤井竹外
廣瀬旭莊

〔備考〕近年この墳墓に疑を挟み、顯家卿は公家なり、大名と云ふ事太だ疑はし。又高貴の人を斂葬

するに原頭に於てして寺中に爲さるは怪べし。當時の習に違へりと云へり。また石津原の行家塚は卿の戦歿地に近く、行家を顯家の轉訛として之に擬せり。行家塚は和泉國泉北郡石津村大字下石津石津川太陽橋南の東側にあり。墓碑は高三尺餘の角石にして、表面には南無阿彌陀佛、背面中央に行家、側面に正徳三年癸巳年建之と勅せり。「國郡全圖」にも石津川の南岸に十郎行家墓とあり。又石津村岩津了巖藏延寶七年岡部内膳正檢地帳に「一八歩東西二間鎮守宮屋敷、但宮建あり、是は文祿四年柴田新兵衛檢地にも除候に付、往古之通除之」寛政四年領主に差出したる明細書に「鎮守屋敷、東西南北四間、此反別八歩」とあるもの、即この行家塚なり。傳説に據れば、正徳年間颶風の爲め墳上の老松仆れ、同時に祠堂も壊破せしかば、倒木を賣却して資を得、此碑石を建てたるなりと。寛政四年の明細書に、祠堂の存在を記さざりしは是が爲なり。

星野恒曰、攝津安部野ノ顯家卿ノ墓ト稱スルモノハモト大名塚ト稱セシモノナルガ、太平記ノ記事ニ因テ後人之ヲ卿ノ墳墓ト爲シタルナリ。岡田後志ノ攝陽羣談ニ「大名塚、所傳云、北畠中納言顯家卿古墳也ト云ヘリ」トアリ。同書ハ元祿十四年ノ刊行ナリ。是時タ、顯家卿古墳ナリトノ傳説ノミニテ、猶從前ノ稱呼ヲ存セシガ、並河永ノ攝津志ニ至リ、直チニ「源顯家卿墓」ト標シ、「在阿部野村」云フト註シ、大名塚ノ稱名ヲ載セザレハ、享保頃ハ現ニカク認定セラレシヲ見ルベシ。去共其阿部野ニハ從來古塚多シ、(中略)然レハ大名塚モ小町墳、播磨墳ナドト同ジク一ノ古墳ニシテ、其名

ニ依テ之ヲ考フレバ其地方ノ豪族ヲ葬リタル墓ナリシハ疑ナシ。然ルニ太平記ノ記事ニヨリ偶然ニモ顯家卿ノ墓ト認定セラレシハ、其名ノ漠然タル名稱ニシテ且小町播磨ナドヨリ稍立派ニ見エタルニヨルナルベシ。(中略)扱顯家卿戦死ノ地ハ和泉ノ石津タルハ動カスベカラザル事實ナリ。同地ハ堺浦ノ南三十餘町ノ處ニアリテ、モト石津郷ト稱シ、後上石津、下石津及石村ノ三村ニ分レ、下石津ハ紀州街道ニ當リ、石津川其村中ニ流レ、上石津ハ稍其上流ニ在リ、村中一條ノ通路ハ南ノ方大島府中等ニ通ズベシ。同所ニ顯家卿ノ遺蹟ヲ留ムベキ筈ナルニ、下石津ノ村中石津川ヲ北ヨリ渡リタル處ニタゞ正徳年間土人ノ建設セル行家ノ墓一基アリ。吾輩明治十九年、史料蒐輯ノ爲メ京阪地方へ出張ノ節、途次一見シ、此地從前顯家卿ノ戦歿ノ古傳アリシモ、太平記ノ文ニヨリ行家ノ事ニ轉訛シテ遂ニ行家ノ墓ヲ建テタルモノナラント思ヒ、餘リニ意ニ留メザリシガ、今ニシテ之レヲ考フレバ一研究ニ値スベキ事項ニ似タリ。何トナレバ行家ノ死ハ吾妻鏡(卷六)文治二年五月廿五日ノ條ニ見エテ、其大要ハ行家日頃和泉河内ノ間ニ匿レシガ、人其和泉國一在廳日向權守清實ガ許ニ在リト告グルモノアリ、北條時定、常陸房昌明ト往キ向ヒ、清實カ小林郷ノ宅ヲ圍ミシニ、行家後山ニ逃ルヲ以テ、捕ヘテ之ヲ斬リ、首ヲ鎌倉ニ傳フト云ヘリ。和泉國ニ小林郷ナシ。日野郡ニ近義郷アリ。「コギ」ト訓メリ。近世近木コギニ作り、近木浦ト云フ。疑フラクハ吾妻鏡ノ著者近義、小木音訓相通ズルヲ以テ小木ニ作りタルカ。平家物語ニハ小木郷ヲ八木郷ニ作り、又行家ヲ捕ヘテ淀ノ赤井河

原ニ斬ルト云ヘリ。八木郷ハ同國泉南郡ニアリ、赤井河原ハ山城乙訓郡ニアリ。皆石津ト關係ナケレバ、石津ノ人民ノ行家ノ其在所ニ死セシト傳フル緣由ナク、隨テ行家ノ爲ニ墓碑ヲ設クル來歴ナシ。カ、レバ前述ノ如ク石津ノ村民ノ口碑ニ顯家ノ戰歿ヲ傳フルモ、太平記ノ流行ハ一般ノ歴史思想ヲ支配シ、生物知リハ阿部野ヲ以テ之ヲ打消シテ行家顯家ノ稱呼相近キヨリ、茲ニ一想像說ヲ捏造シ、遂ニ行家ノ墓ヲ設ケタルニ非ルカ。歴史地理要

經塚 大字阿部野字播磨塚四百八十五番地の畑地内にあり、明治二十年の調査に據れば民有地第二種面積二坪とあり。石碑高四尺二寸、幅八寸、臺石一尺八寸、表面經塚の二字を刻す。〔阿倍權現記〕に「淳和帝天長三年の夏、空海師をして民の疫難を鎮めしめ給ふ。海師、當社に入つて御本地醫王の尊像を一刀一禮して彫刻し、草堂に安置して神宮寺と號し、且一千部の藥師經を書寫し、讀誦せむと初め給ふに、忽十二願王異類に身を現し諸神降臨し、是を助けて一晝夜に功なりぬ。〔多力雄のほ残り〕時に疫死立處に甦りて、叡信淺からず、寺を改めて痾免寺〔阿部に通ず〕と勅額をたまはる、ながく御願寺と定め、彼經を社地に納めて皇土を守らしむるとなむ」云々。又〔攝陽群談〕に聖德太子、諸經を一字一石に書寫し給ふを于是築納て經塚と成すと云へりとあり。

松蟲塚 大字阿部野字松蟲塚無番地に在り。明治二十年の調査に據れば、官有地第三種面積九坪。境内には松木雜木を生じ、一小祠建立せられ、石碑あり、高三尺二寸幅八寸、表面に「松蟲塚」の三字を刻す。口傳に此塚は昔時農絲と云へるもの琴の妙手なり、蟲の音を愛して小町と同居したりしが、一夕琴音の蟲聲にだも如かざるを嘆じて琴を投じ「虫聲唧々滿荒野、闇釀戀情琴瑟拋」と咏せり此に因りて松蟲の局といふ。阿倍野の所産なりしが、長じて宮中に奉仕し、老後任を辭して此地に歸り一庵を結び、遂に身を終へたるより後人碑を建て記念と爲せしものなりとも云ふ〔攝陽群談〕に「古或人二人伴て此野を過ぐ、折節秋も半にて月の清なるに、松蟲の聲面白き方を慕ふ、一人は跡に残りて草の筵にぞ臥しぬ、暫くの間歸來ざりければ、又一人も跡を尋て爰に來り見れば、草に伏て死す。泣々土中に埋みて松蟲塚と號して世に傳之と云へり。松蟲の音に寄こと〔古今集〕の序にたよりに謠に作りたるに因れる歟」とあり。〔浪華蘆分船〕第一に「後鳥羽院の御時松蟲といへる官女の塚なり。其比法然上人都ひがし山にて別時念佛をはじめ給ふ。聽聞の貴賤群集しける時、鈴蟲松蟲とて此二人發心して出家せしかば、帝大に逆鱗ありて、上人を土佐の國へ流させたまふなり。鈴蟲の向後は如何ありけん、松蟲は此處に來りて身能りぬる故、其印に残しをける所とて名づけて松蟲塚といふ。是即ち七不思議の標の下也。此靈木俗に傳へて説々數多あれど何れを證とし難し、如何様仔細あることにはや

經よみて其あささふか松蟲の塚のほさりにちり、んの聲
とあり又寄松塚、正圓寺境内に在り、同寺條參照すべし。

此他本村内にて古墳の跡とも稱すべきは大伴金村の墳墓なりと傳ふる小字金塚、今は遊園地と稱し、舊地形の大半を失へり。其北方の丘地には石蓋、塚原村の東方に赤塚、西南方に天狗塚の小字あり。又牛追塚、今の常盤通の附近に存せしが、近時其所在を失へり。祭塚の名古記録に散見すれども、今は其處を知らず。又〔攝河泉金石文〕に龜井石地藏。中河内郡龍華村龍井真觀寺前の辻堂に、文明十三年の石地藏あり。後背共約四尺幅二尺、半肉彫の手法平凡ならず。右側の刻字毀損甚しけれど、觀尊大德建立の意味を勒し、紀年は其左側にあり。真觀寺の附屬にして、像は原と攝津阿倍野邊より移されしものとも傳ふと見ゆ。茲に併録す。

猪名川彌右衛門墓 安養寺にあり。墓表左の如し

阿波徳島産始號菊之濱彌吉、相撲道頗抽丹誠、致鍛鍊、其名譽四方、殊有仁愛、多門弟、常好酒、人能靡師之交如水魚、舊功之上蒙頭取役、則猪名川彌右衛門與改名、時嘉永二年己酉二月五日卒去、行年五十七歳、息菊ヶ濱彌右衛門、諸門弟中謹建、

土肥積翠堂墓 劍客土肥積翠堂は阿波の人、兵庫に道場を開く、寛政九年五月四日歿す。門人大江元定、碑を安養寺内に建てたり。墓碑銘は粉濱村靈松寺義端の撰文なり。

積翠堂無端居士之墓、大江氏門弟、桓武天皇之後胤、姓平氏、厥先出于土肥次郎實平也、故先生以上肥爲氏、名無端齋、初字喜開多、稱積翠堂、阿波之人也、今遷於攝西兵庫津、先生歳十有五、

而去本國赴東武、事于 館林侯之師官森戸三大輔、主用之暇切瑳琢磨於功業、不安寢食、數年淺良傳流劍術及柔術而后離師屬、經歷諸國五千家、尋萬流、深普求而終極其蘊奧、發英名矣、門生數輩、東都本間文右衛門、阿波秋山膝之助之徒尤其傑然者也、今也元定雖列其下、廣抱師恩不啻債惟先生天性堅勇豪健、饒武精義、威風凜乎、青雲差乎、嗚呼微先生、何有一流之本源相傳哉、興廢繼絶、興復揭心、神道流劍術及柔術、是偏先生之大功也、元定欲謝 師恩之忝、亦無如何、因茲聊石刻其意、建于浪花津邨安養寺中、以述寸志云爾、

攝津西成郡勝間邨

大江島右衛門元定 謹誌

紙屋治兵衛妻さん墓 同寺にあり。近松の戯曲「心中天網島」に脚色せられたる天滿天神祠前の紙屋治兵衛の妻さんは、治兵衛が小春と出奔後身を佛門に投じ、安養寺尼僧の徒弟となり、往生を遂げたり。墓碑に白譽智專比丘尼、寶曆九卯年五月二十九日とあり。

天王寺墓地 村に二大煙突あり。一は小山セルロイド會社、一は市立火葬場なり。午後六時を報ずれば、總數六十九の屍體燒窺より登る煙は一煙突に集まり濛々立ち上る。葬儀の數一日平均四十五を下らず。葬儀場を中心とし休憩所花屋石屋飲食店菓子屋等軒を連ね裏町には葬儀に關する諸般の職業者一町に亙り、人口五百に垂んとす。左に本墓地に存在する碑文の主なる者を採録すべし。

霞山谷田先生之壙

君諱義直、幼名甚太郎、谷田氏、號霞山、世仕池田氏、考搯田善三郎、妣高原氏、天保五年四月生於岡山八番街、谷田賴右衛門養使繼其家、幼而穎悟、文武兼修、而弓馬刀槍皆窮其奧、嘉永中米國軍艦突入江戶灣、池田氏守禦總房海灣、君受命往戍、役中大有所感、洪然決意修西洋火口、講荷蘭諸書、時治平之久、不講武備、衆皆排笑之、君不沮不顧、講習益勤、私費購銃器兵書、以誘掖同志、慶應中德川氏失政、各藩相警、池田氏選擢君、爲軍務係、釐政藩政、始仿西洋之隊伍編制、鑄大砲築砲臺、皆出於君手、與羽役、岡山兵有戰功、君之力亦不可誣也、明治三年任岡山縣少參事、同五年任陸軍步兵中尉、八年任大尉叙正七位、爲軍法會議員、十三年五月、去官書畫自娛、尤妙於山水、十八年徒大阪廣小路街、其他高敞、坐望十川、乃起樓、琴書度日、游目騁心、不復問世事、廿二年六月廿七日病歿、年五十六、配種田氏、生三女、長曰玳玖、適立山賴影先死、次曰滿都、適前田政四郎、次曰梅又適立山氏、繼玳玖室事、而外孫立山勳治爲嗣後、葬于阿倍野、所著有本朝武器私考數卷、遺言託碑文於余、與君竹馬友、誼不可辭、銘曰、有文有武、左右是宜、一仕一隱、進退皆有時、先覺之躅、後進之規、爲錄行實、爰題墓碑、

明治二十三年五月

陸軍一等軍醫正六位勳四等 長瀨時滿 撰并書

小孫 谷田勳治建之

村上一策君之墓

碑陰記

君南豐人、籍有桑門、明治之初年、擢以任本願寺執事、六年偶有鷄林之變、見廟堂失策、慨然以謂、一日偷安、則可以過百年大計、是志士仁人之所宜殺身也、卽擲寺資、購兵船、糾合志士、將大有所爲、而事遂覺、坐罪禁錮於東奧、後及遇赦而歸、一念憂時、以濟天下溺爲己任、十年西鄉隆盛率兵而東、天下皆屬望也、仲津之人增田宋郎、後藤順平以下、嘗執贄於君門者、並起應之、時君在浪華、得報乃喜、竊募四方忠憤士、官探知其情、捕君復下獄、其檻車向東之日、有詩曰、縛身未縛風流眼、千里江山自在看、襟度從容、鼎鑊如飴、真有東坡所謂、談笑於生死間之槩矣、身坐單扉中、俯仰卓勵、與同囚士古松簡二等論道以相樂、囚中成學者亦不少也、刑滿出獄、下離於浪華松島、育英以待風雲際會、命乎時未至、病而歿、時明治十四年八月十四日、享年三十九、所著有神教辨及宇宙一新論、皆係獄中之筆云、君以天保十三年三月生於豆田長福寺、養於仲津僧某、初名德藏、後還俗而改一策、資性好學、博覽強記、才如神、少時賦詩曰、屹然身居芙蓉巔、看破蜻蛉六十洲、其抱負率若此也、嘗遊宜園、舉察長、同門子弟、多弄彫蟲末技、而君乃獨立講經世之策、銳意導人、人皆感激、學風爲豹變、亦可以見其爲人也、不幸而天不假年、蹶之壽、顏之天、此人而巧名不遂、此雖甚惜、而骯髒憂慨之志、處時難而凜々乎不沮、苟聞其風者、頑夫廉、懦夫

第二編 天王寺村 第七 墓墳

四三七

立、亦可謂一世之人豪矣、君歿已十七年、墓木空拱、墳有宿草、予於君生前知交、今過此汪然淚下也、因樹石以期不朽、

明治三十年八月

辱知北筑之士 平岡浩太郎撰
大阪 浩濟之瓶艱書

增田信之墓

君諱信之、姓增田氏、幼稱政太郎、父諱三和藏、母長手氏、君其長男也、嘉永五年二月六日生於淡路國物部村、家世仕蜂須賀侯、爲鄉著姓、年十五、丁父憂、始宰家、與母弟友愛甚篤、君幼慧敏、最邃數學、嘗考試下第、發憤研鑽以膏繼晷、頗究其蘊奧、年十七、爲藩學教官、不幾而辭職、遊于神戸、爲鐵道技師、然非其志也、常謂男兒苟欲立身成業、不可不勤儉以養德、其操業也、率人以躬、人莫不欣然從事焉、明治十八年選爲大阪製銅會社長、社業整然、三十三年期滿解散、更初銅及石炭社、兼以銀行之業、乃合二社置大阪玉江町、社運日旺焉、君夙留意于韓國貨幣制度、先是與韓國典圖局長某氏相識、說以所蘊、遂爲韓廷規畫財政、皇帝嘉賞信賴、明治三十五年四月、賜勳四等八卦章、表其巧、將厚聘托典圖局顧問、有故辭之、而韓廷待遇益篤焉、君能齊家庭、薰陶子弟、又能任用僚屬、部下材器不乏、三十七年春、偶爲二豎所侵、治術無驗、知其不起、遺

言以金物頒親舊僚屬、以萬金投慈善之資、超二日、沐浴整衣溢然焉逝矣、實七月八日也、享年五十有三、世人莫不惋焉、配吉尾氏、長男信一嗣家、次男政治別戶給產、亦出於遺言云、銘曰、恭儉養素、立身有方、精勵事業、功績滋彰、延及殊域、辱知帝王、洵其顯袒、百世流芳、

明治三十八年七月

神宮皇學館教授正七位

中 沼 清 藏 撰文

增 田 信 一 建之

邨 田 壽 書

太 田 正 治 刻

故衆議院議員正七位栗谷君碑

大阪市西區選舉國會代議士栗谷君、明治二十八年十一月十日以病歿于家、享年六十有六、葬府南阿倍野、屬者區人思君之偉功、錄其行狀、使余文揭其墓、余何之不朽君哉、雖然其請不可辭、乃叙曰、君諱品三、阿波人、來往大阪業商、前後三命戶長、一爲村會議員、明治二十三年爲代議士、本姓宮川氏、後改櫻木、又改栗谷、其先出於土佐國主長曾我部元親十四世宮川宗信、始移居阿波板野郡五條村、後降爲農、考曰忠兵衛、妣板野氏、君四歲喪怙、年長意氣落落志商、年三十三、讓家弟延次郎、單身來大阪、君爲人肥大、音吐如鐘、然訥口少言、與人交不立崖岸、人皆愛之、

第二編 天王寺村 第七 墓墳

而世之稱君者、或以機警、或以真率、或以游俠、未知其可稱在事之出于義也、初君來大阪、際德川將府之末造、天下多故、君帶刀學劍法、與勤王諸士交、遂屬萩藩奔走國事、戊辰之役崎區于京坂間、爲藩竭力、謂吾非阿、所好義不得不然、藩賞以米若干苞、既而時勢一變、王政維新、君乃退家居、以霽炮銃火藥爲業、及西南役興、君獻小銃五十、器具稱之、人服其義舉、賊平、大阪府賞以銀盃、二十四年叙正七位、亦特典云、其在衆議院、亦惟義一所在、立於黨派角立之中、不少偏倚、議論常出入意表焉、其他學校建築及世之所謂義舉者、皆率先出金、毫無吝色、然則君所爲莫一不出於義、是所以年々、一代議士選舉、區人必推君、死後思其功也歟、夫利者人之所易趨、義者人之所憚爲、而君能爲之、且雖事有大小輕重、君行事、庶於所謂公爾忘私、主尔忘身、利不苟就、害不苟去矣、故余特表之以應區人之請、配吉川氏子男三人、考吉嗣、女四人、銘曰、允矣偉人、識度周徧、惟義之由、終始不變、紀功于石、余摛厥辭、言無溢美、爲來志規、

明治二十九年十月

備後 五十川 左武郎 撰

正四位勳三等 巖谷 修書

太田 傳吉 刻

第八 舊家

芽木氏 後世茶道の祖と仰がれし千利休の師武野紹鷗は、今の天満宮附近の清泉を愛して茶室を建てしが、芽木家の始祖道阿は之を追慕し、此地に茶店を設けたり。天正中、豊太閤堺住吉に往來の時利休、此清泉を掬して茶を薦めしに、痛く太閤の意に叶ひ、「惠の水」の銘を賜ひ、水料として年々玄米三十苞の朱印を與へられしより天下茶屋の名稱起れりと云へり。蓋し太閤自ら「殿下」と稱せし故なるべし。當時太閤休息所の建築物及惠の水の址は今尙芽木家の庭中にあり。休息所の建物は一間四方の亭にして、三方に半間宛の庇を附し、家根は杉皮葺、天井は竹簀にして、檜の丸柱を用ゐ、二層の階段を附す。今翰屋覆ひて之れを保存せり。芽木家に傳ふる器什は重に紹鷗及豊公手澤の遺物にして、茶人の垂涎措かざる所、其品目は野講古釜・筒形芦屋釜・高麗古茶碗・天目茶碗・海老手水指・芋頭水指・南蠻水こぼし・盧巽茶壺・豊公富士山自畫讚(額)・朝鮮蓋花生・唐物茶入・茶釜・惠水額等あり。

橋本氏 芽木家の外橋本家 舊津田氏の天下茶屋は寶曆年間初めて戯曲〔祇園祭禮信仰記〕に仕組まれたる和中散是齋の藥店として世に聞えたり。〔攝津名所圖會〕に引く所の安永八年の〔壺天閣記〕に據れば、此藥店は寛永中津田氏の祖宗本、これを創め、次男總左衛門別號是齋、別舖を江州梅の木村に開く。

この家亦芽木家と同じく豊太閤御茶の水とて「蟠龍水」の址あり。千利休これを汲みて太閤に侷めたりと傳へられ、又豊公の小祠あり。庭宅今は大阪市某の所有に歸し、其舊形を改めたれども、明治十年明治天皇御駐轡所建物は、今も門内正面の庭中に保存せらる。明治十年二月十四日、明治天皇有栖川宮熾仁親王・小松宮彰仁親王を首め三條太政大臣・伊藤・木戸兩參議以下文武諸官、及毛利麿香間祇候(德元)等の供奉にて大阪より堺へ御行幸の途次、此家に駐轡遊ばされ、當日橋本尙四郎、同久五郎は御茶を献したり。翌十五日玉座拜觀の衆庶雜踏したり。

第九 風 俗

信仰 各種の宗教宗旨の行はるゝは珍しからざる所なるも、特に本村は各地方人の集合地なれば、佛教の各宗旨は固より、其他基督教、神道に屬する金光教・天理教・德光教など宛然寄せ切れを見るの感あり。尙宗教と云ふべからざるも聖天・觀喜天・毘沙門天・稻荷等を信じ大和大峯山(俗稱山)參りをなすもの亦尠なからず。眞摯なる佛教信者は土着人多き阿倍野或は紀州街道に沿へる一部分のみ。天理教金光教の信者は極めて少數なるも熱烈なり。德光教は本村に根據を有すれども、現在にては村民の信者多からず。

趣味及遊藝 住民の大部分が富有なる方なれば概して趣味は深く且廣汎なり。骨董品を弄ぶ者は餘り多からざれども、洋樂・謠曲・鼓の音の洩るゝ家庭は稀ならず。又土着民と新住者との間には自ら趣味異なれり。即ち土着の稍有福なるものは多く淨瑠璃を好み、此種の青年には筑前琵琶を好むもの多し。唯土着人外來人を通じて最も多く行はるゝは圍碁なり。土着の者は子女の遊藝に冷淡なり、移住者は之に反す。此等の遊藝は三味線・琴・琵琶・舞・仕舞・茶湯・生花・ピアノ等にして、學齡兒童の修業生は女七百六十一人中百三十五人(百分の十五強)男六百七十三名中十六人(百分の一強)なり。下流社會は殆ど趣味遊藝なく、浪花節を樂む位に止まれり。

衣食住 富有者は一般に最も住宅に注意を拂ひ、宏大優雅なる邸宅を營み、比較的衣食に注意せざるものゝ如し。中流は衣に於て收入の大部分を費消し、住これに次ぎ、食は最も輕んせらるゝの傾あり。下流に至りては住居衣食は全く無關心なるの風あれど、食物には相當の注意を拂へり。以上は移住者なれども、土着人は殆ど是等の風に染まず、先祖傳來の家に住ひ、衣食も華美に流れず、質實なる生活をなせり。明治の初年頃までは阿倍野部落の農家の構造は凡て一種の格子窓を立て居りしが、近年次第に減じて今は僅に數軒を残すのみ。この窓を保名窓と稱す。これにつき一の傳説あり、昔渡邊綱、京都一條に於て妖怪に遇ひ、北野天滿宮樓門上に於て其腕を切り、歸りて阿倍晴明に占はしめたるに、「七日間仁王經を講じて齋戒沐浴謹慎するに非ざれば、災禍身に及ばん」とあり

たり、然るに最終の日、妖怪、網の老乳母に化して來り、頻りに腕を見んことを求め、頓がて網より手を獲るや、直ちに妖怪に變じ、破風作りを破つて逃げ去りぬ。これより渡邊黨は凡そ破風作りを改めて東屋作りとせりと云ふ。これらの傳説にて、阿倍野の里人等は、妖怪の逃去を容易ならしめんとて此種の窓を作れるものなるべし。その保名と稱するは原由詳ならず、或は晴明の父の名にても因みしものなるべし。此傳説に極めて酷似せるは〔攝陽群談〕卷十渡邊綱出生古跡武庫郡武庫庄村の條に見ゆ併看すべし。又泉北郡伯太村の領主は渡邊黨の遺裔なりと稱すと傳へられ、該村に保名窓を有する家屋現存すと云ふ。

習慣 棟上 棟上には棟梁御幣を棟に立て、棟梁の祝詞後、當日手傳に來れる親類隣人一同共に祝宴を開く。時には餅・蜜柑等を撒くことあり。式終れば主人は氏神に參詣し、大工等は御幣を擔ぎ、木遣音頭を唄ひて親類廻りをなす。

年中行事 新年 特に擧ぐべき風習なし。遊戯としては歌留多取り・追羽子・凧揚げ等多く行はる。

鏡開き(二月三日) 往時は三日には「鏡開き」とて同日正午頃より天満宮の氏子全部氏神を祭り、本年度の宮守の宅に至りて宮座を開き、酒肴を戴き、來年度の宮守を選定す。宮守とは氏神一切の仕事を掌りし者なり。明治四十五年來神職を置くこととなり、今は止みたり。

七日正月(二月七日) 昔は惡魔を拂ふとて、早朝より七草を打ちて、これを粥・雜煮等に入れて食せり。

寒の入り(二月上旬) 此日は寒中の寒さに堪ふる爲にとて、油揚げ・油濃き魚類・葱等を入れたる味噌汁を食すること昔に異らず。

どんど(二月十四日) 往時此日には門松・注連繩等を取り外し、氏神の前庭に集め、村民悉く集りて之れを焼き、神を拜せり。此時子女の書きたる初書(俗稱天筆大紙 詩歌の清書)を竹の先に附けて之れを上げ、己が筆蹟の益々上達せんことを祈りしが、この事も次第に衰へて、今日にては只幼童が注連繩門松等を貰ひ歩きて、これを焼きて遊ぶのみ。

寒行(一月下旬) 昔は寒行と云ひて日蓮宗の僧並びに信徒等、大寒中に太鼓・拍子木等を打鳴らし、大聲に南無妙法蓮華經と唱へ乍ら、戸毎に立ちて施與を受け、得たる金は全部本山に送りたりと云ふ。此事今尙は行はるれども、喜捨を求むるが如きことなし。

萬歳(二月上旬) 昔は二月上旬に立烏帽子の太夫と大黒頭巾の才藏門に來り、新年の賀詞を述べ、鼓を打ち、立舞なごせり。多く大和より來りしかば大和萬歳と云へり。元は千秋萬歳と云ひしが後略して萬歳とのみ云へり。明治維新頃には一時禁止せられしが、後許され、今も毎年來れり。されども其扮装は昔と異なり、股引がけの卑しき姿となり、謠ふ節も拙く亦卑猥なり。

節分(二月四五日) 立春の前夜、鬼追豆打の行事、戸口に柀の枝に鯛の頭を挿したるものを附け、内には各室に灼豆を撒きつゝ、大聲にて「福は内鬼は外」と唱ふ。即ち舊年の惡鬼を拂ひ、本年の福德を

得んが爲めなり。豆打終れば一家團樂、殘餘の豆を己が年齢より一つ多く食ひ、なほ家族の年齢數に相當する豆を紙に包み、賽錢を附して氏神に献するもあり。當夜の夕食は麥飯に赤鰯を添へて食ふ等昔と大差なし。

惠方詣り 惠方は歳々の支干によりて異なるものにして、其中の最も吉なる方角を惠方又は明きの方と稱して其方角にある神社に詣づるなり。俗説に従へば年徳玻璃才女即ち素盞鳴尊の妃櫛稻田姫(年徳神)の遊び給ふ方にして、容貌端麗仁慈なる女神なるが故に、大晦日節分に惠方に當る神社に詣で、萬福を祈り、災禍を免るなりと云ふ。昔は一社のみならず七宮詣でと云ひ、惠方に當る神社七個所に詣でしものなりしが、近來は斯ること殆ど無く、年々同一方角の神社に參拜するもの漸次多くなれり。

雛祭(三月三日) 桃節句と云ひ女子の祝日なり。女子出生して最初の三月來らば、母の里方より雛を贈り來る。之れを年々飾りて雛祭を行ふなり。雛の供物は菱餅・蛤・桃の酒(酒)等なり。當日には新知己近隣の女子を呼びて饗應す。此風今は昔日の如く盛ならず。

彼岸會 僧侶の讀經を乞ひ、四天王寺に詣でて施餓鬼をなす。彼岸の志とて拾錢内外の品を親類近所へ配るもあり。

端午(五月五日) 男子のある家は武者人形を飾り、旗幟を立て、粽或は近年多く柏葉餅を食す。此地方

にては家々にて火災を除くと云ひて菖蒲を軒先に上げ、又一年中の邪氣を祓ふと云ひて菖蒲湯に浴する風あり。又古くは幟を立てたれども今は衰へ、鯉の吹流しを樹つること盛なり。

七夕(七月七日) 星祭なり。機織・裁縫等技藝の上達を祈らんが爲めに、五色の短冊色紙に、七夕に縁ある詩歌を書いて笹の枝に結び、之れを高く屋上に樹てしなり。又これに用ふる硯も早苗の乾したるものにて清く洗ひ、七日の未明に稻葉に宿れる露を硯に移して墨を磨り、それにて詩歌を書きしものなりと云ふ。又饗饌としては縁先に机を据へ、瓜・茄子・團子等を供へ香を焚きたり。其他七夕踊りとして宇天下茶屋芽木邸附近にて太鼓を打ち面白き歌を唄ひ諸人興がりしが、今は其風全く絶え歌謠を記憶する老人もなし。唯小兒等が短冊に「天の川」「七夕」など書きたるもの、投網形に切りたる紙等を笹に吊り、之を携へて「七夕さんほうづき取つてもだんないか」「あんまり取つたら勿體ない」等呼びて遊ぶのみ。今や此風すら消え去らんとす。

孟蘭盆(八月十三、十四、十五日) 孟蘭盆(單に盆)には祖先の靈を祭る。此日佛壇を清め、香華を供へ前日墓所を掃除し、後僧を迎へて讀經をなし、再び墓參して祖先の靈を慰む。一向宗は極めて簡單なるも其他は然らず。即ち十三日には亡靈を迎へんとて墓拜し、或は門口にて炮碌(方言は)に火を燃きてこれを迎へ、手洗水等を用意す。其夜は殆んど茶を供ふるのみ。翌朝は團子其後は毎度四つ宛の饗膳を供ふ。或は八つ茶には素麵をゆで、供ふ。十四日晚には茶を九十回餘り供へ、下げたる茶は溜め

置きて、一時に之れを四つ辻に捨つ。十五日靈を送る時は土産として團子を供へ、苧殻等を炮烙にて燃す。近年餘り盛ならざるが如し。

盆踊 古くより青年男女の遊事として行はれたり。元甚だ盛なりしが、近年警察の取締嚴重となり且は他に遊の途も増したる事とて、此風は殆ど廢れたり。踊場は空地の中央又は神社の境内に櫓を組み、上に太鼓鐘等を載せ、周圍に提灯を吊し飾り、音頭を取る者は櫓の上にて節面白く唄ひ、踊り手は櫓を中心とし、此音頭に調子を合せて踊廻るなり。音頭には河内音頭・和泉音頭等あり。多く時代物にて仙臺萩・太功記十段目・千兩幟・阿波十・八百屋お七等なりしと云ふ。

中元(八月十五日) 中元即ち七月十五日(新曆八月十五日)には親戚故舊互に贈物をなすこと都鄙一般に行はれ、商人は得意先に品物を贈るもあり。近年華美を競ふ者多きが如きは嘆すべし。

月見(九月の満月) 普通は團子を供へ、傍に薄・萩等を生け、名月を賞す。或は一家相傳へて奈良其他月見によき場所に遊ぶもあり。

菊節句(陰曆九月九日) 栗の節句とも云ひ、往時は盛に行はれしも、今は唯栗飯を食ふ位の事に止まり追々廢れんとす。

十夜(十一月十日) 當夜は淨土宗の寺院にて開祖法然上人を祭り、さゝぎ飯を炊きて參詣人へ給すること、今尙ほ變らず。

報恩講(十一月二十八日) 眞宗のみに行はる。開祖親鸞上人の忌日なり。二十二日より僧侶の讀經並びに説教ありて、御講づとめの人より參詣者に簡單なる食物の供養をなせしが、漸次衰へんとす。

歳暮 形式的に物品の贈答をなすもの多し。

冠婚葬祭

婚禮 初め男子方より先方につき内聞きと稱して家庭・親族・資産等を調べ、意に叶はゞ媒介人によりて彼方に申込み、雙方の議熟すれば吉日を選び見會し、縁談を開始す。之れは雙方相識ること薄き場合なり。媒介人は二人を正とすれども多くは一人なり。二人の場合には貰方を正とし遣方を副とす。結納は今も多く酒肴目録及び帶地袴地の代用として金子を添ふ。結納は兩家同時刻に取換すを正とし、調度品を婚禮三四日若くは一兩日前に先方へ送る。婚禮當日は媒約人夫婦及多くは兩親附添ひ、新郎の家に到りて式を挙げ、唯酒宴のみは料亭に到りて行ふもの多し。式場の座席には先づ新婦を主位に据ゑ、介添人は少しく引下りて坐す。次に新郎を客位に据ゑ、媒約人夫妻は各別れて其次に坐す。席定まれば座中一禮して酌人蛤の吸物を新夫婦の前に置き、次に筋違ひに折りたる紙に三寶の盛肴を取りて進め、三寶は別間に引きたる後、愈々三々九度の盃に入る。次に親族の盃は同じ祝の室を用ふ。先づ新婦は新郎、新郎は新婦の親族に向ひて坐す。この時媒約人は新婦の土産物の披露をなし、雙方の親族關係を紹介す。最初の盃は新婦より始めて舅姑の順序にて巡り、姑は

之れを受けて納む。第二の盃は新婦姑に終る。第三の盃は姑新婦舅に終る。次に新郎と新婦の両親との盃其他の親族との盃をなす。其順序は前に準ず。宴酣となる頃侍女郎又は媒灼人、新夫婦を別室に伴ひ、閨中入の盃を行はしめて宴終る。里披きは結婚式當日より數へて三日目或は五日目に行ふものにして、新婦は新夫より贈られたる定紋附の衣服及帯を着して里方に歸るなり。

出産 妊娠七ヶ月に至れば戌の日を選びて、腹上げとて産婆來り腹帯をなし内祝を行ふ。腹帯は多く中山觀音に詣で、受けしものを用ふ。此帯に男子とあらば女子、女子とあらば男生ると信じて凡ての準備をなし。出産後は産兒の姓名男女別を六尺の晒布に書し禮參りを行ひ奉納す。若し之れをせざれば其子死すといふ。出産後六日には「むいかざり」と稱して親族集まりて産兒の命名をなし、内祝を開く。三十日には宮參りとて産兒に晴衣を着せ、早朝より氏神の社に參拜し、神樂を上げ、歸途親戚の家に立寄れば、親戚は紙に金錢を包みてこれを産兒の背に掛く。尙其日子供の來遊ふものには貳錢乃至拾錢の錢を與へたりしが、此事のみは近來廢れたり。出産祝を受けたる返禮には男子の時は三重、女子の時は二重の鏡餅・赤飯・饅頭等に、産子の姓名を書したる塩包を添ふ。

葬儀 或は密葬と本葬とを分ち行ひ、或は自動車・馬車在來の駕を用ふる等、其様式雜多にして、特異の作法なし。然れども大抵駕を用ゐ、其費用も參百圓内外に止るもの多し。七日目には「一と七日」と云ひて供養す。普通は御供養箱と云へる一つの箱を區劃して一方には茶を、一方には飯を入れたるを配る。稍富家は同行(同寺の)を招待す。五十日には満中陰の香奠返をなし、百ヶ日には僧の讀經を乞ふ。

還曆の賀 普通本卦祝と云ふ。赤の法樂頭巾・下衣・ばつち・足袋・赤鼻緒の下駄を用ゐ、内祝をなし、節分には以上の服装にて氏神住吉神社等に參拜す。此風餘り盛に行はれず。盛大に祝をすれば國換(死)の期近しと傳ればなり。故に多くは六十二三歳になりて極めて簡單に行ふもの多し。

第三編 生野村

第一 地理

位置及廣袤 郡の略中央に位し、東は中河内郡巽村に連り、西は城東線を隔て、大阪市南區に隣し、南は北百濟村及天王寺村に接し、北は鶴橋町に對す。地形は不正確なる五角形をなし、全面積二百五十二町三段歩餘あり。

地勢 概して平坦なれども、舍利寺林寺國分の三大字は稍高き臺地にして、之れより東西兩方に向ひ低地となる。地味、表土は粘質壤土なり。地表下一二尺にして底土あり。底土は小石を交へたる密にして硬き洋灰土の如き赤粘土にして、深根作物の栽培に適せず。

區劃 本村を分ちて國分、舍利寺、林寺、林寺新家、田島の五大字とす。各大字に於ける小字名は左の如し。

大字國分面積七十五町六段六畝歩

奥ノ内	自三七六番	尾ノ池	自一七三番	須田	自一一一八番	山ノ内	自一一四九番
鳥ケ上	自一九七三番	十	自二〇八番	高田	自二七九番	流	自二八〇番

大字舍利寺面積二十五町二段三畝歩

松ケ崎	自三三九番	コボレ堂	自三七三番	東野	自三八七番	ウツロギ	自三八八番
出口	自四一七番	菰田	自四四七番	東	自四四八番		自四一六番

大字赤塚面積一四番

赤塚	自一四番	小中	自一四五番	西浦	自四八番	ヒラキ	自七五八番
内代	自一〇四番	川原	自二〇六番	垣外	自一七四番		

大字林寺面積七十五町七段二畝歩

北ノ口	自一一番	前田	自一九三番	西浦	自三三〇番	長畑ケ	自五四番
四十九	自七五三番	野上	自九七六番	高野田	自一一九番	駒溝	自一一三番
源ケ橋	自一三三番	中ノ坂	自一四四番	山田	自一四七番	金堀	自一七六番
唐エモギ	自一九〇番	石山	自一九八番	墓ノ前	自一九九番	赤芝	自二一九番
狐塚	自二四三番	清水	自二四六番	當田	自二八七番	ノボラ	自三〇四番
宮ノ下	自三〇五番	林	自三三三番				

大字林寺新家

清ノ水	至自 二番	久ノ田	至自 一三番	狐ノ塚	至自 一七六番	野ノ上	至自 二〇八番
墓ノ前	至自 二二番	唐ノエモギ	至自 三〇三番	金ノ堀	至自 三三九番	源ノケ橋	至自 四〇三番
中ノ坂	至自 四四番	藪ノ跡	至自 四四六番	藪ノ下	至自 五〇六番		
大字田島 面積七十五町六段九畝歩							
西ノ久保	至自 二一三番	橋ノ詰	至自 三三三番	湯ノ上	至自 五〇四番	ネノバ	至自 八六一番
川ノ田	至自 一八七番	藪ノ内	至自 二一七番	林ノ寺	至自 一三二番	佐ノ部野	至自 一七三番
樋ノ尻	至自 一九七番	今ノ川	至自 一九八番	兩ノ田	至自 二一三番	茶ノ屋前	至自 二五七番
荒ノ野	至自 二九五番	天王ノ寺道	至自 三〇六番	山ノ西	至自 三三三番	山ノ三間垣外	至自 三三六番
墓ノ下	至自 三五〇番	堤ノ下	至自 三七三番	溝ノ尻	至自 三八七番		
玉ノ田	至自 四二七番	中ノ垣外	至自 四五六番	長ノ田	至自 四六七番	浦ノ宮	至自 四八二番
出ノ口	至自 四九二番	梅ノ木	至自 四九三番	牛ノ竹	至自 五三三番	宮ノ前	至自 五三四番

大字名の由来は左の如し
 坪ノ内 自五四六番 至六一七番
 神ノ子田 自六一八番 至六一九番

國分、攝津國分寺舊址大阪市南區生野國分町の附近地なり、
 舍利寺、黄檗宗舍利寺の所在地なり。

林寺、里人の説に依れば、昔は此地方一帯に林あり、尙現に此部落に光明寺あり、
 林寺新家、舊時は津村或は林寺新田と稱しき。「攝陽群談」に「林寺村、郷中に新田あり」と記せり。
 田島里人の説によれば此邊一帯に田區なりしが、漸次部落生じたり。依て此名ありと。但島は「し
 ま」と清音なり。現今此地方に於て村里を島と云はず。徳川か何かの直領にて近郷に對しては常に
 勢力を有し、現今にても尙小數部落なれども事有る毎に團結して舊勢を現す事有り。

戸口 自明治三十五年至大正六年戸口數左の如し。

年 度	戸 數	性 別	人			現 在	合 計
			本 籍	出 寄	留 留		
明治三十五年	三一七	女男	六八五		二二二	七二〇	一、四二七
同 三十六年	三三一	女男	六八七		二二二	七二〇	
同 三十七年	三一四	女男	六八四		二二二	七二〇	
							四五五

同 三十八年	同 三十九年	同 四十年	同 四十一年	同 四十二年	同 四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
三二七	三三四	三四四	三九七	四一五	四四五	四八八	四八〇	七三八	七七二	九〇七	一一〇	一、三二六
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
六八九	六八七	七二七	六〇六	六九三	七四一	九二二	九三〇	九〇九	二四二	二二八	二二二	一、四八三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五六	三七	四七一	六〇四	三八〇	四〇〇	四六四	二五九	一三六	一〇九	七〇七	一八七	一、三九三
七四五	七二七	七五八	七八二	九一六	九九四	一〇七〇	一〇九八	一〇九八	一〇七〇	一〇七〇	一〇七〇	一〇七〇
一、四七二	一、五〇五	一、五六七	一、七九五	一、九六八	二、一六六	二、三一七	二、〇五七	三、一五六	三、三一八	三、九〇二	五、一六〇	五、七七三

交通 (道路) 奈良街道(縣道) 大阪市南區より來り、本村大字國分字鳥ヶ上(鐵道城東線河堀口踏切)に起り、東南に走り、大字林寺新家を経て北百濟村大字桑津の境界に至る。幅員四間延長四百八十間あり。大阪市より本郡平野郷町を経て奈良地方へ通ずる旅人及荷車往復頻繁にして、晴天には塵芥飛散し、雨天には泥濘足を没し、老幼婦女子の如きは通行に堪へず。砂礫等の上置を十分に、隨時修繕するの必要を感ずること痛切なり。

農學校道(縣道) 鶴橋町府立農學校正門に起り大字國分を経て大阪市南區勝山通城東線踏切に至る。延長二百四十間、幅員二間あり。明治二十三年府立農學校建築の際、大阪府にて開設す。

桑津街道(里道) 大字舍利寺と鶴橋町大字木野との境界より起り、南へ直線に大字舍利寺及大字林寺を貫通し、大字林寺新家にて奈良街道を横斷し北百濟村に入る。延長八百三十間幅員二間あり。元來一間幅の農道なりしが、明治四十三年府費の補助を得て改修せるものなり。後記鶴橋街道と共に郡を南北に貫通する幹線道路にして、旅人及荷車の往來頻繁なるが故に、雨天には泥濘甚しく、砂礫の上置をなす必要あり。

中高野街道(縣道) 鶴橋町大字猪飼野に起り、本村大字田島を貫通して南し中河内郡巽村に入る。之れを田島堤と云ふ。延長四百四十間、幅馬踏一間半。敷五間乃至二間あり。往古は高野街道或は大和街道と稱し、完全なるものなりしが、今尙ほ隨時修理を加ふ。前者と同じく郡を南北に通ずる幹線道路にして、旅人及荷車の往來頻繁なるが故に、雨天の際は泥濘となり、歩行困難なれども、堤

塘道路なるを以て、一旦晴天となるや直に常態に復す。大正三年七月、假定縣道に編入せられ、中高野街道と稱す。

俊徳街道(里道) 大字舍利寺(舍利寺の辻)桑津街道より起り直線に西し大字國分を経て大阪市南區天王寺國分町城東線踏切に至る延長五百十間幅員二間あり。元來三尺幅の里道なりしが、明治四十二年、府費の補助を得て改修せるものにして、本村及本村以東の地方より大阪市に通ずる道路なれば、人馬の往來頻繁ならず、随つて道路の破損も少なし。此街道名に就ては〔河内名所圖會〕に相傳、在昔山畑(中河内郡中 高安村大字)に信徳丸と云へる長者ありしが、母死し、繼母家刀自たり、弟は繼母の所出なれば之れを立て總領と爲し、信徳丸を逐ふ。信徳は幼にして天王寺の舞樂童たりしを以て、天王寺に潛み、乞丐と爲る。同國に富家蔭山(カゲヤマ)の長と云ふあり。其一女信徳を慕ひ、天王寺に祈願し遂に親の聽許を得て夫婦となり、家を興す。山畑の母子は總領を奪ひし業報により衰滅したり云々〔河内志〕に鐘冢、在山畑村、俗云、眞徳磨舊跡、事見與呂法師曲詞、或曰女孀從五位下百濟主眞徳墓、延曆中人とあり。

天王寺街道 大字田島に起り、鶴橋街道を横斷し、大字林寺桑津街道に於て西裏道に連る。西裏道(里道) 大字林寺桑津街道より起り、大字國分俊徳街道に至る。延長三百間、幅員四尺。十六道 城東線に起り、大字國分字高田に至る。延長二百五十間、幅員六尺。

大正三年度以後本村里道改修修繕府補助費(圓以下四捨五入)は左の如し。

街道名	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	備考
天王寺	五八二	一八〇	一四四〇	一四四〇	一四四〇	二年度修繕五年度改修
桑津		一八〇	七三	五三		三年度、五年度修繕
鶴橋		一〇五〇	二、二一八			四年度、五年度共に修繕
俊徳						三年四年度共に改修

〔橋梁〕

橋名	所在地	架設川	延長(間)	備考
國分	大字國分俊徳街道筋	猫間川	三	大正四年架設費金五拾圓
湯之上	大字林寺天王寺街道筋	今川	五	大正三年度同 金百貳拾五圓
生野	大字田島天王寺街道筋	平野川	一〇	同前 架設費 金貳百五拾圓
生野田島	大字田島字橋詰	平野川	八	同前 架設費金貳百圓

(備考) 以上悉く欄干付幅二間の石造なり。改修以前、前二者は木造後者は粗造の石橋なりしなり。外に農學校筋道路猫間川に無名の板橋延長二間幅員二間のものあり、府費支辨す。

〔通信〕 本村は郵便局なく大阪市高津郵便局の管轄に屬し、毎日二回の集配あり。電報は天王寺郵便局の區域に屬す。郵便柱函は大字田島に一、大字林寺に二あり。

電話加入者数は國分四、舍利寺二、林寺五、田島一、計十二個ありて、大阪市南交換局に屬す。

水利

〔水系〕 平野川。北百濟村より來り本村大字田島より北上し鶴橋町大字猪飼野に入る。延長九百六十六間幅五間、舟筏を通じ、大字田島堤防以西二十餘町歩の田面唯一の用水なり。

今川。北百濟村より來り本村大字田島を北上し、平野川に合す。延長九百五十間幅三間、水深平均三尺なり。大字林寺東部十町餘を灌漑す

猫間川 天王寺村大字天王寺惡水路に發流し大字林寺源ヶ橋を北上し、北部落の排水溝となり、大字國分字松ヶ崎を経て鶴橋町字木野に入る。延長八百八間、幅三間、平時は殆ど流れなし、然れども降雨兩三日の後は直ちに水量増加を見る。

〔堤塘〕 本郡鶴橋町より接続し大字田島の西北を南北に北百濟村に渡る、所謂鶴橋街道は即ち平野川の堤防なり

鶴橋町界より大字林寺大字舍利寺境界なる天王寺街道に達する者を舍利寺堤防と稱す。平野今川兩川の氾濫に際し大字舍利寺の東部字内代を防衛せん爲めのものにして、村内に於て最も有用の個所たり。延長八町幅員一間あり。

〔堰〕 大字舍利寺字内代に今川の水を灌漑に供する小規模の木戸堰一所あり、關係地主の經營に屬す。

〔池沼〕 尾の池 大字國分字尾の池に在り。本村共有に屬す。往時は稍大なる灌漑に備へたれども、附近民家の發展に伴ひ、半ば埋没し、現今は殆ど惡水溜となれり。臺帳面積二段四畝十九步、水深平均二尺に過ぎず。

〔水利組合〕 本村大字田島は明治四十一年一月、青地井手口普通水利組合に加入せり。組合事務所は南河内郡役所内に在りて、同郡長の管理に屬す。此組合は本村の外南河内郡四町村中河内郡五町村本郡四町村三十一大字に跨がる組合區内に於ける灌漑用水の利便を圖るを目的とするものにして、本村に於ては大字田島の今川堤防以東の蒙利地積四十町五段九畝二十八步あり。經費は地價割一箇年額金參拾八圓五拾錢を分擔し、代議員一名を選出す。往時平野川灌漑に關し紛擾を極めしこと少なからざりしが、本組合組織以來此等は絶無となれり。然れども將來に於ては現今の如く單に灌漑用のみに留めず、水害豫防上現在河身の彎曲を改修せんか、惡水排除の利益蓋し尠なからざるべし。大正七年初めて大和川水防組合なるものを組織の議あり未だ區域經費等の負擔確定せざるも、當村にては非常の場合の準備として水防長一名、水防部長一名、組頭二名、水防夫三十名を置く。

官 衙 村内の官公衙は村役場・穀物移出検査所・巡查駐在所二ヶ所なり。
生野村役場 大字林寺字北ノ口一番地に在り。敷地三十五坪五合、廳舎は木造瓦葺平家一棟建坪廿四坪五合

して、之を事務室・會議室・物置・小使室に分つ。現在吏員は村長以下七名なり。
 舍利寺巡査駐在所 大字林寺字北ノ口一番地に在り、管轄區域は大字舍利寺林寺田島とす。
 國分巡査駐在所 大字國分字出口參番地に在り、管轄區域は大字國分とす。本所は大正六年五月事務を開始し、舍利寺駐在所と同じく鶴橋警察署に屬す。

大阪府穀物検査所舍利寺移出検査所 大字舍利寺字ヒラキ六十七番地に在り、管轄區域は生野村附近穀物移出検査施行區域とす。

第二 村 政

沿革 明治維新後の行政管轄は一に天王寺村に同じ。明治二十二年町村制施行に際し、國分、林寺、舍利寺、林寺新家、田島の各村を以て生野村とす。生野村の名は生野長者の故事に由る。舍利寺 明治三十四年、市郡境界の改正に際し、大字國分の西部を通せる院線城東線の中央を以て市郡境界とせり。當時大阪市に編入せられし地域は大字國分に屬し、面積十三町一段歩、戸數八十五戸、人口二百五十人なりき。現今大阪市南區生野國分町の全部是なり。
 庄屋 維新前後の庄屋名は左の如し

國分 松下治郎左衛門(自嘉永元年至明治五年)

林寺 寺田兵助、橋本善右衛門、増田清左衛門

舍利寺 赤野元右衛門、澤竹善兵衛

林寺新家 吉田太郎兵衛

田島 野澤藤右衛門

戸長及御用掛左の如し

國分 松下豊太郎(自明治五年至同十二年) 松下善右衛門(自明治十二年至同十七年)

林寺 同新家 吉田藤助(詳) 橋本善右衛門(自明治十年四月至十二年三月林寺御用係十年五月一小区戸長 二年九月同戸長退職不詳) 橋本平治郎(不詳) 橋本庄兵衛(不詳)

舍利寺 尾垣政右衛門(不詳) 澤竹善兵衛(不詳) 澤竹太右衛門(不詳)

田島 野澤藤右衛門(不詳) 梶本平兵衛(不詳)

國分外四村 橋本善右衛門(自明治十七年六月至同十七年三月) 同上青木一享(就任年月不詳至二十年一月) 同上梶本平兵衛(自二十一年一月至二十二年三月)

村長氏名及就任退職期間は左の如し

氏名	期問	氏名	期問
梶本平兵衛	自明治二十二年六月十九日	橋本善右衛門	自同三十九年二月十三日
松下豐太郎	自明治二十六年三月十日	代理 桙田 辰藏	自同四十三年二月十三日
山村三次郎	自明治二十七年三月二十六日	橋本善右衛門	自同四十五年五月十一日
赤田永三郎	自明治二十七年三月二十九日	代理 桙田 辰藏	自同四十五年五月十二日
橋本平次郎	自明治二十七年八月廿九日	代理 桙田 辰藏	自大正元年五月二十九日
尾垣政右衛門	自明治二十九年一月廿五日	澤竹惣三郎	自同二年五月二十九日
松尾定八	自同二十九年七月二十四日	代理 桙田 辰藏	自大正二年五月二十九日
橋本平次郎	自同三十一年七月二十七日	松下豐太郎	自同四年八月二十二日
澤竹惣三郎	自同三十一年八月二十六日	代理 桙田 辰藏	自同四年八月二十三日
尾垣幾松	自同三十四年十二月二十八日	連 憲一	自同四年十二月十日
	自明治三十五年一月二十六日		自同四年十二月十一日
	自同三十五年四月三十日		自同五年十月十四日
	自同三十五年七月十一日		自同五年十月十五日
	自同三十五年十月二十八日		自同六年七月六日
	自同三十七年六月二十八日		現任
	自同三十七年七月十一日		大正六年七月七日
	自同三十九年一月二十日		

村會 大正七年度に於ける村會は左の如し、

村會議員一級六名 二級六名

明治三十五年以來の戸數と有權者の割合左の如し、

年別	戸數	有權者	百分比
明治三十五年	三一七	六二	一九・五六
同 四十年	三四四	六八	一九・七七
大正元年	四八〇	七七	一六・〇四
同 二年	七三八	八七	一一・七九
同 三年	七七二	九二	一一・九二
同 四年	九〇七	九三	一〇・二五
同 五年	一一一〇	一〇一	九・一〇
同 六年	一、三二六	一一〇	八・三〇

區制 本村は町村制發布以前より各大字住民中名望財産共に高き者を以て部落總代と爲し、村治の圓滿遂行を圖り居れり。

財政 本村民の負擔する諸税及歳出統計(圓以下)及一戸當りの負擔額(厘位)左の如し

年	金	國稅	府稅	村稅	一戸當負擔	歳出(決算)
明治三十三年	二、六九五	一、八五二	一、二三五			一、四〇二
同 三十四年						四、六八五
同 三十五年						八、〇五〇
同 四十年	五、〇一八	二、〇七四				
同 四十三年						

第三編 生野村 第二 村政

四六五

同 四十四年	三、五〇九	五、九八九
大正 元 年	一、五七四九	一五、七四九
同 四 年	一、二、六四一	一九、一二七
同 五 年	八、七三一	一一、三七三
同 六 年	一、四、三二二	
同 七 年	一、四、三二二	
同 七 年	七、〇九八	

(備考) 記入なき年次は今詳ならざるなり。

今明治初年以前に於ける村民の負擔を見るに、維新以前の各大字石高は左の如し、

大字	攝津國各村草高表記載 (石)	大阪府管内一村別舊領主並石高調 (石)	村老所傳 (石)
國分	八七六、九七〇	八一五、四五二	八〇〇、〇〇〇
舍利寺	一八一、六五〇	二〇五、六九二	二五〇、〇〇〇
林寺	四〇一、二七三	四〇一、二七三	四〇〇、〇〇〇
林寺新家	六九、二九七	六九、二九七	四〇〇、〇〇〇
田島	四八五、五七〇	五三七、二一三	三〇〇、〇〇〇
計	二、〇四七、八〇〇	二、〇二八、九二六	一、七五〇、〇〇〇

村老傳に云ふ、石盛は三分三厘なりしが故に、前記千七百五十石に對し納租額五百七十七石五斗なりき。又田租は米納畑租は一石一兩に換算し、毎年十二月上納せり。村費としては納租一石に對し二升二三合にして五十餘石を庄屋に納めたり。又傳ふ小物成年貢は毎年一定せず。皆村費より支出せり。賦役は平野川筋には利害關係多き舍利寺より、毎年五回位五人位宛鶴橋・猪飼野方面へ出役

し、今川筋の修理に従事せり。但し田島林寺國分よりは殆ど出役無かりしと云ふ。思ふに田島及林寺兩村が平野川筋賦役に無關係なりしは、現今の青地井手口組合組織以前に於て別に他の東南諸村と聯合して平野、今川合流地點以南の今川本流に對する賦役負擔ありしに因るなるべし。

村債は小學校増築費金六千圓を、大正五年十二月、日本興業銀行より四箇年々賦償還、利率年六朱八厘にて借入る。大正七年十二月末、未償還額金貳千圓也。

基本財産は収益を擧ぐる基本財産は銀行預金壹百餘圓あるのみ。(大正七年末現在)

衛生 飲料水 總て掘井戸を使用す。其數三百五十六戸あり、内良水十七個、瀧過して飲用に適するもの二十五個、不良のもの三百十四個あり。何れも舊來のものにして、最も淺きもの三間、最も深きもの七間に達す。近年新築家屋の飲料水は、悉く田畑中にある井戸を利用せり。

衛生傳染病隔離病舎 鶴橋町にあり。本村鶴橋町及小路村の組合を以て組織す。大正七年度本村負擔額金九百五拾八圓拾參錢なり。

大正元年度以降の各種傳染病統計左の如し

病名	轉歸	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
アフテリヤ	死者	二四	一三	一	二	一	二三

腸チフス	死患者	二
赤痢	死患者	一
コレラ	死患者	一
天然痘	死患者	一
合計	死患者	五

大正五年コレラ病流行の時本村惨害最も甚しく、從來年額平均金七百圓に過ぎざりし経費も當年は實に金壹千圓を要したりき。

衛生に關する營業者數大正六年度調左の如し

醫師一(大阪市ヨリ出張) 産婆二 賣藥商四

衛生組合 明治二十八年各大字を一組合とし各組長一名委員二名を置きて衛生事務を施行せり。同十二年、更に全村を林寺・舍利寺・田島・林寺新家・源ヶ橋・高田・西國分・踏切・本國分の九部落に分ちたりしが、大正三年更に全村を一組合とし、村長を組長とし各大字に副組長一名委員三名乃至五名を置きて諸般の改善を圖り、現今は各區とも汚物掃除・傳染病豫防等に對し成績見るべきものあり。一ヶ年の經費總額金七百九拾五圓六拾錢にして各戸より毎月五錢宛醸出せり

兵事 本村壯丁検査成績は左表の如し

壯丁検査累年成績表

年 度	受 檢 者 數	患 者					花 柳 病 數			合 格 者 數			不 合 格 者 數	
		重	中	輕	疑 似	計	梅 毒	軟 疳	淋 計	甲	乙 第 一	乙 第 二		計
大正元年	一四									七	一	一	九	二
同 二 年	一八									二	一	一	四	二
同 三 年	二九									五	一	一	七	九
同 四 年	三一									八	一	一	一〇	九
同 五 年	二四									三	一	一	五	二
同 六 年	三〇									六	一	一	八	〇
同 七 年	三五									一	一	一	三	〇

壯丁教育 毎年九月乃至十一月及二三月兩月間に於て、小學校長主として之れを擔當し、修身及兵要必須の學科大意を授く。

帝國在郷軍人會生野村分會 明治四十四年十一月三日創立す。已來特務曹長伯水行誓會長たり。本村消防組合は實に本會員の努力によりて組織維持せらる。會員總數百九十二名(大正七年現任)會員は均一にケ年金六拾錢を醸出し、村費補助金壹百圓を受けて本會を維持す。

戰役戰病死者

田中安治郎 原籍大字田島四百五十四番の一、明治十三年四月生。歩兵第八聯隊歩兵一等卒、勳八等功七級、公務の爲め負傷し、三十八年二月二十一日、廣島豫備病院に於て死亡す。

小寺虎之助 原籍同大字五百五十一番地の一、明治十一年一月生、明治三十七年九月二日、遼陽西南端に於て戦死す。

消防 明治維新以前は人家少なく隨て一の消防組合なく、一朝火事に際しては各自衛の他に途なかりしも、大抵一二戸の焼失に終りたり、然れども人家漸く稠密となるに及びて、延焼多く、初は農学校のポンプによりしも、其後益々組合の必要を感じ、大正七年村費金壹千圓を投じてポンプ及其附屬品を購入して、村役場に存置し、同十月、消防組合を組織す。組頭一名小頭四名及消防手二十五名を置く。

大正二年以降の火災統計は左の如し

年 度	焼失戸數	損 害	場 所	坪 數
大正二年	五(全燒)	二、五〇〇	大字林寺一三五番地 民家	一四六・五
同 六 年	一(全燒)	六〇〇	大字舍利寺三二番地 セルロイド工場 一棟	二〇〇・〇
同 七 年	四一	一、三〇〇〇	大字國分一九二番地 大字舍利寺一六番地 民家	二七〇〇・〇

教 育

生野尋常高等小學校、明治十年六月二十二日東成郡舍利寺村五十三番地に開校し、第五大區一小區六番小學校と稱す。是本校の濫觴にして舍利寺・國分・林寺・林寺新家・田島の五ヶ村を以て設置區とせり。越えて明治十二年三月二十二日、公立舍利寺小學校と改稱し、明治二十三年生野尋常小學校と改稱す。三十一年五月二十日林寺一番地に移轉し、明治四十年四月、生野實業補習學校を附設し、明治四十年十月、天王寺師範學校代用附屬小學校となる。明治四十三年八月、校舎一棟を増築し、明治四十四年四月一日高等科を併置し、生野尋常高等小學校と改稱す。大正二年一月同四年四月、各校舎一棟宛を増築し、同五年九月一部校舎を二階建とす。現在校地七百五十二坪、校舎三百五十四坪、内二階建百十坪普通及特別教室二百九十六坪、運動場三百九十八坪(大正七年現在)なり。學區域は本村一圓にして、學童通學距離は最も遠きものも十町弱に過ぎず。各部落には兒童中年長にして品行方正なる者を選び、兒童の通學状況を監視せしめ、なるべく同伴往復せしむ。本校經費は大正七年度村費支出金五千九百七拾七圓、天王寺師範學校支給金壹千貳百七拾貳圓、合計七千貳百四拾九圓なり。授業料は高等科兒童より徴集す(村内參拾錢 卒業生は家業を繼ぐ者大多數なり)。又大正五年卒業生同窓會を組織したり。

歴代校長氏名及就任退職は左の如し

校長氏名	就 職 期	退 職 期

中山 俊英 明治十年六月より約一ケ年
 倉持 賢十郎 明治十一年頃より約五ケ年
 坂本 楠之助 明治十六年頃より約五ケ年
 常石 礎 明治二十一年頃より約十ケ年
 木岡 廣吉 明治三十一年頃より約三ケ年
 伯水 儀順 自明治三十四年四月一日
 至明治三十七年四月四日
 堀尾 守一 自明治三十七年四月五日
 至明治四十年十一月六日
 栗岡 松次 自明治四十年十一月七日
 至大正三年四月九日
 大浦 倉之助 自大正三年四月十日
 至大正五年九月十九日
 小畑 三郎 自大正五年九月二十日
 至大正七年三月三十一日
 酒井 吉松 自大正七年三月三十一日
 現任

學校に關する統計概要左の如し

年 度	學齡兒寺數		在籍兒童數		就學兒童		就學歩合		學級數	教員數	
	男	女	男	女	男	女	男	女			
明治四十二年	一六九	一四〇	三九	一〇九	九三	一〇一	九三・一九	八九・四二	九一・三一	四	四

同 四十二年	一八二	一四二	三六	一三二	一〇五	一一八	九七・五八	九四・四九	九六・〇三	四	四
同 四十三年	二〇一	一七一	三七	一四九	一一三	一二八	九八・五一	九六・五一	九七・五一	五	五
同 四十四年	二二五	一七四	三九	一六一	一二八	一四二	九七・七六	九四・二六	九六・〇一	五	五
同 四十五年	二三四	一九七	四一	一六二	一四八	一六三	九九・一五	九七・三〇	九八・二二	六	六
大 正 二 年	二二七	一八五	四二	一八三	一五〇	一六六	九九・五八	九七・九四	九八・七六	七	七
同 三 年	二九七	二〇二	四三	二〇〇	一六四	一七六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	八	八
同 四 年	二九七	二〇二	四三	二〇〇	一六四	一七六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九	九
同 五 年	三〇六	二〇六	四三	二〇二	一六四	一七六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九	九
同 六 年	三六二	二六一	四三	二〇二	一六四	一七六	九九・六九	九九・三六	九九・七四	一〇	一〇
同 七 年	四二二	二九七	四三	二〇二	一六四	一七六	九九・三九	九九・九四	九九・九四	一〇	一〇

年 度	教育經常費總額	村經常費總額	兒童一人ニ對スル一ケ年經常費	一 戶 負 擔 額
明治四十二年	一、一四〇・〇〇〇	四、二四一・〇〇〇	五・一八三	二・五九二
同 四十三年	三、五八一・〇五〇	八、四七六・〇〇〇	一五・七八九	八・三〇九
同 四十四年	二、〇九八・六〇〇	六、五八九・〇〇〇	七・四四二	四・三九九
同 四十五年	九九四・〇〇〇	四、六三三・〇〇〇	二・九六七	二・二五一
大 正 二 年	一、二三七・〇〇〇	四、五六一・〇〇〇	三・四〇八	二・三二五
同 三 年	一、六〇八・〇〇〇	五、七二四・〇〇〇	三・八九三	二・一七五
同 四 年	二、四三六・〇〇〇	六、八三六・〇〇〇	四・八一四	三・一五二
同 五 年	三、七五八・〇〇〇	七、四六六・〇〇〇	六・二四九	四・〇〇〇
同 六 年	三、九三六・〇〇〇	七、六八五・〇〇〇	五・六一〇	三・五四五
同 七 年	五、二七八・〇〇〇	一三、二一五・〇〇〇	六・八一〇	三・九九〇

實業補習學校 明治四十年十月小學附屬夜學會に始まり、同四十二年四月、規則を改定し今日に至れり。大正七年度、現在生徒數七十二人、學級數及教員數三、小學校訓導の兼任なり。一ケ年の經費金百八拾八圓を要す。(大正七年度)

私立大阪齒科醫學專門學校 大字國分四百二十六七八合併地に在り。本校は大阪に於ける齒科醫の有志相謀り、明治四十四年十一月、大阪市北區野田に校地をトし、藤原市太郎校長となり、同年十二月十二日私立大阪齒科醫學學校設立認可を得、同四十五年一月開校、校長緒方六治、同年二月一日授業を開始せり。大正四年 月大阪市木津大國町に移り、同五年十一月現在地に移轉し、舊校舍は分校とす。同年七月本校内に附屬醫院を置き、生徒の臨床實習に充つ。大正七年、現在學生數は四百二十名、現在職員は校長醫學博士緒方鷲雄外専任教授囑託等數名なり。經費は學校經營より生ずる収益を以て支辨す。維持基本財産として、不動産見積價格金拾萬圓、國庫債券額面金參萬圓、校舍及諸器械見積價額金貳萬圓、校舍其他修繕並に設備費現金參萬圓を有し、収入は積立又は準備金に充つ。大正六年度收入金參萬七千五拾圓、支出金參萬四千五拾圓を計上す。

明治四十年十月本村小學校を天王寺師範學校代用附屬小學校となしてより天王寺師範學校長村田宇一郎の指導により教育に依りて小學教育・村治・風儀の改善、富力の増進を期し、之れが指導者としては小學校職員・役場吏員・行事委員・警察官協同し、滿二十年迄の青年を以て青年會を組織し、會員は實業補習學校に出席し、四大字に支會を設け、毎月一回集會し、道路改修・生産品評會・青年文庫・柔道・遠足・見學旅行・貯金を爲すこととし、處女會、亦二十年未滿の處女を會員となし、毎月朔日學校に集り、作法實習其他の聽講希望者は裁縫教授を受く。戸主會、主婦會は各全村を九部に分ち、一年二回以上夜間各部會を開き、役員其他の講話を聞く。役員は月中行事打合會を隔月第一日曜日午後學校に於て開き、又各數十戸を分擔し之れを指導し、毎年一回一部落より三又は四名の善行者を投票に依りて選拔し、之れに賞品を授與すること、學校職員中男教師は各一二部落指導の任を分擔し、毎月一回以上之れを巡回して其狀況を廻歩録に記載すること、必要ある時は全村又は部落の經濟狀態を調査すること、生野時報と題する官報四頁大のものを隨時發行し各家庭に配付すること、其他等なりしが、大正三年頃迄は其實行を見たり。

社會事業 青年團 本村には明治三十二年頃(確實なる記録なし)一度青年會を組織し、村當局者の盡力により相當の成績を挙げたるも、一年有餘にして若衆等の爲めに跡形もなく消滅せり。明治四十年十月、村田天王寺師範學校長、本村の教育經營の任に當るや、月中行事委員に諮り、若衆組の組織を變更して青年會となし、明治四十二年、天長節の日を以て發會式を舉行し、爾來同校長の指導の下に小學校職員及村有力者の盡力により、非常に盛大となり、事業の見るべきもの多々ありしが、大阪市の膨脹に連れ、他府縣よりの移住者日々に激増し、終に農村氣風全く地を拂ふに至り、從來の方法と

努力とは盡く水泡に歸し、大正五年頃には殆ど有名無實の状態となれり。大正六年七月、村田校長大阪を去り東上するに方り、其式場に於ける熱烈なる最後の訓諭に感動し、茲に復活の兆顯はれ、同年十月、舍利寺親友會率先して生野村舍利寺青年支部團と改稱し、活動を始め、尋いで林寺及田島の二青年支部團再興し、同七年九月、東國分には國分支部團組織せられ、又源ヶ橋には二葉會と稱する支部團新起して、大正八年二月に至り殆んど全村各大字を通じて復活し、從來の會則に大改正を加へ生野村青年團と改稱せり。

本會の事業は大正四年頃まで盛に實行し各方面に喧傳せられたるを以て、全國よりの視察者毎年數百名に及び、大正五年の如きは千有餘名に及び。事業の主要と成績は明治四十二年十二月二十四日の夜、學校に於て役員會を開催し、翌年正月中の閑時を利用して本村豫定の道路改修を青年會にて引受け、其所得を基本財産になさんとの議を決し、翌年一月十二日、更に役員會を開き、改修道路は林寺新家より北進して天王寺街道に至る工事、間數百八十間幅員二間とし、一月十七日より工事に着手し、會員は各大字別に交代出役し、役員は可及的毎日出役して會員を指揮督勵すること、但し各大字より一名宛責任ある役員出席すべし、晝食は本會經費より支出し、炊事は林寺の役員之れを擔當し、工事に要する諸道具は各自持參し、萬止むを得ざるものは本會の經費を以て購入することを決定せり。斯くて一月十七日に豫定の工事に着手し、従事せる會員は毎日平均五十人内外なりき

時恰も嚴寒の候に方り、工事甚だ困難なれども、午前八時より午後四時半迄を作業時と爲し、遅刻者には當日作業を許さずして次日に繰延ばすこととせしより、定刻に後る者殆んど稀なりき。且つ役員は率先して或は鶴嘴を振り、或は土籠を荷ひて範を示せしより、會員等大に奮起し、先を競ひて勞役に従ひたれば、工事の進捗意外に速かなりき。會員中には平素商工業に従事し鋤鍬を手にせしこと無き者ありたれば、或は腰を痛め、或は手掌の肉刺を疚む者ありき。晝食は副食物を省き、櫻飯を炊ぎて之れを喫し、當日終役後浴券一枚宛を給したり。竣成迄の會員出役工數百八十一、役員出役工數六十坦々たる新道僅々十日にして竣工し、「素人工事としては上出来なり」と検査官吏は讚嘆したり。工事諸雜費を控除して純益金五拾圓、其内金拾九圓五拾錢を支出し工事記念道路標を三ヶ所に建設し、殘金參拾圓五拾錢は本會基本財産として郵便局へ預け入れたり。

村農會の毎年開催せる農産品評會は其實簡單なる立毛品評會にして、村内一部人士の注意を惹くに止まり、村内一般の産業獎勵の目的に副ふこと遠かりしかば、明治四十三年八月、學校増築落成式舉行を機とし、本村の生産品評會を開き、青年會員に於て盡力すべきことを月中行事會に於て決議し、開催せしに、當日出品々目農産物二百十一點、工産物百三點、外に參考品五十三點の多きに達し、觀覽者一千を超え、審査員の報告は極めて適切な注意を與へて、當業者を覺醒せしめしこと大なる者ありき。又本村補習教育の振興には青年會與りて大に力ありたり。然れば本會に對し大正四

年二月大阪府より教育資金の中より金七拾圓を賞與せられ、同年十一月には風紀の改善生産力の増加、特に補習教育の成績優秀なるの故を以て本郡教育會長より表彰せられ、賞金拾圓授與せられたり。體育に關しては同年同月本郡教育會第二回運動會に於て優勝旗を獲得せり。大正七年八月米價暴騰し、他町村の暴動者本村に入りて加害騷擾漸く發生せんとするや、本團は在郷軍人會と協力し十數日間晝夜に亙りて極力勇奮村内を警戒し、保護に當り、村内の安寧を維持したりしが故に村長は本團の功績最も偉大なるを認め村會の決議を経て金百五拾圓を授與したり。源ヶ橋二葉會は大正八年二月一日より三日間奈良街道より同字を通じて大字林寺に達する道路の同字以東にある百八十間及同字より通稱高田に通ずる道路二十間の修繕に出役せり。其員數三十八名、經費金百參拾圓に對し、寄附金百七拾四圓五拾錢ありき。林寺支部團は大正八年三月一日、團員三十名村民五名出役し、同字南端の神社跡より北端大字舍利寺境界迄延長二町の道路修繕をなせり。此經費晝食其他金拾八圓餘は同字之を負擔せり。舍利寺支部團も又同日團員三十五名、在郷軍人十名出役し同大字内道路全部を修繕せり。之れに要したる經費金參拾五圓五拾錢は、同大字の負擔にして土は有志者の寄附によりたり。現在實施せる事業は團則に規定せる者の外二葉會にては子供會あり、老壯少年の融和を保維する茶話會を催す。舍利寺支部團には父兄慰安會あり、毎年總會の時には父兄を招待し餘興を催し、茶菓を以て一夜を清潔なる娛樂に過ごす。本團會計概況左の如し。

會費	臨時徵集金	村費補助	事務費	事業費
大正六年度 七二円	一八〇円	一〇〇円	三五円	三七円
大正七年度 七二	九	七〇	三五	一一六
大正八年度 一三八	六九	七〇	五五	二二二

財團法人弘濟會 明治四十二年夏大阪市大火災の義捐金殘額金參拾五萬圓餘を以て時の府知事市長並に義捐金取扱に關係深かりし大阪朝日及毎日の兩新聞社長等協議の後、明治四十四年二月十一日の詔勅中「施藥施療を以て濟生の道を弘めんとす」の御句より二字を拜戴し會名と爲し、前記四名より財團法人設立を申請、大正元年八月之れを許可せられたるものにして、大阪市明治己酉火災罹災者、廢兵、軍人遺族家族の授産及養育、其他一般慈善救済に關する事業を擧ぐるを目的とし、事務所は大阪市役所内にあり。總理府知事副總理は大阪市長の下に監事・評議員等を置き、現に授産・育兒救療・養老・保育及軍人遺族・廢兵救助等の六事業を實行しつゝあり。其中育兒部、弘濟尋常小學校、保養所、養老部は本村に設置せらる。今左に其概況を掲ぐ

育兒部 本村大字林寺七十二番地に在り。大正二年二月、元大阪汎愛扶殖會の土地建物其他附屬物を合せ買収して開設準備をなし、五月、從來大阪市より博愛社・愛育社、汎愛扶殖會へ委託せる育兒・孤兒・貧兒等百三十六名の引繼を受け、事務を開始したり。其後收容兒童數の増加と共に十五六

年以上の年長者十餘名を數ふるに至りしを以て、隣接せる汎愛扶殖會の建物を買收し、大正六年七月より清友舎と稱して之れに居らしめ、又羸弱兒童二十餘名の爲に泉北郡上條村に臨海養育所を新築し、同年八月より此種兒童を收容せり。收容舎は年長男兒一棟少年少女四棟、各棟に便所を附屬す。講堂は一棟ありて約三百人を收容す、其他病室・浴場（普通及疥癬浴場）炊事場 事務所等あり。收容者の教養は寄宿制度を採り、十家庭に分割し、一家庭に保母一名を配し、十名乃至十五名の兒童を監督せしむ。收容兒童は多く下層民の子弟にして、悪習慣と傳染性疾患を保持する者多きに因り、收容の當時は特に別室に於て保育教養し、且つ醫師の診斷治療を受けしめ、他兒童に對する感化上支障なきを認めたる後ち、他の保母の受持に屬せしむ。學齡に達せざる五才以上の兒童は幼稚園を設け、二名の保母毎日一二時間訓育せり。大正六年末日團兒現在男八名女六名あり。義務教育を終了せる年長兒童の教養は、男兒は一は進で高等小學に通學せしめ、一は附屬農園に於て農業を修得せしめ、女兒は主として炊事・裁縫・洗濯等の家事を實修せしむる外、男女共に補習科に在りて學業を繼續せしむ。又二名の年長男兒は徒弟として他家にありて大工職及薪炭商見習中なり。收容兒童中の盲啞者は市立盲啞學校に託して教養せしむ。目下盲啞教育を受け居るもの盲生一名、啞生二名なり。最後に乳兒は直に里兒委託として天王寺附近及北河内郡交野村附近に附託せるもの現今男二九、女三一計六十名あり。此等の状態は里兒係事務保母を巡回せしめ

常に視察を兼ねて里親候補者を調査せしむ。次に時々收容兒童中より養子に貰受けを希望するものあり。此養子縁組に際しては先方の人物職業資産愛情等兒童の前途を顧慮し、十分調査の上、會長後見人として縁組を承諾す。創設以來今日迄の縁組累計男十一名、女十二名あり。收容者に對する慰安としては家庭に於ける團欒を主として新年遊戯會（一月四日）・創立記念日（五月三日）運動會・庭園の設備・夏季海水浴・幻燈會・蓄音器會並びに通學兒の春秋郊外遠足の如きも亦教化の伴ふ慰安なり。罹病者は救療部生野保養所醫院の診察又は來診を受けしめ、稍重患にして特に看護を要するものは病室に移し、又は救療部大阪慈惠病院に入院せしめ、或は専門科醫の診療を受けしめ、天性羸弱なる兒童は臨海養育所に移し醫療と共に自然療法を採らしむ。毎年未收容者數左の如し

年次	大正二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
現在數	一四一	一五九	一六九	一八〇	二〇一

本年に於て罹病者男十八女十七、計三十五人、内死亡したる者男四女六計十名あり。

農園 作付坪數及種別は蔬菜園千四百四十坪、普通作物園五百四十坪、果樹園桐畑千十坪、水田二百五十二坪、桑園二百七十坪、草花及多年生花卉園二百五十七坪、合計三千七百六十九坪。此外耕作用道路用水池並びに肥料置場等を附屬せり。終日農藝に従事するもの育兒部兒童中四名、半日も

の三名、放課後従事するもの三十名にして、其外養蠶期に従事する女十八名、並に専務授業者及常雇農夫各一名、牛一頭(臨時借入)なり。耕作の年處淺きも果樹類にては桃葡萄、木材類は桐、特用作物は桑・除虫菊、米穀類は麥米、蔬菜類は體菜・水菜・大菜・蕪菁・葱・豆類・茄子・南瓜・胡瓜・甘藷等を栽植し、大正六年收穫高總額金貳百七拾九圓、外に蠶業收入金七拾八圓、及養仕事の草履見積額金六圓八拾參錢なり。従前手工的作業を課したるも、農業繁忙となりし爲自然中止し、耕作は男子にして收容兒童の義務教育終了者は終日従事し、在學中の者は課業終了後之れを行へども、夏期繁忙の際は女子も協力せり。雨天寒天には男兒を雨天運動場、又は農具室に集合せしめ、養仕事を爲さしめ、生産品は日常の使用に供し時に其殘部を賣却す。鶏・山羊飼育は現在僅少なれども、逐次繁殖を計らんとす。又別に特殊技能を有する兒童は機織・豆腐製造の業を修め、相當の成績あり。養蠶は保姆監督の下に飼育に従ひ、農園栽植の桑樹の發育と相俟つて漸次發展せしめんとす。弘濟尋常小學校 育兒部の兒童中學齡に達したるものに國民教育を施す爲に同構内に設立せるものにして、大正二年五月二十六日、府知事の認可を受け、同年六月創立、同年十月教育勸語謄本を拜戴せり。本校の教則は小學校令同施行規則により實施し、年長の兒童には教授時間外に農業を練習せしむ。又本校兒童は先天的の原因及收容前養護の關係上、身體精神の發育一般兒童に劣れる者多きを以て、學科教授及其他施設事項實施の際、特に體育と精神修養とに重きを置き、生活に必須なる知識技能を授けることに留意せり。學級は三學級に分ち、複式に依り教授し、別に補習科を置く而して學童の大正六年度調異動狀況左の如し。

前年越員	新入學	計	卒業	退學	計	年末現在
大正二年 男 11 女 11	259 279	259 289	11 11	58 58	58 58	351 321
同三年 男 21 女 21	214 214	214 214	11 11	58 58	58 58	248 248
同四年 男 28 女 28	110 110	110 110	11 11	58 58	58 58	350 350
同五年 男 30 女 30	354 354	354 354	11 11	58 58	58 58	353 353
同六年 男 33 女 33	354 354	354 354	11 11	58 58	58 58	350 350

六年度末日現在

補習科	六學年	五學年	四學年	三學年	二學年	一學年	計
男 12 女 8	22 4	44 8	9 11	55 10	8 13	10 14	50 30 80

而して日々出席平均數は八六・五五人男五四・二五女三二・三〇にして、缺席者の殆んど全部は病氣

缺席なり。育兒部の項に記載せる如く本校卒業生又盲啞生其他の他學校に通學中の者。七年末に於て男十五女三あり。本校職員は校長以下三名にして兒童の教科書及學用品は一切支給すること勿論なり。

生野保養所 大字林寺九十九番地に在り。病棟は四個に分れ、其二個は普通病者用、他の二個は隔離室にして、結核患者重患者用診察室・看護婦室等なり、其他醫務・藥局・事務所等あり。禮拜堂・手工室は養老部と共通なり。當所は大正三年の建築に係り、衛生上略理想的にして庭園特設上水道等深く留意する處あり。當所に收容するは大阪慈惠病院入院患者中の輕快に赴きたるもの、及養老部收容者中の罹病者等に限る。恢復期に向ひたるものが再び重患に陥るを防ぎ、又は社會に出で、直ちに有用の職務に従事し得べき健康體に復せしむる爲、任意的なれども勉めて勸誘して手工に従事せしめ、又は輕易なる勞役に服せしむ。教化慰安は毎月二回淨土宗布教師の出張を乞ひて修養上の道話を聞かしめ、素人淨瑠璃會・琵琶會等を開き、或は庭園の散策、花卉の手入、或は手工の如き勤勞より來る慰安を自發的に享けしむ。累年末收容者左の如し

年 度	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年
收容者數	五二	九一	八九	八〇	一二四

七年末收容者中重なる疾病は肺結核九十七、胃加答兒二十等なり。

養老部 前記保養所と同番地に在り。大正二年五月育兒部構内の一部を劃し、豫て大阪市より財團法人大阪養老院に委託せる種齡者五十名の引繼を受けて事業を開始し、次で收容者の増加と一は幼老同所にあるの弊を避くる爲、隣地を買收し、救療部生野保養所と共に新築し、大正三年十一月九日之れに移轉し今日に及べり。

收容舎は本舎及別室の二棟あり。手工室兼慰安室は大凡百名餘を收容し得べく平日は此處に集り手工し、時として慰安會を催す時にも使用する。禮拜堂は大凡手工室と廣さ同じく本尊其他は淨土宗布教團より寄附せられたるものなり。其他炊事場・物置及浴場等あり。當部に收容せらるる者は老齡に及び扶養義務者なく、自活し得ざる悲惨なる老男女にして、赤貧洗ふが如き境遇にありし者なる爲め、新入者收容に當りては襦袢下帶足袋迄も給與し理髮入浴等により清潔を保たしめ、安情徒食のため健康を損ふを防がん爲め、本人の希望に依り手工庭園の手入掃除、婦人にありては洗濯、裁縫等を手傳しむ。累年末の現在數は左の如し

年 度	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年
收容者數	四八	五四	五五	四八	四六

作業も亦創設當時より課せる古き歴史を有するも、作業能率の低きと、製作に拙劣なる、或は受負者の廢業等により、種々轉換し、目下は硝子光球切り及ライスペーパー表紙付の二種を課し居れり而して右の工賃は規程により其二分の一は現金にて支給し、必要の資に供せしめ、他は各人一冊宛の通帳を以て貯蓄銀行に預金せしめ居れり。本年末貯金狀況左の如し。

人員	金額	人員	金額	人員	金額
男 一〇	六九、二七九	女 一八	六六、一三五	合計 二八	一三五、四一四

此等の貯金は罹病等にて保養所に轉出後嗜好品滋養品の購入に費消せらるゝもの多し、當部職員は主任以下事務員三、炊事夫三、裁縫婦、洗濯婦、使丁各一名(凡て保養と兼務)を以て従事せり。(大正六年末調)

大阪汎愛扶殖會 大字林寺二百二十九番地に在り。明治二十九年五月の創立に係り、同三十六年十月財團法人の認可を得たり。現在收容者數左の如し。

計	男	女	三歳未満	六歳未満	十四歳未満	十八歳未満	十八歳以上	計
一	二	六	二	四	九	三	四	二
二	六	二	四	九	三	四	二	六
三	二	六	四	九	三	四	二	一
四	二	六	四	九	三	四	二	一
五	二	六	四	九	三	四	二	一

職員としては主事一名を置くのみ。

沿革 創立者加島敏郎は兵庫縣豊岡町の人なり。明治二十九年五月、大阪市今宮貧民窟に居し、孤兒貧民の救済に着手し、三十一年より初めて博く世上の寄附金を受け、翌年大阪市より棄兒迷兒を、大阪府より女囚携帶兒の保育を託せらる。同三十三年會内を育兒幼稚産業授産の四部に分ちて發展を計れり。三十五年、收容兒女の増加と設備上の必要により地を木村に移し、小學校舎・家族舎を新築す、三十六年十月、財團法人の認可を受けたり。明治三十七八年戰役に際しては軍人子女のために臨時救護所及保育兒收容所を設け、三十九年東北地方凶作の時岩手宮城福島三縣より子女百二十名を收容せり。同年八月大阪慈惠院を合併し、更に五十三名を收容せり。之れが爲め頓に經費膨脹し、經營上困難を來せしより、四十一年十月之れを整理し、以來幸に堅實なる發達をなせり。創立より大正七年末までの收容兒五百八十九名の多きに達す。多數孤兒の將來は健全なる農民たらしめんとするにあり、因て明治四十三年十月東洋拓殖會社より朝鮮慶尙北道大邱府東村に五十四町歩の田畑を得て朝鮮大邱扶殖農園を設けたり。大正三年に至り朝鮮總督府より財團法人の認可を得たるを以て此處に年長兒を移住せしめ、健實なる農場を作り、且つ本會の基礎を堅固ならしめんことを企圖せり。現在本會事業を救済・教育・農業・殖民の四部に分かち内地人朝鮮人の少年青年を收容し夜學に普通學科を教へ朝鮮人には日本語を授け農業を實修せしめ實地農場の收利は分益組織を採り收容兒壯

丁に達する時は配偶者を選びて一家を立てしめ、之れを朝鮮殖民農場へ移住せしめ、既に入戸に達したり。基本財産としては金壹千圓建物八十五坪、價額金四千餘圓、備品同金壹千餘圓及前記在鮮耕地五十四町歩あり。大正七年度調本會の收支(圓以下)は左の如し。

種別	入		支	
	大正六年	設立以來累計	大正六年	設立以來累計
御下賜金(宮内省)	一〇〇	七〇〇		
助成獎勵金(内務省)	九〇〇	二、三二〇		
補助金(大阪府)	九〇〇	五、九〇七		
一般寄附金	一、九七二	一四四、七一〇		
基金	五〇	八〇		
諸利	五七七	二〇、五五二		
諸収入	三、六〇〇	一七四、九八〇		
合計			合計	
			事業費	二、五三七
			業務費	一六五
			外務費	四五〇
			合計	三、五三四
				一〇八、六六五
				二一、九六一
				一〇、八二六
				三三、五二六
				一七四、九八〇

源ヶ橋貧民窟 大字林寺字源ヶ橋附近は明治四十年頃まで大阪市内より落伍し來れる貧民の巢窟にして、中には強窃盜も潜み、最も危險地と目せられしが、其後附近に藤田防水布工場、天神燐寸會社等の工場起りてより、彼等は糊口の途を得、不逞の徒今は次第に其地を去るに至らんとす。村人の談に、此部落は明治二十五年頃には人家僅に五六戸ありしのみなりと云へり。

第三 産業

維新以前は純然たる農村にして、米麥草綿等が主要たる産物なりしが、綿花は疾く既に跡を絶ち、其後大阪市の發展に連れて蔬菜等の園藝作物逐年増加し、又住宅工場等の増加に伴ひ、耕地面積は年々縮少す。商業は日常品の小賣業者約三十戸、蔬菜を大阪市に行商するもの大凡二百戸ある外著しきものなし。工業は眼鏡レンズ製造・マッチ・貝釦・齒刷子・金屬製品・防水布類・セルロイド製品等にして、輸出製造品多きを占むるを以て歐洲戰亂の影響により急激の發展をなせり。大正七年末職業別戸口を見るに左の如し

農業	一四六戸
工業	一三五戸
商業	二〇四戸

以上の外労働者大約四百戸無職者大約六十戸あり。

農業 耕地特に畑は宅地變換又は無作付地多きにより年々減少す。耕地面積、大正四年以後の統計左の如し

種別	大正四年	同五年	同六年
畑田	八〇・三	七九・九	七九・四
畑	七六・八	七〇・五	五八・二
合計	一五七・一	一五〇・四	一三七・六

農家戸數 は專業に於ては漸ろ増加を見るも兼業者に於ては大減少を來せり、左の如し。

年度	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年
專業	五二	五三	五一	六八	七〇
兼業	一一四	一一五	一一二	七八	六二

農家は大字田島に五十餘戸、同林寺に三十餘戸あるの外、他の大字にありては少數なり。
農産物 大正四年以降の收穫は左の如し。

年次	米	裸	麥	蔬	菜	合計金額
大正四年	一八六八 <small>石</small>	二四、二八四 <small>石</small>	八二六	四、四五四 <small>石</small>	九、六二九 <small>石</small>	二八、三六七 <small>石</small>
同五年	一六五七	二六、五一二	五三九	六、四二〇	一五、六〇〇	四八、五三二
同六年	一五一八	三一、九〇七	六八〇	一〇、二〇〇	一九、六〇〇	六一、七〇七
同七年	一七二〇	五一、六〇〇	六四〇	一一、五二〇	二三、七五〇	八六、八七〇

肥料は往時綿作盛なりし時代には魚肥油粕等施用し十分の収益を擧げ得しも、外國綿の壓迫により該作絶滅後は、金肥の施用も衰頽し、現今は主として大阪市の下肥を用ひ、其價額金四千圓に上ると雖も、種糟類の如きは大正六年度に於て金貳百六拾七圓を購入せしに止まる。其他藁灰の堆肥等の農業副産物の肥料五百圓弱あるに過ぎず。

農業労働 は歐州戦亂以來耕地の減少と共に農民の工業労働に赴くもの多く小作人に過不足なきと同時に所謂る作男なる者殆ど其跡を絶てり。明治三十年頃より田植(六月中旬)及中耕(七月初旬乃至八月中旬)の季節には淡路地方より壯年男子毎年大凡三十名前後來村し作男となり、農業労働に従事し、中には稍産を爲りて村内に一家を構ふるに至れる者ありき。大正五年頃に於ける其賃銀は植付一段歩金四圓中耕は金貳圓五拾錢位なり。而して一般に賃銀は年々昂騰せり。

農民労働の日數は其作業の性質として天候に左右せらるゝこと多きが故に、精確の計數を擧ぐることは能はずと雖も、正月三日、五日七日十五日二十日、節分、三大節、鎮守祭日(春夏)各二日、盆三日及雨祝ひ等は主なる休日にして、之れに雨天の休日を加ふれば一年大凡二百五十日を最少とす。農家一年の収入は大農金五百圓中農金參百圓小農金壹百圓位の純益ありと云ふ。一段歩の小作料は平均田一石二斗(石代金貳拾五圓)畑金八圓なり。耕地は逐年宅地と變じ、同時に小作人は工業労働者又は行商人に轉するが故に、小作人の過不足を訴ふるに至らず又古來小作料につきて紛擾ありしを聞かず、

村民の所有に係る耕地約五十二町歩、宅地四萬二千六百坪、九百二十八筆、村外民主として大阪市民の所有に係るもの耕地約九十町歩、宅地二萬七千五百坪、千八十九筆あり。
 土地に附帯する債務は、大正七年中の調査に據れば千圓以上のもの參萬八千五百圓は銀行より、千圓乃至貳千圓のもの金四千五百圓は村内個人より、金七萬九千五百圓は村外より借入れ居れり。何れも二ケ年間期限にして利率九分二厘乃至六分六厘なり。

副業としては養鶏を爲すものあれども、生産高の見るべきものあるは眼鏡レンズ製造なりとす。然ども現今にては大に發達して本業となす者多し。次の工業條参照すべし。

家畜 牛畜の頭数は年内季節に依りて甚しく異同あれども、平均二十頭あり。本村農家大抵本郡城北村の農家と組合ひ、之れを飼養す。本村にては十二月より翌年三月迄及七八兩月の間水田耕耘に使役し、城北村に於て前記の殘六ヶ月間、藁藁の栽培等に使役す。

養禽 本村農業の特色として養禽の盛行を記せざる可からず。本業は明治四十年中杉山茂三郎なる者岐阜縣より來住し、名古屋コーチン種の飼養を始めたるに起因し、現今にては一戸の飼育數三千羽以上のもの四五戸、少なきものと雖も五十羽を下らず。最近二三年間の統計左の如し。

年次	種別	戸數 <small>子羽以上飼養</small>	成 禽	數	價 額(圓)	産 甲(圓)	價 額(圓)
大正四年	鷺鷥	六〇	九、〇〇〇	二、七〇〇	七、六〇五	七二、九〇〇	一八、二二五
同 五年	鷺鷥	七九	一六、六三〇	三、一六〇	一五、六〇二	一、三四七、三〇〇	二五、〇三〇
同 六年	鷺鷥	一〇八	三四、九〇〇	三〇、四八〇	四六、〇二〇	二、七七〇、四〇〇	七七、五六六

無限田島信用販賣責任購買生産組合

農家の副業生産品たるに止まりし眼鏡レンズは、從來各自大阪の間屋に販賣せしが、毎年々末に至るや問屋は極めて其買入價格を低下するを例とし、製造者は年末の金融逼迫の爲め涙を吞みて賣却するを常とす。之れを救済せんが爲めに明治二十七八年戰役後、一度同業組合を組織せしが、其方法を誤りし爲め解散し、復之れが再興を圖りしが成らず、再び曩の悲惨なる問屋の買収に服従するに至れり。茲に於て明治四十年一月、大字舍利寺の澤竹美誠は産業組合法に依る組合の新設必要を村民間に苦説し、終に八十二名の賛成者あり、同年九月府知事より組合設立の認可を得たり。明治四十二年中大阪の眼鏡問屋は同盟して此組合を破壊せんとし、本村レンズの買入を停止せしかば、理事等は東京に赴き該地の商人と直接取引の契約を遂げて之れに對抗し、勝を占め、大阪商人の不買同盟を破りしことあり。其後世上一般商況の不振に連れ、大正二年頃よりレンズの價格も亦低落せしが、製産業者等は商人の暴利を占むるに基因すと信じ、組合理事者に於

ても亦同一感想より組合員の製作品を組合に於て一時購入貯蔵して時價の昂騰を待ちたりしが、價格益下落し且製品は貯藏期長年月に互る時は暗翳を生ずるを以て、已むを得ず損失を忍び放賣せざる可からざるに至り、茲に組合成績に大蹇蹟を來し、爾來復び發憤再興の機運を見ざるは惜むべし然れども最近當事者間に於て組合組織及現在役員の一部を改め、更に再起の方針を計畫中なれば、現在の悲境を脱出するの日將さに近きにあるべし。大正六年度末現在組合員數八十八、出資口數百口(出資金五百圓拂込未済資金八拾四圓) 損失金五拾參圓餘なり。

工業 本村の工業としては從來眼鏡製造を主要なるものとす。その起原は安政年間であり。田島村石田大次郎は同村庄屋の家に生れしが、幼にして右脚の自由を失ひ、父祖の業を繼ぐこと能はざりしかば、徒食するに忍びずとて、丹波に往き、眼鏡製作の技を習ひ、安政四年五月、家に還りて之を業とす。其後村民の傳習を受くる者逐年増加し、大正にありては年々巨額の産額あり。大正二年四月、村民等大次郎の爲に田島神社に職徳碑を建て、その功を勸せり。大次郎は天保二年三月を以て生れたれども其歿年は今詳ならず。眼鏡最近の生産高左の如し。

年 度	箇 數	従 業 者 數	生 産 額
大 正 六 年	三七五、九〇〇 <small>円</small>	二五七 <small>人</small>	二〇四、三〇〇 <small>円</small>
大 正 七 年	二六〇、〇〇〇	三〇五	一二二、九〇五
大 正 八 年	四〇〇、〇〇〇	三五〇	四八〇、〇〇〇

專業工場としては明治四十三年、大字林寺に藤田防水布會社の工場起り、大正元年大字國分に秋山珙瑯工場起る。是より本村の工業は勃興の氣運に向ひ、歐州戰亂の影響は幾多の工場設置せられて急激なる發展をなせり。其工場の主要なるもの左の如し。

〔會社及工場〕 藤田防水布合資會社 大字林寺に在り、明治四十三年三月の設立に係り、防水布製造販賣を目的とす。資本金壹萬圓、積立金六千圓あり。代表者は藤田源治にして、職工二十名を使用す。

合資會社岩崎製鋸所 大字國分にあり、大正三年四月の創立にして、鋸釘製造販賣を目的とす。資本金四千圓積立金四百圓あり。代表者は岩崎源兵衛にして、職工十名を使用す。

石崎増塙合資會社 大字國分に在り、大正五年八月の創立に係り、硝子用増塙製造販賣を目的とす。資本金壹萬貳千圓、代表者は島光實平にして職工數三十二名あり。

牧村セルロイド工場 大字林寺新家に在り、大正三年十一月創立、セルロイド品を製出し、大正六年度産額七萬餘圓米國に輸出す。工場主牧村松藏、職工數二十三名なり。

秋山珙瑯工場 大字國分にあり、明治四十五年二月の創立に係り、珙瑯品を製造す。職工數二十二人、工場主秋山龜次郎なり。

大坪齒刷子工場 大字國分にあり、大正四年三月創立、各種齒刷子を製造す。大正六年度産額金四

萬餘圓米國へ輸出せり。職工數三十名にして、工場主大坪正一。
 天神製燧工場 大字林寺に在り、大正三年九月創立に係る、黃燐々寸を製造し、大正六年度産額金拾參萬餘圓支那へ輸出せり。職工數百九名工場主は天神馨なり。
 山口金屬洋燈工場 大字舍利寺にあり、大正六年一月設立にして、各種金屬洋燈を製造す。職工數二十五名、工場主山口元次郎なり。

商業 記述に値する事實なし。商家の取引は一年六回を普通とす。酒米の小賣商は市部の同業組合に入れり。村内には金融機關たる銀行本支店なく、大阪市に在るものに由れり。交通運輸業に就ても亦記すべきものなし。車輛は左表の如し。

車輛表

種別	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
馬車(荷物用)	三八	三七	四六	四九
牛車	六	六	六	五
荷車	二九七	二九四	二八〇	二六三
人力車(一人乗)	二	二	二	二
自轉車(普通)	九七	一〇二	一七二	二四六
總計	四四〇	四四一	五〇六	五六五

第四 神社

田島神社(村社) 大字田島字神子田六百十九番地に鎮座す。祭神少彦名命、菅原大神、八幡大神、事代主命なり。本社所藏の文書は距今大凡八十年前まで傳りしが、保管所屋根の雨漏又は洪水に浸漬せしを氣附かざりしより、全部腐滅したれば、今に於て之れを徵知するに由なく、氏子の老年者と雖も八十歳以下なれば、記憶の採録するに足るものなし。由つて遺物寶物等にて考ふるに、拜殿前に石燈籠一基在り、圓柱臺の前方に向つて右より戎三郎天神大菩薩八幡大菩薩と刻し、後方に貞亨元甲子年吉日と刻せり。又社寶とせる後陽成天皇御筆の一軸には「南無天滿大自在天神」とありて裏面に「元祿十四年辛巳年六月八日大阪住平野屋與右衛門爲諸願成就寄附之」とあり。尙ほ一軸には唯だ「天滿宮」と書して外に一文字を記せず。又一額には「天滿大自在天神」と記し、裏面には「攝州東成郡田島村改懸神額記、明和七庚寅年夏摸寫天先祖命禪師直筆、敬奉揭氏神寶前、所願萬姓康安、村民榮昌、至禱々々、願主等敬白」とあり。按ずるに此等は何れも今の主祭神少彦名命に關係なきを以て、昔は菅原大神を主祭神とし、事代主命八幡大神を相殿とし、天滿宮と稱せしならん。即ち此三神の神體は古き木像にして、少彦名命のみは御幣なり。櫃代には「寛政四壬子年三月吉祥日別當大阪大學院」と記せり。蓋此頃より少彦名命を加へて主祭神とし前の三神を相殿に更へ奉りて天滿

宮を天神社と稱せしものなるべし。明治四十一年五月、本村無格社八阪神社を當社境内に合併移轉して末社と爲し、明治四十二年四月天神社を改めて現社號とせり。明治四十年十一月、當時の境内の内三段六畝五歩を賣却し、其収入金を基本財産に編入したり。此頃迄は老杉雜木の類、鬱蒼繁茂し、狐狸棲息せし程なりしが、神社整理のため開拓せられ、年々樹木枯死して今は僅に六七百歳の老松二三と、明治三十二年頃補植せる若杉のみとなり、唯だ伐採後の切株當時の面影を忍ばしむるのみ。現在境内は官有地にして二段八畝十一歩あり。本殿は南向にして三方屏を巡らし幣殿・拜殿相接続す。本殿は瓦葺平家を以て覆ふ。拜殿の南西に東向して末社八阪神社あり。南隣には亦東向して末社伊弉奈岐命神社(昔は愛宕神社と稱せり。石燈籠には延享四年十一月の文字を刻せり)あり又參詣道を隔て、井戸屋形あり。南に社務所地車庫及職徳紀念碑あり。神寶には後陽成天皇御親筆一軸、筆者不明一軸、由來不詳鳥の餅搗杵三本等あり。毎年十月十四日未明に、前日氏子宮座より集めたる糯米一斗二升を、古例により其年行司の宅にて三本の古杵を以て搗き、卜餅を製す。之れを鳥の餅と稱す。半數は御初穂として秋例祭の神饌とし留め置き、殘餘は一個宛氏子の小兒に與ふ又十二月十八日同様行司宅にて元旦献饌すべき大鏡餅を搗く。前後共撤饌は初め献米せる各戸に返へす。鎮火祭には大正二年迄は古例蜜柑を撤き當日近郷よりも參詣者多かりしが、眼鏡製造業不振の爲め一時中止し今日に及べり。(古蜜柑撤ハ大阪住人羽田筑前ガ病氣平癒祈願成就セシニ因リ駒(犬ヲ献シ尙同時ニ撤饌ノ蜜柑ヲ撤キシト古老ニ聞ク)社業追記)産兒の初宮詣

には小豆其他の品を神前に献じ、撤後境内に於て氏子中の小兒に顔續きとして分配す。村民は例年八月盆の頃大峯山に又三四年に一回四月頃伊勢參宮の團體を作り、出發當日早朝氏神に參拜す。其節境内の土砂と參詣先の境内土砂とを取替へ、歸國一番に舊に納めて禮拜解散す。高野山參詣の時も亦同じ。又一月十五日には前年十二月十五日早朝より村内若衆一千束の藁を集めて作れる神繩を一同肩に擔ぎ音頭を囃し來りて、鳥居に掛けしを取り降して、大凡一間半の大きさある三組の松鉾に巻き掛け、別に氏子の分一萬束の藁を上積上げ、神社の燈火を以て當年惠方の開きの方より點火し、氏子は此焚火を火繩に移し、家々にて小豆粥を煮たりしものなり。明治四十年の頃火災危険の虞あるより、其筋の注意に因り廢止し、現今氏子は神燈の火を直ちに火繩に移し持ち歸ることとなり、大注連繩も今廢れたり。舊來村内宮座四十餘戸の者年々交替して祭祀に與りたりしが明治初年以後社掌を置く。祭日は節分二月三日祈年祭二月二十五日(午前)末社八阪神社春祭三月十四日夏祭七月八日秋例祭十月十六日新嘗祭十一月二十三日鎮火祭十二月十日等なり。氏子は本村大字田島の全部百四十餘戸なり。

八阪神社(末社) 社址大字田島字坪内にありて境内二畝十三歩ありしが、由緒其他詳ならず。御神體木造の鏡に「癸巳承應二年二月六日奉再興午頭天王宮、攝州關郡東成田島村施主北田島善助尉敬白」とあり。(本大字は昔時北中南の三部に分れたるものにして、現今南の名稱存せざれども、本部落を北と云ひ、又東南部に中野と云ふ處あり、即ち北田島は氏に非ずして地名なることを知るべし)本と無格社なりし

が、明治四十一年十一月本社に合併遷座祭を行ひたり。此舊社地には地上四歩程に廣がれる根上り
旂檀樹ありしが、土地賣却と共に伐採せられしは惜しむべし。

素盞鳴尊神社(村社) 大字舍利寺字小中無番地に鎮座す。祭神素盞鳴尊なり。明治四十二年六月村
社に指定せらる。當社は大字舍利寺の正北端舍利尊勝寺に南隣し、西は桑津道路に沿ひ、境内官有
地七畝六歩あり。本殿の三方は土塀を巡らし、拜殿の西南神樂殿あり、東南に井戸屋形及社務所あ
り、社務所正面回路を隔て南向して明治四十三年十一月建設の基本財産成就記念碑あり。境内大榎
一株ありしも、十數年前枯死せり。明治三十九年七月、始めて常置神職あり。祭日は節分鎮魂祭祈
年祭新嘗祭は各田島神社と同日午後、夏祭七月十四日、例祭十月十七日、鎮火祭十二月八日なり。
氏子區域は本村大字舍利寺にして、其戸數大凡二百餘あり。

稻荷神社(廢) 大字國分字東に鎮座せり。祭神宇賀御魂神。由緒詳ならず。村社なり。境内百四十七
坪、官有地第一種に屬せり。社殿は本殿桁梁各三尺 拜殿桁二間半あり。例祭日十月五日、氏子二十戸、明治
年七月現在ありしが、明治四十年十月十四日許可、大阪市南區勝山通村社久保神社に合祀せらる同月廿五
日移座。
素盞鳴尊神社(廢) 大字林寺字林に鎮座せり。祭神素盞鳴尊。元祿二年の勸請なり。社格村社。境内百三
十坪、民有地第二種に屬せり。社殿は本殿桁行一間七寸 拜殿桁三間あり。例祭は十月十七日、氏子三
十九戸明治十二年
七月現在。明治四十一年二月二十七日許可、大阪市南區天王寺大道三丁目村社河堀稻生神社に

合祀せらる。

林神社(廢) 大字新家字久田に鎮座せり。祭神素盞鳴尊、御櫛神、野見宿禰なり。由緒詳ならず。村
社なり。境内百二坪、官有地第一種に屬し、社殿は本殿桁三尺 拜殿桁二間あり。例祭日十月十七日
氏子十四戸明治十二年
七月現在。明治四十一年三月二十五日許可、北百濟村村社天神社に合祀せらる。

第五 宗 教

舍利尊勝寺 大字舍利寺字小中三十五番地にあり。黄檗派に屬す。南岳山と稱す。本尊は釋迦如來な
り。寺域二千三百六十六坪(官有地第四種一千二百二十二坪、民
有地第一種一千三百四十四坪)。聖德太子の草創と傳へ、又生野長者の創建なり
とも云ふ。用明天皇の時、此里に生野長者あり、啞兒を生む。一日長者その子を携へて聖德太子に
謁せり。太子はその子前生沙彌となりて太子前身念禪法師の侍者たりし事を知り給ひ、予が前生汝
に預け置たる毘婆尸佛の舍利三顆を返し與へよと命じ給へば、兒は口より三個の佛舍利を吐出した
り。即ち一は四天王寺に安置し、一は法隆寺に安置し、一は長者に與へ給ふ。此に於て長者本寺を
創建せりと云ふ。其後幾多の星霜を経て伽藍荒廢し、僅に太子堂遺存せしかば、里人等之を宇治黄
檗山萬福寺に寄せて末寺とす。一に寛文年間將軍家綱、木庵に
下賜す云ふ、今鐘銘に據る。延寶三年、二世悅山新に建營して木庵を中

祖とす。其後復た頽廢せり。嘉永五年沙門幸道、之れを修繕し、同時に石像觀音三十三所、並びに善光堂を興せり。此石像中には我國彫石術の模範とすべき者多しと云へり。境内樹木繁茂し幽邃閑雅、遙に河内平野を俯瞰して、生駒の連山を望み、詣者をして歸るを忘れしむ。市を距ること遠からざれば、四季を通じて杖を曳く者多く、殊に菜花の候來り遊ぶ者多し。寺實には聖德太子木像楊枝御影と稱する傳同太子自筆畫像、舍利塔入毘婆尸佛舍利一顆、舍利寺祕佛生野長者傳來と稱する印度佛十一面觀音、春日明神畫像、悅山自筆法語、高泉の偈、將軍家綱の書及表門正面に掛かれる木庵筆「南岳山」同く裏面に掛れる聯一對、堂内に掛れる隱元筆「曇華舍」の額木庵筆南岳山入境の詩及悅山筆南岳山入境の詩寛文十二年の舍利寺及舍利寺村之圖舍利寺開堂法語等あり。

南岳山舍利寺鐘銘并引

攝津州城南一里許勝山之右、古有舍利寺焉、乃本朝用明天皇年間生野長者所建也、因其子前身沙彌、爲念禪法師侍者、同發願來日國弘教、念以毘婆尸佛舍利三顆寄之、沙彌拜受、遽爾而寂、既而念來本國降誕皇家、號聖德太子、不忘夙慧、說法度人、時生野長者產一兒、患啞、生攜之謁聖德、德知之沙彌、乃亟呼之伸手云、昔寄汝舍利可以還我也、其子遂吐出舍利三顆、德卽以一顆安天王寺、一顆安法隆寺、一顆與生野長者、今舍利寺是也、以年代寢遠、寺亦荒廢、計千二百餘載矣、予不知何緣、繼席黃檗、感此方善信、以寺基投送爲末寺、則於甲寅春受之、茲乙卯秋建佛殿、工

既竣、冲旅齊天野一笑居士、喜捨大銅鐘、以鎮山門、爲松自信士元照信女均資冥并及幽趣其功德利益、抑亦廣矣、由是山僧瑄謹述厥銘、以記勝因云

一火鑄成大法器、叢林禮樂不思議、聲々喚醒幽冥、個々回炎明道諦、遠近賞音兩耳聽、晨昏扣擊群魔避、功高德勝五須彌、萬古昌隆無以比、昔

延寶四年丙辰姑洗月十五日

黃檗嗣祖沙門木菴山僧敬題

施主 冲旅齊天野一咲

治工 信 濃 椽

光福寺 大字林寺新家字藪跡五十三番地にあり。伯水山と號し、眞宗本願寺派に屬す。境内三百二十

四坪(官有地第四種二十四坪)本尊は阿彌陀佛。寺藏由緒書の覺の一節に「光福寺往古林寺新家開發之砌、釋惠

心と申す禪門の取建にて、□道場に御座候、其後寛永十八年辛巳八月十五日、釋良如様御代、願

主釋淨秀之願により木佛並光福寺々號御免に御座候」云々。境内に一老銀杏樹あり。

弘願寺 大字田島字坪の内六一一番地にあり。眞宗大谷派に屬し、信證山と號す。本尊阿彌陀如來慶

安二年の草創にして開基僧惠誠なり。境内民有地九十坪あり。

眞光寺 大字舍利寺字垣外百三十六番地にあり。眞宗本願寺派、重業山と號す。本尊阿彌陀佛。寛永